平群町地域防災計画

令和２年３月

平 群 町 防 災 会 議

目　次

第1部　総則
第1章　計画の基本方針 1
第1節　計画の目的 1
第2節　計画の運用 1
第3節　計画の修正 2
第4節　計画の構成 2
第2章　防災関係機関の任務分担 3
第1節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 3
第2節　平群町の防災組織 4
第3章　用語の定義 5
第4章　平群町の現況と防災ビジョン 6
第1節　平群町の現況 6
第2節　平群町の風水害特性 12
第3節　平群町の地震災害特性 15
第4節　平群町の防災ビジョン 23

第2部　災害予防計画
第1章　防災基盤の整備 31
第1節　防災まちづくり計画 31
第2節　災害活動体制の整備 35
第3節　情報連絡体制の整備 38
第2章　救援救護活動体制の整備 41
第1節　避難計画 41
第2節　医療・救護予防計画 52
第3節　飲料水・食料・生活必需品の確保 54
第4節　緊急輸送体系の整備 58
第5節　ボランティアの育成・確保計画 61
第6節　要配慮者の災害予防計画 63
第7節　その他応急対策への備え 68
第3章　防災教育の実施 71
第1節　防災意識の啓発 71
第2節　自主防災組織の育成 77
第3節　防災訓練の実施 82
第4章　個別災害予防計画 86
第1節　地震災害予防計画 86
第2節　火災関係予防計画 91
第3節　風水害予防計画 95
第4節　道路関係災害予防計画 100
第5節　地盤災害予防計画 102
第6節　危険物等災害予防計画 108
第7節　ライフライン関係災害予防計画 110

第3部　災害応急対策計画
第1章　防災組織の活動体制 113
第1節　活動体制計画 113

第２節　災害救助法の適用 117
第３節　応援要請計画 120
第４節　災害時の通信連絡 125
第５節　地震情報の伝達 127
第６節　気象予警報等の伝達 131
第７節　早期災害情報の収集・伝達 137
第８節　被害状況の調査・報告 140
第９節　広報計画 143
第２章　救援・救護計画 145
第１節　消防活動計画 145
第２節　水防活動計画 147
第３節　避難対策計画 151
第４節　救出計画 167
第５節　医療・救護計画 168
第６節　要配慮者対策 170
第７節　交通輸送対策等 173
第８節　食料供給計画 180
第９節　給水計画 183
第10節　生活必需品等の供給計画 185
第11節　遺体の捜索・処理及び火葬計画 187
第３章　各種応急対策 189
第１節　ライフライン施設の応急対策 189
第２節　公共施設等の応急対策計画 203
第３節　危険物施設等応急対策計画 208
第４節　二次災害防止対策 210
第５節　防疫・保健衛生計画 211
第６節　廃棄物処理及び清掃計画 214
第７節　ボランティア対策計画 219
第８節　労務計画 221
第９節　住宅応急対策計画 222
第10節　教育対策 225

第４部　災害復旧・復興計画
第１章　公共施設等の災害復旧計画 229
第１節　公共施設の災害復旧計画 229
第２節　激甚災害の指定に関する計画 231
第２章　民有施設の災害復旧計画 232
第１節　生活確保に関する計画 232
第２節　義援金品等に関する計画 238
第３節　住宅復興計画 241
第４節　中小企業等の支援計画 243
第５節　罹災証明書の発行 244
第３章　災害復旧・復興計画 247
第１節　災害復旧・復興計画の策定 247
第２節　災害復旧・復興本部等の設置 248

第5部　広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第1節　総則……249
第2節　南海トラフ地震臨時情報……251
第3節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画……255
第4節　防災訓練計画等……256
第5節　地震防災上必要な防災知識の普及計画……257
第6節　地域防災力の向上に関する計画……259
第7節　広域かつ甚大な被害への備え……260
第8節　地震発生時の応急対策等……262
第9節　支援・受援体制の整備……265

第１部　総則

第1章　計画の基本方針

第1節　計画の目的

「平群町地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び平群町防災会議条例（昭和37年12月平群村条例第5号）に基づき、平群町地域に係る住民の生命身体及び財産を災害から守るため、関係地方行政機関、関係地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の協力を得て、総合的にその効果を発揮できることを目的とする。

第2節　計画の運用

1. 計画の作成機関

「平群町地域防災計画」の作成機関は平群町防災会議とする。平群町防災会議は、災害対策基本法第16条及び平群町防災会議条例（昭和37年12月平群村条例第5号）に基づき設置された機関であり、本町の地域における防災に関する基本方針の決定ならびに「平群町地域防災計画」の作成及びその実施の推進を図ることを目的とするものである。

なお、平群町防災会議の庶務担当機関として、平群町総務防災課がこれに携わるものとする。

2. 他の法令に基づく計画との関係

平群町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、平群町（以下「本町」という。）における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる本計画は、防災基本計画、防災業務計画や奈良県地域防災計画との整合性を図る。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合の計画または県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

3. 計画の習熟

本町及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が充分に果たせるよう、日頃から自らまたは他の機関ならびに住民と協力して調査研究を行い、訓練の実施または図上訓練その他の方法により、計画の習熟に努める。

4. 細部の活動計画や災害対応マニュアルの作成

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画や災害対応マニュアルを作成し、その具体的推進に努める。

第3節　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、修正したときは、速やかに県知事に報告する。

なお、本計画の対象とならぬ関連事象（関連災害）等の取扱いについては、担当となる各主管部署にて対応を行うものとする。

第4節　計画の構成

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階がある。本計画では、それぞれの段階において町、県、防災関係機関及び住民・事業所がとるべき災害対策を実施する際の基本体系を示している。

また、本町の地形、地質、気象、地域特性によって想定される台風、大雨などの風水害や地震災害等の災害を対象として、以下の事項について定める。

なお、本計画のうち、具体的な活動内容や基準、参考資料等は、資料編として編集する。

1. 総則

計画の基本方針、本町及び防災関係機関やその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱、本町地域の災害に関する被害特性とその対応策についての基本的方向を示している。

2. 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限にくい止めるための事前措置として、防災施設の整備、防災教育・訓練、一般住民への防災知識の普及やその他の災害予防に関する事項を定めた計画。

3. 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための措置として組織体制の整備、災害に関する予報または警報の伝達、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項を定めた計画。

4. 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な方針についての計画。

5. 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設や防災訓練、その他地震防災上重要な対策に関する事項を定めた計画。

第2章　防災関係機関の任務分担

第1節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次に示す県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

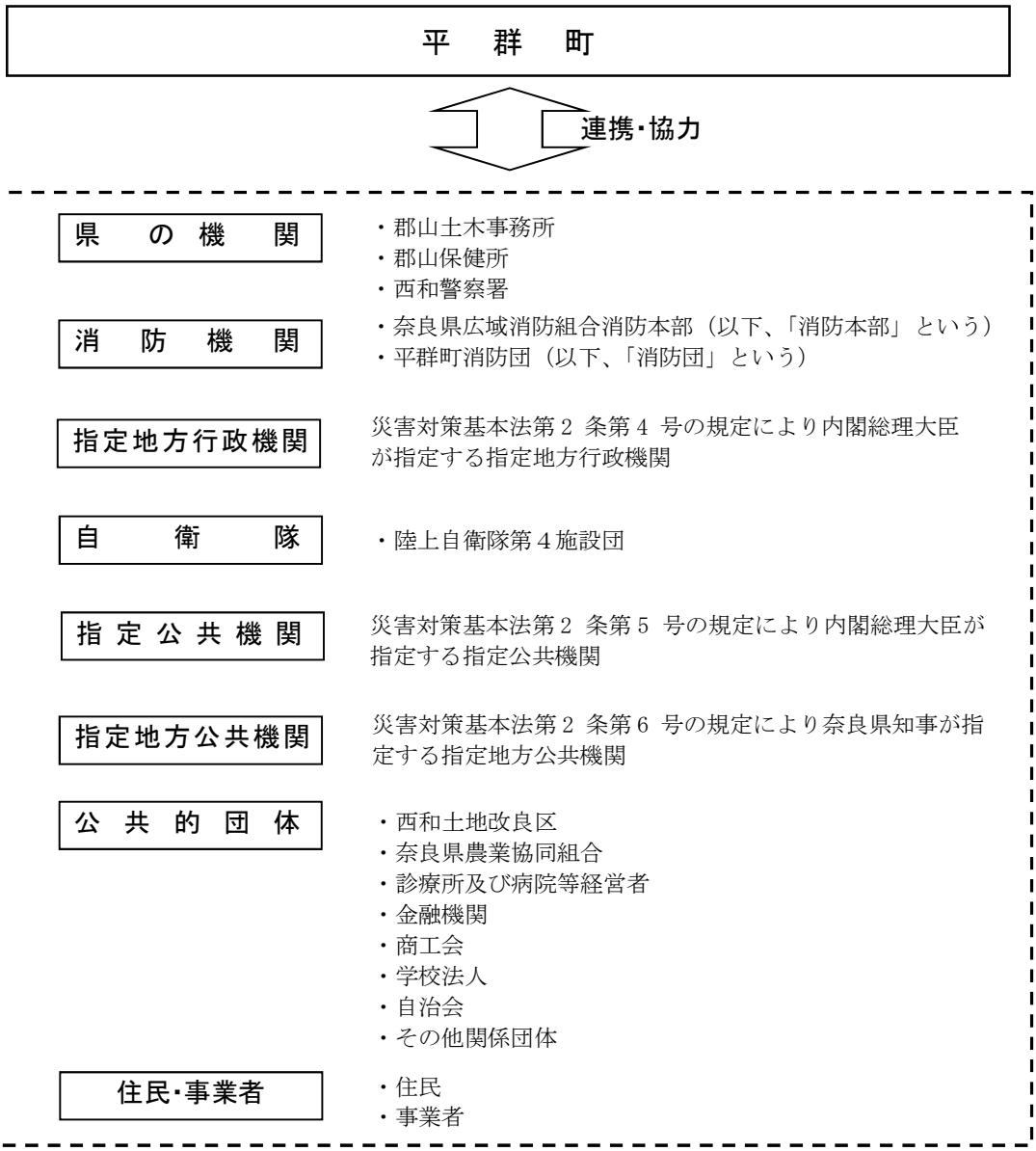

なお、防災に関し、町及び県、その他防災関係機関がそれぞれ処理すべき事務または業務は資料編に示す。

→資料編1-1　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

第2節　平群町の防災組織

災害の予防・応急対策及び復旧対策等防災活動に対応するため、県、町、その他防災関係機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力を得て総合的かつ一体的な防災体制を確立する。以下、本町の防災組織の概要を整理する。

1. 平群町防災会議

災害対策基本法及び平群町防災会議条例（昭和37年12月平群村条例第5号）に基づき設置された機関であり、本町地域における防災に関し、本町が掌握すべき事務を中心として、これに町内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務をあわせて、総括的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする機関である。

(1) 組織

会長　平群町長　　委員　14名

→資料編1-2　防災会議条例

→資料編1-3　防災会議運営規程

(2) 掌握事務

①本計画を作成し、その実施を推進すること。

②本町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

③前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(3) 庶務担当

庶務担当は総務防災課とする。

2. 平群町災害対策本部

町域に災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、速やかに防災活動を行う必要があると認めるとき町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき平群町災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び運営については、第3部災害応急対策計画第1章防災組織の活動体制に基づくものとする。

→資料編1-4　災害対策本部条例

■平群町地域防災組織総括図

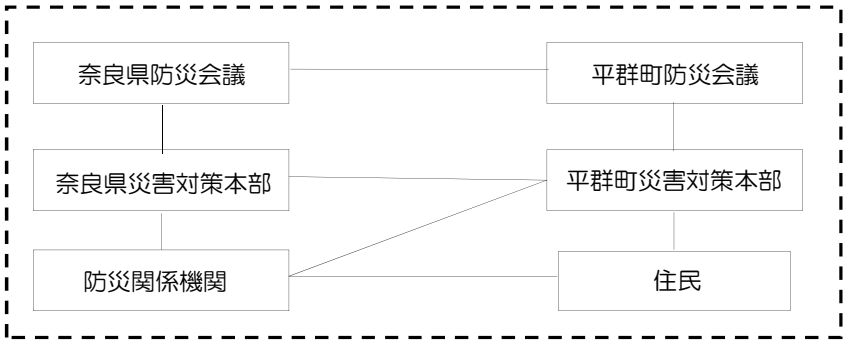

第3章　用語の定義

本計画で用いることばを以下のように定義する。

ことば	定　　義
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。指定緊急避難場所とは相互に兼ねることができる。
広域避難地	大規模火災が発生し、または発生するおそれがある場合に、大規模火災のふくしゃ熱から住民の安全を確保するための場所。
福祉避難所	指定避難所での避難生活が困難な要配慮者に対して、状況に応じて指定する要配慮者用避難所
一時集合場所	災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公民館等。自主避難の際も利用される。災害の状況に応じては、避難所及び広域避難地へ避難させることを前提としており、原則として、施設の管理はそれぞれの自治会等が実施することを想定している。
要配慮者	援護を必要とする人であり、一般的には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

第4章　平群町の現況と防災ビジョン

第1節　平群町の現況

1. 自然条件

(1) 概況

本町は、奈良県の北西に位置し、北部は生駒市に、東部は、斑鳩町に、南部は三郷町に、西部は大阪府東大阪市、八尾市にそれぞれ接している。

本町は、明治22年4月に「平群郡明治村」として発足し、以後、明治29年9月に「平群村」と改称、明治30年4月には「生駒郡平群村」と郡名称が変更された。以降、昭和30年代までは農業中心ののどかなまちとして発展する。しかしながら、鉄道や道路の整備が進み、大阪中心部から20km圏内という地理的条件から、近郊住宅地として脚光を浴びるようになり、昭和30年代後半からは宅地開発が行われ始めた。以後、人口が急増し、昭和46年2月に町制が施行され、「平群町」が誕生する。

■位置及び面積等

町の位置(平群小学校校庭)		東西	南北	面積	海抜
東経	北緯				
135°42’	34°37’	5.5km	6.0km	23.90km^2	60.79m

■概略位置図

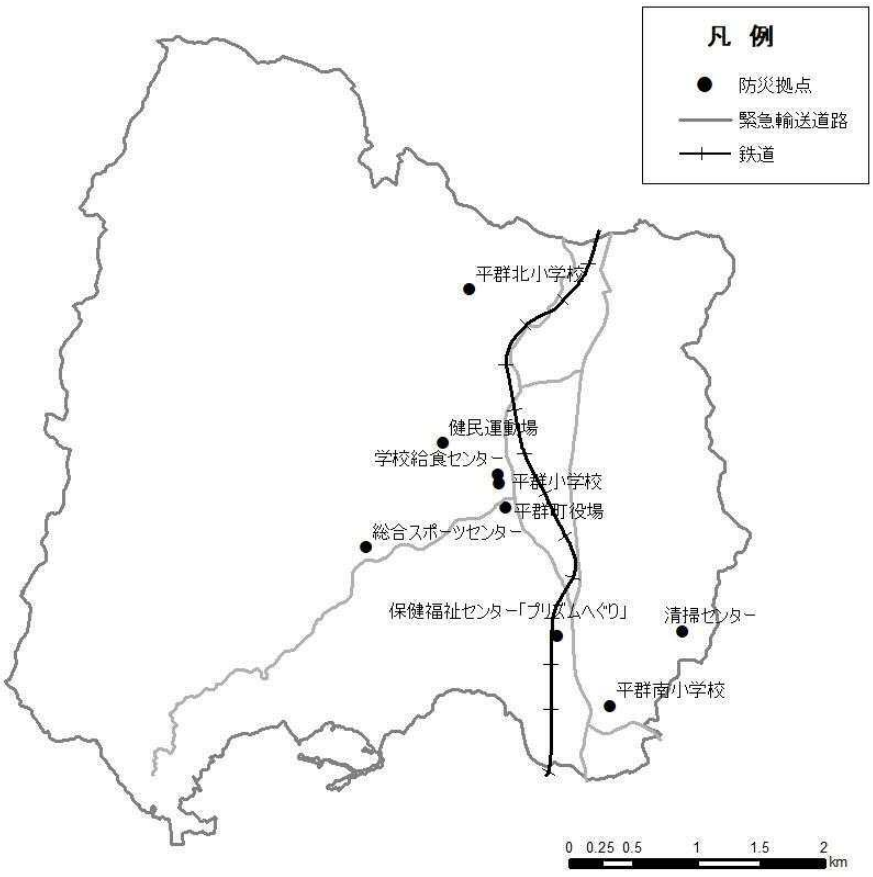

(2) 河川

本町の平坦部を南北に縦断する大和川水系の竜田川を中心に椋原川、外川、灰田川、伊文字川等の支川が分布する。竜田川は本町北方の生駒市に源流をもち、南方の大和川へと流れ込んでおり、元来から水量は多くないものの、豪雨時には浸水家屋を出すこともあった。また、一方で、周辺地域における家庭雑排水や農業用水等の混入により河川汚染が進んでいる。

現在では、河川改修事業が下流方面から進み、浸水のおそれは軽減されている。竜田川における水質汚濁防止対策を推進し、河川管理用道路の整備や観光案内板の設置等、河川沿いの歩行空間の魅力づくりを推進する。

河　川　名	指定区間(m)
大和川 ═ 竜田川	13,239
├── 椋原川	1,500
├── 外　川	600
├── 灰田川	600
└── 井文字川	1,300

（3）地形

本町の地形は、西に生駒山地の主部、東には矢田丘陵が位置し、町域の中央を流下する竜田川沿いに細長い平地が開け、そこに市街地が展開している。したがって、地形区分上は次の3つに大別される。

①山地（生駒山地、矢田丘陵）

生駒山地は、生駒山を中心とした南北に連なる大阪平野北部と奈良盆地側に発達する丘陵や低地地形区との境界をなす山地地形である。西方の大阪府側では急傾斜の断層崖となっているが、本町側の東向き斜面は全般的に緩傾斜であるとともに狭長な谷底平野を伴う細谷に刻まれた小起伏斜面をなす。生駒山系の南端、本町南西端には標高437mの「信貴山」がそびえ、その山容は町域どこからでも眺めることができる。

矢田丘陵は、奈良市・大和郡山市等の西端を流れる富雄川と通称平群谷に挟まれた南北に連なる地形である。本町域では稜線高度は200～250m程度で高度は低いものの、急傾斜の山地を形成している。

②丘陵地及び台地段丘

生駒山地の東斜面と矢田丘陵の西縁を限る断層崖に挟まれた南北に長い構造谷地形区。主に大阪層群の砂礫・粘土からなる小起伏丘陵と下位砂礫台地からなる。平群谷の標高の高い部分を形成している。

③低地

竜田川沿いの谷底平野からなり、丘陵地及び台地段丘とももに平群谷を形成している。平群谷には本町域の住宅地のほとんどが集中しており、主要交通機関である国道、鉄道や町役場、医療施設等社会的・経済的中枢機能が集約している。

■地形分類図

資料：土地分類基本調査－奈良県(1983 年)

（4）地質

本町の地質を地史上の新しい順に見ていくと次のとおりである。

①未固結（沖積層）

竜田川などの河川に沿った低地に相当し、風化した花崗岩山地より発した河川が流域に多量の砂・礫を堆積させたものである。河川周辺以外では、生駒山地を刻む谷地形の堆積層が沖積層として捉えられている。

②半固結（大阪層群）

本町域の大阪層群の大半は竜田川に沿う平群谷に分布する生駒累層であり、花崗岩質の砂からなるチャート礫を含む基底礫岩層の上に粘土層を挟んだ砂礫層が30～40mで堆積した地層である。また、斑鳩町との町境付近の白石畑周辺に一部大阪層群は見られるが、これは佐保累層と呼ばれ粘土・砂の互層で構成されている。

③火山岩（瀬戸内火山岩類）

本町の信貴山山頂周辺に突出する安山岩がこれに相当する。地質年代は中期中新世とされており、後述の領家複合岩類を貫くものである。

④深成岩及び変成岩（領家複合岩類）

花崗岩類・閃緑岩類等（深成岩）からなる本町の基盤となり山地の主体をなすものである。本町の花崗岩類は著しく風化し、「マサ化」が進んでいる。閃緑岩類は久安寺周辺にのみみられる。また、矢田丘陵側の領家複合岩類はほとんどが片麻状ないし線状構造を示す片麻岩類（変成岩）である。

地質時代は白亜紀とされており、本町域では最も古い地層である。

■表層地質図

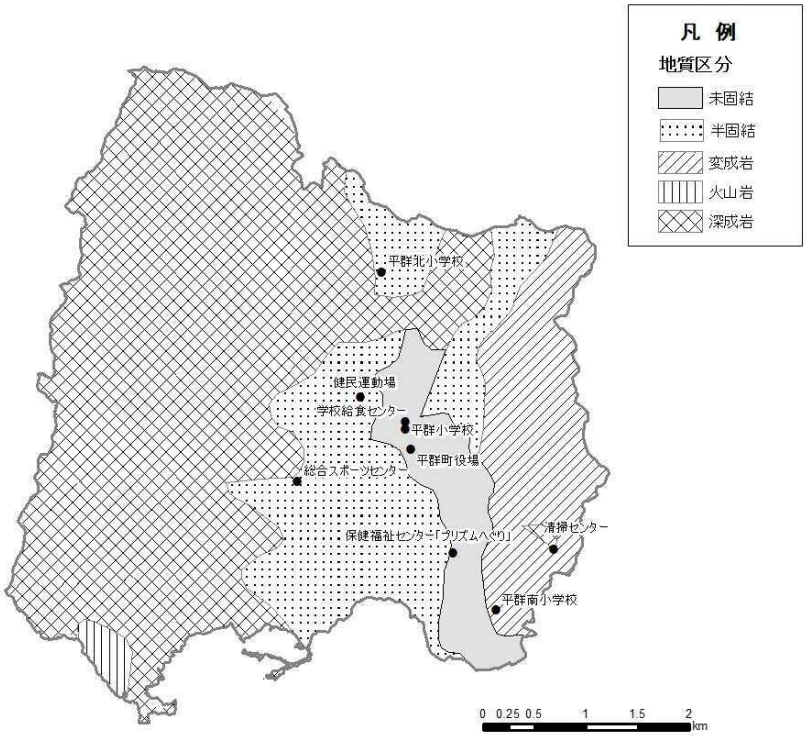

資料：土地分類基本調査－奈良県(1983 年)

(5) 気候

①気象

本町は、西の生駒山地、東の矢田丘陵に挟まれた通称平群谷に生活圏が集中しているため、町域は内陸型の盆地性気候を示す。したがって、大阪・奈良などの平野部に比べると昼夜の温度差が激しく、特に冬季の夜間の冷え込みが厳しい。また、降雨量は夏季に多く、冬季に少ないいわゆる太平洋型の気候区であり、梅雨時期から台風シーズンまでは相当量の降雨がある。また、本町は周辺が山地で囲まれているので台風による強風は隣接の大阪平野に比べると弱い。

②気象災害

いわゆる気象災害には大雨、大雪、雷、乾燥、竜巻等多様な形態があるが、本町において防災上特に重要な気象条件は大雨である。

大雨は梅雨前線、台風、秋雨前線、低気圧、雷雨等により4～11月の期間に発生するが、梅雨前線、台風による6～10月が最も多い。

2. 社会条件

(1) 人口

本町の総人口は、町制施行時（昭和46年）において7,969人であったが、宅地造成ラッシュに伴い、奈良・大阪のベッドタウンとして、年々急激な増加傾向をたどり、現在では、概ね2万人弱となっている。

なお、本町では、町外地域への通勤・通学のため、昼間の流出人口が多い。

→資料編1-5　人口統計

(2) 交通

①道路

本町には、国道が1路線（168号）、県道が2路線（椿井王寺線、平群信貴山線）通っており、生駒市や王寺町への幹線となっている。

また、国道168号は、西名阪自動車道や第二阪奈道路、さらには阪奈道路と直結しており、交通量が多いため、都市計画道路として平群バイパスが整備されている。

②鉄道・バス

本町の公共交通としては、近鉄生駒線のほか、路線バスとして、エヌシーバスが北部から中部にかけた地域の住宅団地を中心に運行されているほか、コミュニティバスが南北循環ルート、西山間ルート、ＮＣバスルートの３ルートで運行されている。

主に、本町の住民に利用される近鉄生駒線の停車駅には東山駅、元山上口駅、平群駅、竜田川駅の4駅があり、運行本数は1時間に約4本である。また、路線バスの運行便数は1時間に約2便で朝夕に集中している。

(3) 経済

本町の産業別就業者数は、第3次産業就業者が多く、全体の約7割を占めている。

①工業

本町の工業は、中小規模の工場・作業所がほとんどである。したがって、本町の場合、工業は主産業とはなっておらず、また地場産業になっているものはない。

②商業

消費者ニーズの多様化等に伴い、平成19年と比較して平成26年の商品販売額が増加している。しかしながら卸・小売の店舗総数は昭和50年代後半をピークに減少傾向をたどっている。また、サービス業、金融・不動産等は年々着実に増加している。

③農業

農家は近年急激に兼業化が進み、専業農家はわずかであり、経営耕地面積も昭和50年には400haを超えていたが、近年では200ha弱まで減少している。特に、田の経営耕地面積は減少が著しい。

（4）土地利用

本町の土地利用を大別すると、山林、農地、住宅地に分けられる。

山林は、町域の約半分強を占め、生駒山地、矢田丘陵のほとんどが山林として利用されている。山林は針葉樹林・広葉樹林・混交樹林それぞれ同程度の割合で構成されており、一部竹林化が進んでいる。

農地は、竜田川に沿った低地と生駒山地緩斜面部に分布している。前者はほとんどが水田で町域中部の梨本、上庄、下垣内、平等寺等に広く分布している。また、後者はほとんどが畑で生駒山地山麓の緩斜面の小河川沿いに既成集落とともに分布している。

また、住宅地は、竜田川沿いの地形区分上「平群谷」に相当する部分に多くの住宅地区、商業地区が集中する。

第2節　平群町の風水害特性

1. 既往の主な風水害

(1) 過去における気象災害

過去に本町内に被害をもたらせた気象災害は戦後のものに限れば、台風や大雨によるもので5件ある。特に、昭和57年には、台風10号と低気圧による暴風雨により、町内で死者3名、負傷者7名を出す気象災害が発生している。

■平群町における過去の気象災害

発生年	発生現象	被害状況
昭和 25 年	ジェーン台風	道路欠壊 16、その他
昭和 34 年	伊勢湾台風	下垣内橋、鳴川橋、西向橋、椿井中橋流失、楪原小橋、梨本橋一部流失
昭和 36 年	第 2 室戸台風	住家、非住家倒壊 13、半壊 21
昭和 43 年	集中豪雨	梨本仮橋、下垣内橋流失、家屋半壊 3、道路欠壊 36、堤防欠壊 13、その他
昭和 57 年	台風 10 号と低気圧	死者 3、負傷者 7、全壊及び半壊、一部損壊住家 49、床上床下浸水 65、道路決壊 17、その他

(2) 災害の特徴

過去の例から時期的な特徴をみると、5月下旬から6月下旬にかけては低気圧による大雨、6月下旬から7月上旬にかけて前線性の大雨、8月上旬から10月上旬にかけては台風によって大雨が降る。また、6月下旬から9月上旬にかけて雷雨による大雨が多くなる。総じて梅雨期から夏季にかけて、局地的な豪雨をもたらすことが多い。

台風を除く大雨の発生原因としては、前線、低気圧、雷雨などがある。しかしそれらが単独で大雨になる例は少なく、“前線に接近した台風”のように併合して発生する場合が多い。

2. 風水害に伴う被害の検討

（1）洪水害

大雨による洪水害は、宅地や農地等に浸水被害をもたらす。本町の場合、浸水の危険性がある区域は竜田川の谷底低地に分布している既成集落である。特に竜田川流域は、昭和57年の水害時には、排水不良による内水氾濫が発生しているほか、浸水被害が発生しており、水害に対する重点的な予防対策が必要である。

竜田川は、本町の区間で一部重要水防箇所に指定されているとともに、県から浸水想定区域図が公表されており、一部地域で浸水被害の可能性がある。

■竜田川浸水想定区域図（想定最大規模）

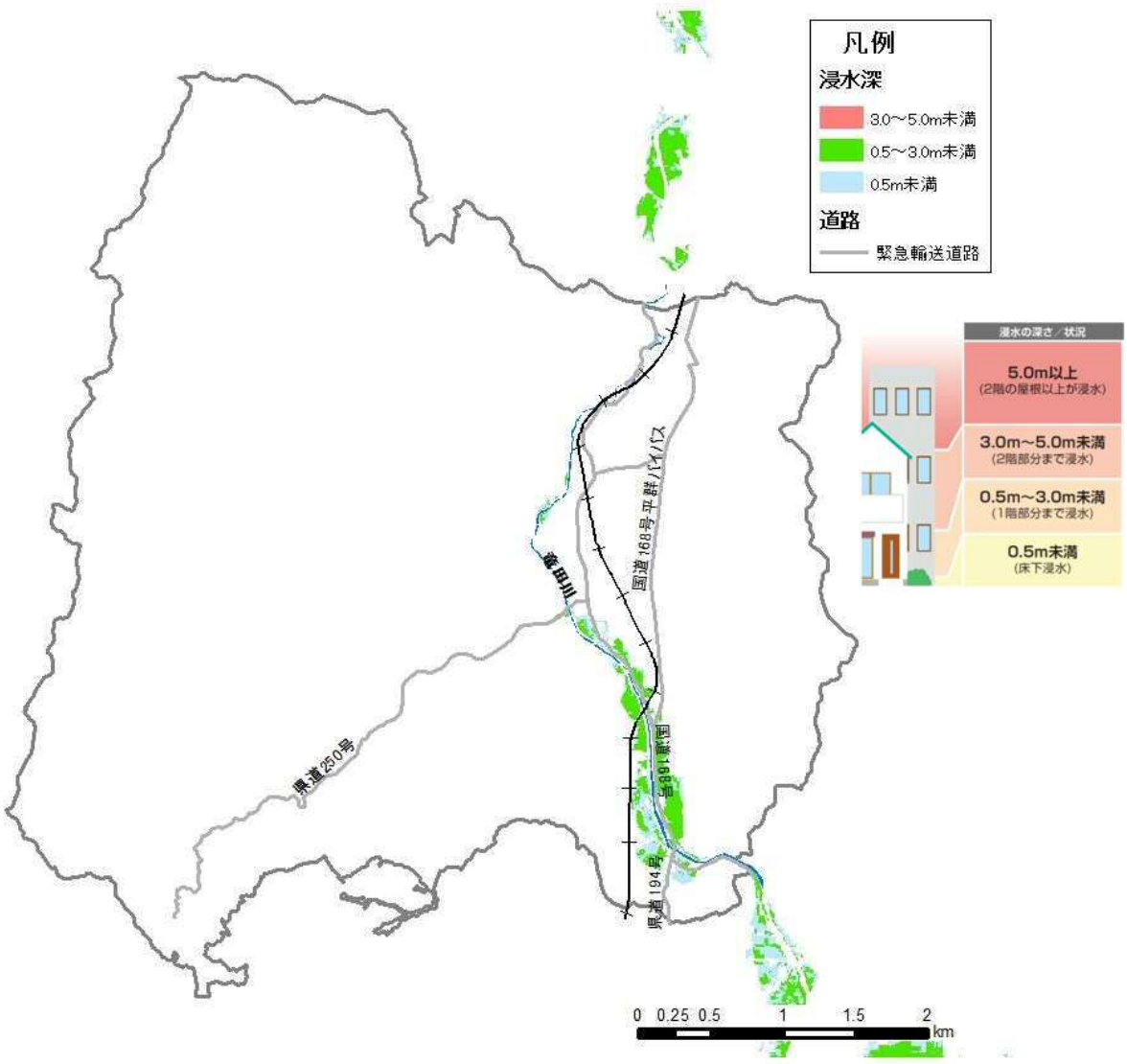

（2）土砂災害

本町における土砂災害の危険性は生活圏が生駒山地、矢田丘陵に挟まれた平群谷を中心に機能している地形・社会条件からも比較的高い。しかしながら、生駒山地の本町側の斜面は比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去においても甚大な土砂災害は発生していない。

本町内においては、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所、地すべり防止区域が1箇所指定されているほか、奈良県により、土石流警戒区域が56箇所、急傾斜地崩壊警戒区域が124箇所、山地災害危険地区が36箇所、抽出されている。

平群町では、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、土砂災害警戒区域の指定が完了した。

■土砂災害警戒区域分布図

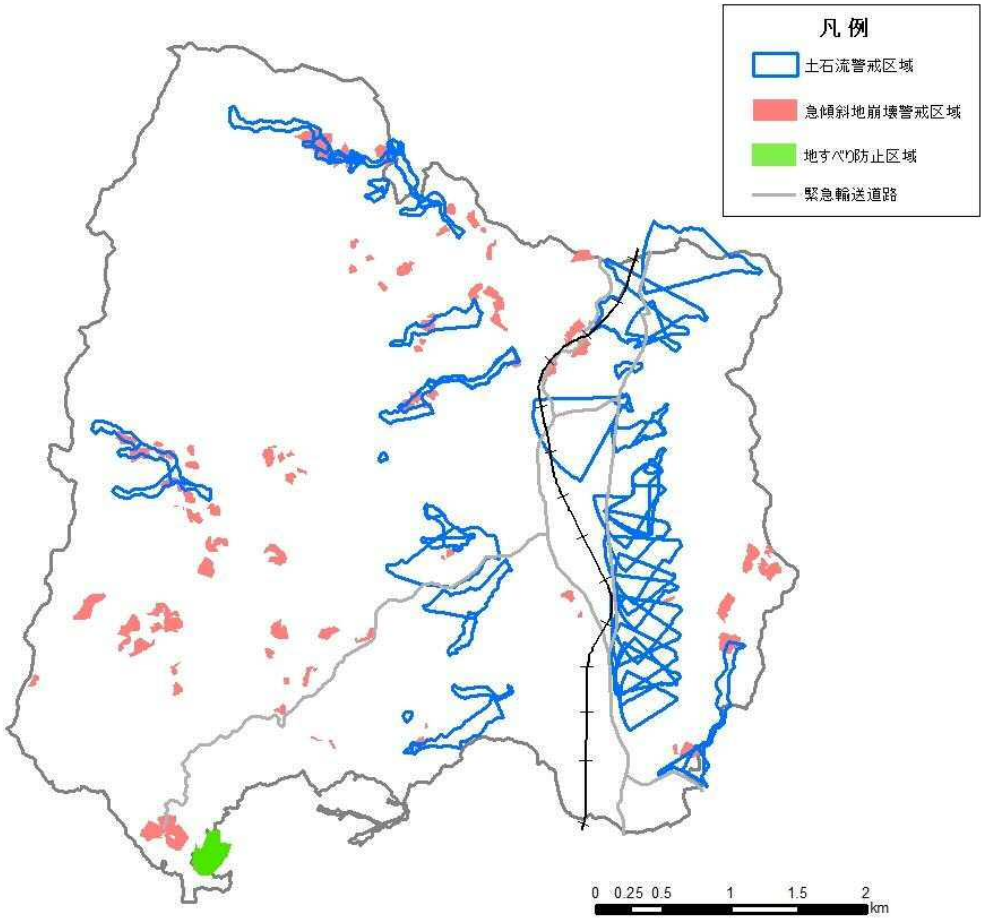

（3）ため池の決壊

河川氾濫と同様に、ため池の決壊は、宅地や農地等に浸水被害をもたらす。

町には、県の調査において災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等、緊急整備を必要とするため池として、8箇所が抽出されている。

第3節　平群町の地震災害特性

1. 既往の主な地震災害

有史以来、本町周辺で発生したと思われる被害地震は、これまでにM5.5～7.6の規模のもので26回ほど記録されている。この中で、本町においても相当の被害があったと思われる地震は、1185年の地震、1596年の地震、1854年の地震等があげられる。

■本町周辺で起こった被害地震（町域から約 70km 圏内）

番号	発生年月日	震央		ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	地　域
		緯度(北緯)	経度(東経)		
1	927.8.11	35.0°	135.75°	6.5～7	京都
2	936.5.22	35.0°	135.8°	7	京都・紀伊
3	976.7.22	34.9°	135.8°	≧6.7	山城・近江
4	1038.-.-	34.3°	135.6°		紀伊
5	1070.12.1	34.8°	135.8°	6～6.5	山城・大和
6	1091.9.28	34.7°	135.8°	6.2～6.5	山城・大和
7	1177.11.26	34.7°	135.8°	6～6.5	大和
8	1185.8.13	35.0°	135.8°	7.4	近江・山城・大和
9	1317.2.24	35.0°	135.8°	6.5～7	京都
10	1350.7.6	35.0°	135.8°	6	京都
11	1425.12.23	35.0°	135.8°	6	京都
12	1449.5.13	35.0°	135.75°	5.75～6.5	山城・大和
13	1494.6.19	34.6°	135.7°	6	大和
14	1510.9.21	34.6°	135.6°	6.5～7	摂津・河内
15	1579.2.25	34.7°	135.5°	6	摂津
16	1596.9.5	34.65°	135.6°	7.5	畿内
17	1662.6.16	35.2°	135.95°	7.25～7.6	畿内
18	1751.3.26	35.0°	135.8°	5.5～6	京都
19	1830.8.19	35.1°	135.6°	6.5	京都及び隣国
20	1854.7.9	34.75°	136.0°	7.25	伊賀・伊勢・大和ほか
21	1899.3.7	34.1°	136.1°	7	紀伊半島南東部
22	1916.11.26	34.6°	135.0°	6.1	神戸
23	1936.2.21	34.6°	135.7°	6.4	大阪・奈良
24	1952.7.18	34.45°	135.8°	6.8	奈良県中部
25	1995.1.17	34.45°	135.0°	7.2	阪神・淡路
26	2018.6.18	34.5°	135.3°	6.1	大阪府北部

資料：「新編日本被害地震総覧・増補改訂版」

2. 平群町及びその周辺に分布する活断層

平群町内の活断層は、東部矢田丘陵に存在すると考えられている。また、周辺地域には、生駒断層、松尾山断層、大和川断層帯などが存在していると考えられている。

■平群町周辺の活断層

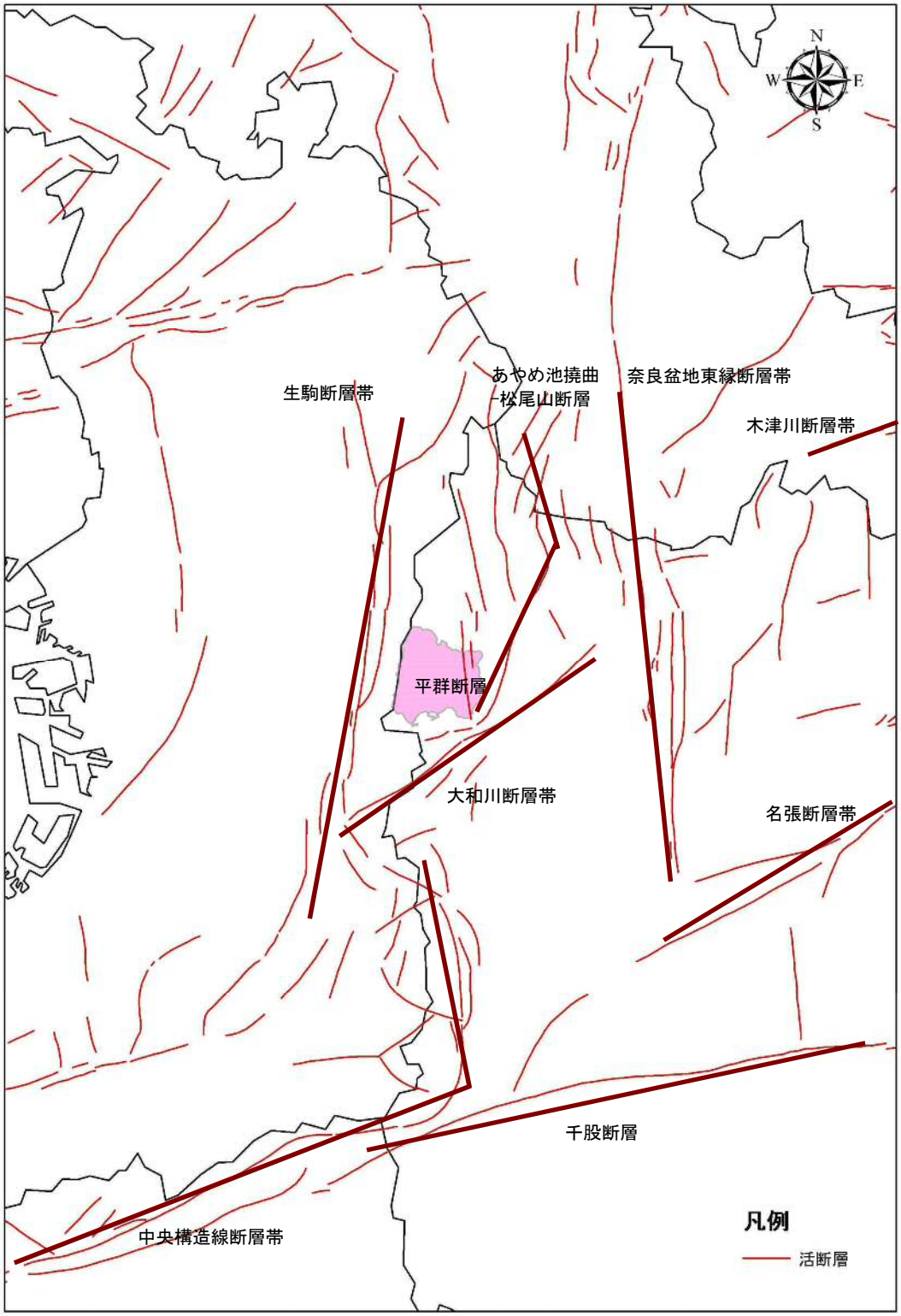

※「新編日本の活断層」参照

※茶色は奈良県第２次地震被害想定調査で想定された断層帯

3. 被害想定

奈良県は、阪神淡路大震災を契機に、県全域に対し、地震が発生した場合においてどの程度の被害が県下に生じ得るかを最新の知見・データ等をもとに想定している（『第2次奈良県地震被害想定調査報告書』（平成17年3月発行））。

本項では、本町の防災計画を策定するうえでどのような地震災害を想定し予防計画・応急対策計画を立てるべきか検討するため、奈良県第2次地震被害想定調査をもとに、本町における地震災害の被害予測を整理する。

(1) 奈良県による調査（第2次奈良県地震被害想定調査）

①想定地震

『第2次奈良県地震被害想定調査報告書』では、比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる8つの内陸型地震と5つの海溝型地震について、250mメッシュを計算単位とした地震被害想定を実施している。

このうち、生駒断層帯、あやめ池撓曲－松尾山断層、奈良盆地東縁断層帯、大和川断層帯、中央構造線断層帯を震源として地震が発生した場合、町では震度6強が想定されており、多大な被害が予想されるため、これらの断層の活動に厳重な注意を払う必要がある。

■内陸型地震の想定震度

断層名	断層の長さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	平群町における想定震度
奈良盆地東縁断層帯	35km	7.5	震度６強
中央構造線断層帯	74km	8.0	震度６強
生駒断層帯	38km	7.5	震度６強
木津川断層帯	31km	7.3	震度６弱
あやめ池撓曲－松尾山断層	20km	7.0	震度６強
大和川断層帯	22km	7.1	震度６強
千股断層	22km	7.1	震度６弱
名張断層	18km	6.9	震度６弱

※震源の深さは兵庫県南部地震後の地震解析結果を踏まえ 10km と設定されている。

■海溝型地震の想定震度

断層名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	平群町における想定震度
東南海・南海地震同時発生	8.6	震度５強、震度５弱
東南海地震	8.2	震度５弱
南海地震	8.6	震度５弱、震度４
東海・東南海地震同時発生	8.3	震度５弱
東海・東南海・南海地震同時発生	8.7	震度５強、震度５弱

資料：「第２次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 17 年３月発行）」

②平群町の想定被害の概要

『第2次奈良県地震被害想定調査報告書』では、阪神・淡路大震災の被害データ等をもとに、奈良県域及び奈良県周辺の直下型地震による建物被害、出火危険度、人的被害の想定を行っている。

同調査では、本町において、特に生駒断層帯が活動した場合の被害が大きく、避難者数は6,000人を超えることが想定されている。

■内陸型地震の想定被害

想定断層	死者（人）	負傷者（人）	住家全壊（棟）	住家半壊（棟）	炎上出火（件）	避難者（1週間後）（人）	断水（直後）（世帯）	停電（直後）（世帯）	ガス被害（直後）（世帯）
奈良盆地東縁断層帯	31	280	746	921	9	3,989	3,272	6,541	3,771
中央構造線断層帯	37	321	916	915	11	4,619	4,053	6,541	3,771
生駒断層帯	61	377	1,445	961	15	6,318	6,493	6,541	3,771
木津川断層帯	9	122	125	886	2	1,283	560	3,125	3,771
あやめ池撓曲－松尾山断層	42	350	1,026	943	11	5,009	4,553	6,541	3,771
大和川断層帯	43	358	1,053	947	12	5,103	4,673	6,541	3,771
千股断層	8	111	112	806	2	1,163	500	2,800	3,771
名張断層	8	100	97	730	2	1,042	428	2,425	3,771

■海溝型地震の想定被害

想定断層	死者（人）	負傷者（人）	住家全壊（棟）	住家半壊（棟）	炎上出火（件）	避難者（1週間後）（人）	断水（直後）（世帯）	停電（直後）（世帯）	ガス被害（直後）（世帯）
東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0	170	0	0
東南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海・東南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海・東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0	170	0	0

注）表中の数値は、「第２次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 17 年３月発行)」による

③必要とされる物資の目安

『奈良県第2次地震被害想定調査』において、町で想定される被害から算定された必要物資等の各種数量は、次の通り想定されている。

■内陸型地震発生時に必要とされる物資の目安※

想定断層	１日当たり食料（食）	１日当たり飲料水（リットル）	生活必需品（毛布、肌着等）（セット）
奈良盆地東縁断層帯	12,150	12,150	4,050
中央構造線断層帯	14,004	14,004	4,668
生駒断層帯	19,134	19,134	6,378
木津川断層帯	4,173	4,173	1,391
あやめ池撓曲－松尾山断層	15,185	15,185	5,062
大和川断層帯	15,466	15,466	5,155
千股断層	3,805	3,805	1,268
名張断層	3,416	3,416	1,139

■海溝型地震発生時に必要とされる物資の目安

想定断層	１日当たり食料（食）	１日当たり飲料水（リットル）	生活必需品（毛布、肌着等）（セット）
東南海・南海地震同時発生	0	0	0
東南海地震	0	0	0
南海地震	0	0	0
東海・東南海地震同時発生	0	0	0
東海・東南海・南海地震同時発生	0	0	0

※地震発生時に必要とされる物資の目安は、以下のように算定した。

・食糧需要は、地震発生直後の避難所生活者数の 1.2 倍を対象者として、１日３回を原単位と考える。

・給水必要量は、地震発生直後の避難所生活者数の 1.2 倍を対象者として、１日３ℓ必要として算定する。

・生活必需品需要量は、地震発生直後の避難所生活者数の 1.2 倍を対象者として、１セット必要と算定する。

④清掃、衛生上の目安

『奈良県第2次地震被害想定調査』において、町で想定される被害から算定されたがれきの発生量は、次の通り想定されている。また、仮設トイレ設置目安については、「震災時のトイレ対策－あり方とマニュアル－※」を参考として、避難者100人当たり1基を必要数として算出すると次のとおりである。

※震災時のトイレ対策－あり方とマニュアル－
（財）日本消防設備安全センター（平成9年3月）が発行する阪神・淡路大震災の教訓から震災時のトイレ対策について整理した書籍。

■内陸型地震発生時に必要とされる清掃、衛生上の目安

想定断層	がれき発生量（トン）	仮設トイレ設置目安（基）
奈良盆地東縁断層帯	128,048	41
中央構造線断層帯	147,025	47
生駒断層帯	205,368	64
木津川断層帯	59,046	14
あやめ池撓曲－松尾山断層	160,122	50
大和川断層帯	163,025	52
千股断層	51,627	13
名張断層	46,178	11

■海溝型地震発生時に必要とされる清掃、衛生上の目安

想定断層	がれき発生量（トン）	仮設トイレ設置目安（基）
東南海・南海地震同時発生	0	0
東南海地震	0	0
南海地震	0	0
東海・東南海地震同時発生	0	0
東海・東南海・南海地震同時発生	0	0

（2）内閣府が公表した被害想定（南海トラフ巨大地震の被害想定）について

前項に示した「（1）奈良県による調査（第2次奈良県地震被害想定調査）」は、平成16年に公表されたものである。南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、以下の数値を参照する。ただし、集計単位は都府県別。

①前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している（平成24年8月公表）。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動など、経済活動への影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源、パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%に達すると評価されている（平成31年1月1日現在）。

②県において想定される被害の概要

南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月公表）について、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等）に基づき、再計算が行われ、令和元年6月に公表された。

ア　県内における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強であり、町内での最大震度を見ると、震度6弱の揺れが想定されている。

イ　県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおりである。

■県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース （被害が最少の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における 最大震度の分布	6 強：2 市町村 6 弱：35 市町村 5 強：2 市町村	6 強：27 市町村 6 弱：12 市町村 5 強：なし
死者数	約 60 人	約 1,300 人
住家全壊棟数	約 6,500 棟	約 38,000 棟

■県内におけるライフライン施設被害の想定

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約 130 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3 万 8 千戸

■県内における避難者の想定

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
避難者数	発災１日後	約 10 万人
	発災１週間後	約 26 万人
	発災１ヶ月後	約 20 万人

(3) 詳細な揺れの検討

町では、地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月：内閣府）にもとづく、経験的手法を用いた地震動推定方式により、50mメッシュごとに想定される地震の揺れを求めた地震ハザードマップを作成している。

これによると、中央構造線断層帯の地震が発生した場合には、町域の一部で震度７となる

ことが想定されているほか、生駒断層帯や東南海・南海地震同時発生時は、町域の住宅地の大半で震度６弱になることが想定されている。

（4）本計画上の参考値

本計画では、その性格上、想定し得る最悪の条件を考慮する必要があることから、生駒断層帯、中央構造線断層帯、大和川断層帯、あやめ池撓曲－松尾山断層等の町周辺の活断層を震源とした地震が最大規模で発生した場合を計画規模とし、次の数値を計画上の参考値とする。

■計画上の参考値

項目	想定内容
震源	生駒断層帯、中央構造線断層帯、大和川断層帯、あやめ池撓曲－松尾山断層等の町周辺の活断層
地震の規模	マグニチュード 7.0～8.0
震度	町役場の計測震度計で震度 6 強
死者	70 人程度
負傷者	400 人程度
避難者	7,000 人程度
建物全壊・大破	1,500 棟程度
建物半壊・中破	1,000 棟程度
出火	20 件程度
延焼	200 棟程度
断水世帯	ほぼ全供給世帯
停電世帯	ほぼ全供給世帯
ガス供給停止	ほぼ全供給世帯
電話・通信被害	1,000 世帯程度
1 日当たりの飲食必要物資	食料：20,000 食程度、飲料水：20,000 リットル程度 生活必需品（毛布、肌着等）：7,000 セット程度
がれき発生量	30 万トン程度
必要仮設トイレ	70 基程度

第4節　平群町の防災ビジョン

近年の全国の風水害や地震災害の教訓や本町における防災上の問題点、地域特性を踏まえ、防災ビジョンを示すとともに推進すべき防災施策の柱を示す。

1. 近年の風水害における防災上の課題

平成16年に発生した一連の台風災害等により、避難勧告の遅れの問題や犠牲者の多くが要配慮者であることなどが指摘されてから、国では各省庁それぞれの専門的見地により、豪雨災害への各種取り組みが行われている。

また、平成23 年台風第12 号及び第15 号に伴う記録的な大雨では、紀伊半島を中心に西日本から東日本の各地で、水害・土砂災害が発生し、奈良県下でも甚大な被害を受けた地域が発生した。

平成30年７月、前線や台風第７号の影響により暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった（西日本豪雨）。これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。

令和元年10月、台風第19号は、12日大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、埼玉県、長野県、茨城県、福島県、宮城県などで河川の氾濫による水害が発生した。

このような風水害の教訓を踏まえ、本計画に反映すべき課題を以下に示す。

（1）局所的な集中豪雨の増加

局地的な集中豪雨の頻発によって、各地で中小河川の氾濫被害等が生じており、近年では、全国的に時間100㎜を超える豪雨の増加が記録されるなど、局地的豪雨の発生の増加傾向が指摘されている。

（2）避難勧告等の遅れや避難行動中に伴う被災のリスク

避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていなかったこと、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題とされている。住民には、避難行動中に伴う被災リスクをさけるため、早めの避難を心がけるよう、日頃より周知を行うことが求められている。

（3）高齢者等の要配慮者の被害の顕著化

全国各地で発生した台風や豪雨災害では、犠牲者の多くが高齢者であり、災害時に自力では迅速な避難行動をとることが困難な要配慮者に対する避難支援対策が防災上の課題として認識されている。

（4）地域コミュニティの衰退、消防・水防団員の減少・高齢化

人口増など地域社会を取り巻く状況は大きく変化し、特にまちづくりの基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化、核家族化等に伴い希薄化が進行しており、地域の防災を担う水防・消防団員についても全国的に減少傾向にある。

2. 近年の地震災害における防災上の課題

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、都市直下型地震であり、都市部に集中する社会的・経済的機能を一瞬のうちに破壊させた。この地震は、木造家屋を倒壊させ、また一般に地震に強いといわれていた鉄骨鉄筋コンクリート造の中高層建築物にも大きな被害を与えた。さらに、火災延焼や埋立地における液状化現象など多様な災害形態が見られ、都市直下型災害の恐ろしさと都市構造の弱さを見せつけた。

また、平成23年3月11に発生した東日本大震災は、断層の大きさが長さ約500km、幅約200kmに及ぶもので、東日本の広範囲の地域に大きな被害をもたらした。今後発生が予測されている東海・東南海・南海の３連動地震が発生した場合、西日本を中心とする広範な地域に深刻な被害をもたらすことが想定される。その際、比較的被害の少ないと予想される本町には、他からの支援に頼らない自立的な災害対応が求められる一方で、被害が大きい自治体に対する支援が必要になる。

このような地震災害の教訓を踏まえ、本計画に反映すべき課題を以下に示す。

(1) 災害時における職員の初動体制

災害の発生直後の対応が、災害の規模を大きく左右するため、迅速で効率的な初動体制を確立することが必要である。

(2) 広域的な応援体制の確立

他市町村との広域的な応援体制（応援の要請と受け入れ体制）を日頃から確立する必要がある。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、アマチュア無線や携帯電話等の活用など、多様な情報伝達手段を多くの職員が使用できるよう訓練を行う必要がある。

(4) 緊急通行のための交通路の確保

災害時における緊急通行のための交通路を確保するため、緊急車両が通行する緊急輸送道路を指定し、一般車両の進入規制など交通規制の実施体制と方法を明確化する必要がある。また、指定した路線は、災害復旧の際に優先的に復旧する必要がある。

(5) 救助・救援物資等の備蓄

救助・救援物資や飲料水、食料等を行政で備蓄する必要がある。また、住民に対しても、基準を示しながら家庭内の備蓄の啓発を図る必要がある。

(6) 要配慮者への配慮

避難所や応急仮設住宅入居をはじめとして要配慮者優先の原則を明確化する。公共・公益施設の整備にあたっては、バリアフリーなど要配慮者に配慮する必要がある。

(7) ボランティアの受け入れ体制の整備

救援ボランティアや専門ボランティアの協力を得るには、窓口や調整のための事務局設置など、受け入れ体制の整備が必要である。また、日頃から住民に対し、ボランティア意識の

啓発を図り、ボランティアを育成する必要がある。

(8) 二次災害の防止対策

公共・公益施設の耐震性・耐火性の向上を図る必要がある。また、被災施設の二次災害の防止に向けて、日頃から防災関係機関との連携・協力体制づくりに務める必要がある。

(9) 業務継続計画の作成及び推進

災害で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画づくりや取り組みを推進する必要がある。

3. 平群町において想定される災害

平群町において想定される災害は、以下のものがある。

(1) 風水害

○土砂災害（土石流、急傾斜地崩壊等）
○水害（堤防決壊、内水氾濫、ため池決壊）
○風害（台風等に伴う強風）

(2) 地震災害

○建物の倒壊及びそれに伴う人命被害
○地震による土砂災害
○地震による火災
○道路の寸断による集落の孤立
○ライフライン被害

(3) その他各種の大規模事故による災害

○鉄道事故による人命被害
○危険物事故による人命被害
○林野火災等の大規模火災による人命被害
○原発事故等による放射能汚染災害

※なお、テロや武力攻撃事態については「国民保護計画」に、また、新型インフルエンザ等パンデミックについては町の「平群町新型インフルエンザ等対策行動計画」により想定する。

4. 平群町の防災上の課題

(1) 災害危険箇所

①河川氾濫

本町の主要河川である竜田川流域の谷底低地は浸水の危険性がある区域であり、竜田川の一部は重要水防区域に指定されている。

これらの区域においては、大雨などの風水害時には道路の決壊、橋梁の流出、住宅や農

地の浸水が懸念されるため、水防施設、資機材の充実を図るとともに量水標などの監視機能を強化する必要がある。

②土砂災害警戒区域等

本町には、土石流警戒区域が56箇所、急傾斜地崩壊）警戒区域が124箇所、山地災害危険地区が36箇所分布しており、大雨などの風水害時には、がけ崩れ、土石流といった土砂災害が発生する危険がある。

このような土砂災害を防止するため、開発に伴う地形などの危険な改変を可能な限りくい止めるとともに、市街地部や旧集落部など地区の状況に応じた対策を図り、住民に対する危険箇所の周知等啓発活動を進める必要がある。また、崩壊に対しての警戒避難体制の確立を図る必要がある。

③ため池要整備箇所

本町には、8箇所の老朽ため池があり、町域の南側に多く分布している。ため池周辺には居住地域が分布している地区もある。今後は、老朽ため池の改修を進めるとともに、警戒体制の整備を進めることが必要である。

また、他のため池についても早急に調査・点検を行い、状況を再度整理し、ため池台帳の作成・更新を行うことが必要である。

(2) 人口特性

①人口分布

新規の宅地造成などにより、人口が各地区に分散しているため、災害時にはどこでどの程度の被害が発生しているかを的確につかむことが当面の課題となる。そのためには、緊急時の情報収集方法についてあらかじめ明確にし、救急・消防力の早期集中投入による被害の最小限抑制が重要である。

②市街化進展地域

近年の市街化進展地域は、台地や丘陵地など山麓急傾斜地の近くに多い。そのため、災害時においては、被害は小規模ながら分散して同時多発する可能性があり、救急・消防力の集中的な投入は困難になることが想定される。そのため、これらの地域においてはとりわけ、地区・コミュニティレベルでの自主防災組織の形成、自主活動体制の確立が必要である。

(3) 建築物及びライフライン等都市施設

①道路

本町には、国道168号等の交通軸が南北に通過している。これらの交通施設は生駒市と王寺町を結ぶ幹線道路であり、災害によりこれらの交通網が破壊・遮断されれば、広く影響が及ぶことになる。そのため、普段から定期的に点検・調査を行い、その結果に基づいて、対策工事を県等に要望する必要がある。また、その他路線も地盤条件のやや悪い河川に沿った低地部を中心に整備されており、風水害時には浸水による不通箇所が発生するおそれがあるため、迂回路の確保等の対策を進める必要がある。

また、町内の生活道路は幅員が狭隘な道路が多く、災害発生時において通行が妨げられ、救護活動や消火活動、避難行動に支障をきたすおそれがあるため、拡幅整備や新たな道路整備を図る必要がある。

②建築物

本町の建築物は概ね古いものが河川沿いに、新しいものは台地上に分布している。人口密度が高い、吉新の一部、三里、下垣内地域は古い木造家屋が集中している。これらの地区は、火災発生時には延焼する危険性が高いため、建築物の耐火性の強化について、啓発を図る必要がある。

③要配慮者利用施設

本町には、年少者や高齢者などを対象とする要配慮者利用施設が町内各地に分布している。これら施設の多くは、各種災害に対して必ずしも安全とはいえない区域に立地しており、施設の耐震性・耐浸水性強化などの予防対策、災害時の応急対応（介護、避難誘導）などに特に留意する必要がある。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

④橋梁

本町域内には竜田川、その他中小河川を横断する橋梁が多数存在するが、これらの橋梁については整備時期が古く、古い基準によって建築されたものも多く残されており、大雨により洪水が発生した場合は必ずしも安全とは言えない状態である。

今後は、旧指針・示方書で設計されたものなど古い橋梁を点検したうえで、補強・改修を進める必要がある。

⑤上下水道

上水道施設は、今後はメンテナンスによる更新にとどまらず、耐震性を考慮した管渠を採用していくことが必要である。

また、下水道施設については、下水道の被害が長期化すると衛生状態が悪化し、感染症が発生するおそれがあるため、今後は耐震性を考慮した管渠の導入等を検討し、災害に強い下水道事業を進めることが必要である。

⑥電気・ガス・通信

災害発生時には、地域の被災状況と合わせた柔軟な供給体制が必要となるため、管理主体である関西電力送配電(株)との、災害予防、災害応急対策、災害復旧についての十分な連携、協力体制の確立が必要となる。

また、ガスについては、大阪ガス(株)及びガス事業者等と連携、協力体制の確立を図るとともに、ガス漏れ等による災害を防止するため、住民に対し、都市ガスに関する防災知識の普及を行う必要がある。

さらに、通信施設については、西日本電信電話(株)と連携、協力体制の確立を図るとともに、被災後の通信需要の急増によるNTT回線の異常輻輳を避けるため、関係機関の協力を得ながら、避難場所への無線設備の設置や移動無線車、携帯電話など無線系の通信手段の確保を図る必要がある。

（4）防災施設

①避難場所

本町における避難場所は、現在18箇所（指定避難所：11箇所、福祉避難所：7箇所）指定されている。これらの中には避難距離が長く、現実的に避難が難しい施設や、土砂災害危険区域内に位置する施設がある。そのため、災害時における施設への避難経路の遮断、施設の倒壊・破損により利用が制約されるおそれがあり、今後は避難場所について立地条件を勘案したうえ、周辺地域の人口と収容力のバランスに留意しつつ、施設の再指定・整備等について検討する必要がある。

②消防水利施設

本町の住宅密集地域の大部分は西和消防署から出動5分圏内にあり、市街地を中心として防火水槽も密度高く整備されている。しかし、阪神・淡路大震災では消火栓の破損によって使用不可能となり、消火活動が大きな制約を受けたため、防火水槽の重要性が改めて認識されている。本町においても、今後は、消火栓や防火水槽等の消防水利の増設と併せて、耐震性防火水槽の設置を考慮していくことが必要である。

5. 平群町における防災ビジョン

近年の災害教訓、平群町において想定される災害、防災上の問題点等を踏まえ、防災ビジョンを次のように設定する。

○人命の安全確保を最優先する

人命の安全確保を最優先にした防災対策を計画し、事業を推進する。

○減災の考え方により、効果的な防災対策を推進する

減災(げんさい)とは、災害時に発生する被害を最小化するための取り組みであり、予め被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする防災対策である。災害時に、最も重要な課題について限られた予算や資源を集中し、被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

○自助、共助、公助の役割分担で防災対策を推進する

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは行政の最も重要な役割の一つであるが、住民や事業者が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことは非常に重要である。

住民・事業者が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」、町をはじめとする行政による「公助」との適切な役割分担に基づき、防災対策を推進する。

6. 平群町における防災対策の柱

防災ビジョンを踏まえ、今後取り組むべき防災施策の方向性を明確にするため、本町の防災対策の柱を以下に示す。

(1) 災害に強い地域基盤の整備

本町は、河川に沿った谷底低地や人工改変地などの人口の集積している区域の地盤条件が悪く、また地形的な特徴により崩壊危険箇所が多数存在するため、開発に伴う地形の改変阻止や治山・治水・砂防対策といった二次災害を防止する各種防災事業を推進していく。また、道路や公園の整備といった都市計画各種事業の推進や防災上重要な建物の耐震・不燃化を促進することにより、安全な都市空間の形成を目指す。

- 災害危険箇所等における防災対策事業の推進
- 土砂災害警戒区域等における開発行為の規制
- 防災拠点や避難場所、公園・緑地、消防水利施設等防災施設の整備
- 交通、ライフライン施設の整備と災害対策の推進
- 面的な市街地整備と建築物の耐震・耐火化の促進
- 消防力の強化

(2) 災害応急対策への備えの充実

災害発生時に素早く的確な対応を図る防災活動体制、消防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、携帯電話やアマチュア無線等多様な情報収集・伝達体制の整備など、災害全般にかかる様々な体制を総合的かつ着実に整備を進めることによって、災害発生時の円滑な対応を確保する。

- 動員体制や各職員の役割分担の明確化による災害対策本部の機能強化
- 医療体制の整備、飲料水・食料・生活必需品の確保等の救助・救護・救援活動体制の整備
- 緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、携帯電話、アマチュア無線、CATV等多様な情報機器の整備・活用による情報収集・伝達体制の整備
- 防災関係機関との連携強化と他市町村との広域的な応援体制の確立

(3) 土砂災害警戒区域における防災対策

本町では県により土砂災害警戒区域の指定は、完了している。土砂災害の危険の高い区域については、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

① 避難体制の整備

ア 避難関連情報の明確化（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））

イ 安全な避難場所の確保及び住民への周知

ウ 情報伝達手段の整備（防災無線、有線等）

② 円滑な避難のために必要な事項の住民への周知

ア 集落ごとの避難場所（土砂災害の危険性のない場所）

イ 安全の確保された避難所

ウ　避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）

(4) 要配慮者に対する支援の強化

高齢者や障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者は、災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としており、本町においても、高齢者の占める割合が年々高くなってきている。

そこで、要配慮者に配慮した防災関連施設の整備及び改良をはじめ、要配慮者に対して災害発生時に遅滞なく避難・救護活動を行えるような体制整備などの防災対策を推進する。

(5) 住民参加による地域防災力の向上

防災訓練や防災知識の普及及び自主防災組織の育成を、自治会等のコミュニティレベルで行うことによって住民の防災行動力の向上を図り、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、本町及び防災関係機関によるバックアップ体制を整備する。

また、災害時のボランティア活動希望者などの自発的支援の受け入れ体制の整備もあわせて行うことによって、住民の防災意識の向上と防災体制の強化を目指す。

さらに、平群町地域自主防災連絡協議会を通じて、住民や各種団体に対して防災に関するさまざまな情報（災害の危険性、防災の取り組み、災害時の対応等）を提供し、住民自身による防災への備えを促進するとともに、ワークショップや防災訓練などによって、住民や事業者などの防災意識を高め、防災意識を共有できる取り組みを行う。

・自主防災組織の育成・強化
・防災意識の啓発、防災知識の普及
・防災訓練の実施
・ボランティア受け入れ体制の整備
・地区防災計画の策定

第２部　災害予防計画

第1章　防災基盤の整備

第1節　防災まちづくり計画

災害発生時における住民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所・緊急交通路、防災空地等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりに努める。

1. 防災地区の設定

本町は、災害発生時の本町における応急対策活動及び避難誘導について、どのような状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するために、再編成前の旧小学校区を基本として以下の4つの防災地区を設定する。このブロック単位毎に指定避難所や広域避難地、情報通信地区拠点となる施設を指定し、それぞれの単位での防災体制を整備する。

■防災地区の設定

防災地区	大字名
平群北小学校区	鳴川、椣原、椿台、椣原、緑ヶ丘、西向、上庄、上庄台、菊美台、月見台、フローラル西向
旧平群東小学校区（平群小学校区）	梨本、若葉台、ローズタウン若葉台、御陵苑、吉新、三里、下垣内、福貴、初香台＊、新初香台＊、光ヶ丘＊、福貴団地
旧平群西小学校区	初香台＊、五月台、新初香台＊、光ヶ丘＊、福貴畑、久安寺、信貴畑、椹原、越木塚、若井
平群南小学校区	白石畑、平等寺、西宮、日立団地、春日丘、椿井、竜田川ネオポリス、竜田川団地、北信貴ヶ丘、信貴山

注）＊印は小学校区の境界が大字内に引かれているため、重複して記述している。

2. 防災拠点の整備

本町は、災害時に、町内で行われる様々な防災活動の中心となり得る施設及び場所を防災拠点として位置づけ、防災拠点の機能充実を図るとともに、道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、各拠点には、非常用電源設備等を整備し、点検、整備、燃料の備蓄等に努める。

(1) 情報通信拠点の整備

平群町役場庁舎を情報通信拠点と位置づける。なお、本町において災害が発生した場合、平群町役場は、災害対策本部としての機能の他、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、あらゆる災害・被災情報を統括する情報通信拠点としての機能が求められるため、今後は、庁舎の耐震化を図り、災害時における職員の防災活動体制及び情報連絡体制を確立する。

また、小学校（再編成前の旧小学校）を各防災地区の情報通信地区拠点として位置づけ、情報通信機器の整備を検討していくとともに、災害時には地区住民の情報の窓口となる地区連絡所を設置する。

(2) 医療救護拠点の整備

保健福祉センター「プリズムへぐり」を医療救護拠点として位置づける。災害時には医療機関相互の連絡調整を図るとともに、医療救護班を編成するなど、町の医療・救護活動を統括するうえでの必要な整備を図る。

また、情報通信地区拠点である小学校を各防災地区の医療救護地区拠点として位置づけ、災害時には町内医療機関等との連携のうえで、地区内で必要な医療・救護活動を行う。

(3) 輸送拠点

総合スポーツセンターを援助物資の集出荷を行う輸送拠点に位置づける。

(4) 食料供給拠点

学校給食センターを災害時において炊き出しを行い各指定避難所に供給する食料供給拠点として位置づける。

(5) ボランティア拠点

災害時に円滑にボランティア活動が実施されるように、保健福祉センター「プリズムへぐり」をボランティア拠点として位置づけ、平群町社会福祉協議会と連携のもと災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うものとする。

■防災拠点施設一覧

拠点名称	対象地域	施設名称	所在地	電話番号
災害対策本部	全町域	平群町役場	吉新 1-1-1	45-1001
情報通信拠点	全町域	平群町役場	吉新 1-1-1	45-1001
情報通信地区拠点	平群北小学校区	平群北小学校	緑ヶ丘 1-4-1	45-4031
	平群小学校区	平群小学校	吉新 2-2-13	45-0004
	平群南小学校区	平群南小学校	椿井 820	45-6135
医療救護拠点	全町域	保健福祉センター「プリズムへぐり」	西宮 2-1-6	45-8600
輸送拠点	全町域	総合スポーツセンター	福貴 72	45-6550
食料供給拠点	全町域	学校給食センター	吉新 2-2-7	45-1723
ボランティア拠点	全町域	保健福祉センター「プリズムへぐり」	西宮 2-1-6	45-8600
災害廃棄物二次仮置場	全町域	健民運動場	若葉台 5-109-5	45-6550
	全町域	清掃センター	椿井 1737	45-3420

3. 広域避難地の整備

本町は、災害時における住民の生命の安全を確保するため、次の施設を広域避難地として整備し、規模に応じた資機材、食料備蓄、情報連絡体制等の整備に努める。

■広域避難地一覧

防災地区	No.	避難場所	所在地
平群北小学校区	1	平群北小学校運動場	緑ヶ丘 1-4-1
	2	北公園	菊美台 1-11
平群小学校区	3	平群小学校運動場	吉新 2-2-13
	4	平群中学校運動場	福貴 1301
	5	健民運動場	若葉台 5-109-5
	6	中央公園	若井、西宮、下垣内地内
平群南小学校区	7	平群南小学校運動場	椿井 820

4. 災害に備えた計画的なまちづくり

(1) 防災ブロックの形成

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの形成に努める。各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

(2) 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

5. 災害に強いまちづくり施策

本町は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、緊急輸送道路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

①土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

②市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

(3) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

(4) 災害時拠点強靭化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

6. 防災空間の整備拡大

防災空間として、震災時に広域避難地となる都市公園等の体系的な整備を促進し、都市全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び緊急ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第2節　災害活動体制の整備

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、その主力となる活動要員の確保と発生初期における初動体制の整備を図る。

1. 町職員の体制整備

勤務時間内の災害についてはただちに災害活動体制を確立できるが、夜間・休日における災害については職員の確保が困難である。

本町は、勤務時間外においても迅速に災害活動体制を確立するため、災害時の職員初動マニュアルを作成、配布するとともに、定期的に訓練を実施し、動員や配備、任務分担、災害時の活動手順、資機材や装備の使用方法、他の防災関係機関との連携方法等について周知徹底を図る。

また、組織改編時等その必要に応じて、災害時応急対策活動の配備体制、連絡手段、勤務時間外における参集体制等の見直しを図る。なお、各課においては災害時緊急連絡網を周知する。

本町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

2. 広域応援体制の整備

(1) 国や県・近隣市町との広域応援体制

本町は、災害時の相互援助を行うことを目的として締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図る。また、国や県とより広域的な相互応援体制の推進に努める。さらに、広域的な災害にも備えるため、遠隔地の自治体との相互応援協定等の締結に努める。

①事前協議項目

ア　応援要請の時期

イ　応援活動の項目

ウ　その他応援に関連する事項

②協力業務項目

ア　食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供

イ　被災者の救出、医療及び防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

ウ　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

エ　し尿、ごみ処理に必要な施設、車両等の提供

オ　消火、救援、医療、防疫及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣

カ　被災者に対する避難場所及び収容場所の提供

キ　被災園児、児童、生徒（以下、「児童等」という）の受け入れ

ク　その他、特に要請があった事項

(2) 自衛隊受入体制の整備

本町は、平時より自衛隊の応援業務内容、方法、受け入れ体制等について協議し、災害時における応援体制が円滑に確立できるよう、救援活動拠点となるヘリポート、待機所等の確保に努めるとともに、連絡体制を整備する。

(3) 応援受入体制の整備

本町は、災害時に受援体制を速やかに確立するため、受援計画を作成するように努める。受援計画の作成にあたっては、県の支援を受けることができる。

災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。また、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

(4) 消防受援体制の整備

消防本部は、緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火、救急、救助に係る全国的な応援・受援体制を整備する。

(5) 支援体制の整備

本町は、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、県との連携に基づき実施する。

大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進める。大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

3. 業務継続計画の整備

(1) 業務継続計画の目的

業務継続計画とは、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の策定

本町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定レベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するように努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

(3) 業務継続計画における主な検討事項

業務継続計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府・消防庁））

・計画の対象および実施体制
・被害状況の想定
・非常時優先業務の選定
・必要資源に関する分析と対策の検討
・非常時の対応の検討（安否確認、連絡、非常参集、本部設置）
・業務継続体制の向上

第3節　情報連絡体制の整備

1. 情報収集・伝達手段の確保

災害時の情報収集、伝達を迅速かつ確実に行うため、本町は、災害対策本部を中心とする情報連絡体制を整備し、通信手段の確保と充実を図る。

(1) 防災行政無線の拡充・強化

本町は、災害時に電気、電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、導入している防災行政無線について、次の運用や管理を徹底するほか、無線網の拡充、強化及び更新等を検討する。デジタル化については、令和元年に整備を完了した。

①保守点検の実施

各無線局の設備及び各機器について、概ね1年に1回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

②非常用電源設備の高度化

自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

③情報伝達訓練の実施

機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

→資料編2-1　奈良県防災行政通信ネットワーク設置状況

(2) 情報通信訓練

本町は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、平常時より県（防災統括室）と意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

(3) 多重な緊急通信手段の確保

本町は、(1)のほか、次の通信手段の整備を行い、多重な緊急通信手段の確保に努める。その際は、要配慮者（高齢者、障害者等）の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、町、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

また、本町及びライフライン事業者は、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

①テレビ放送(ケーブルテレビ含む)

②ラジオ放送(コミュニティFM含む)

③IP告知システム

④ツイッター等のSNS

⑤有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備

⑥携帯電話、衛星携帯電話等の配備

⑦非常通信

⑧災害時の優先伝言ダイヤル

⑨アマチュア無線の活用

⑩緊急速報メール（エリアメール）

⑪Ｌアラート（公共情報コモンズ）

⑫電話、ファクシミリ、登録制メール

⑬広報車、消防団による広報

⑭消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

(4) 映像情報の収集手段の整備

映像情報は被害状況を客観的かつ適切に判断することができるため、初動対応及び応急対策等に活用する災害情報の収集手段として有効である。

したがって、本町は、映像による災害情報が収集できるよう被害情報収集システムの整備を検討する。

(5) 大和路情報ハイウェイ

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備している。大和路情報ハイウェイは、安定した情報通信基盤を構築しており、平成17年4月から運用されている。また、大和路情報ハイウェイ障害時における奈良県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年３月から整備・運用している。

2. 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集伝達体制の強化

本町は、被害情報に関する収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図る等、情報収集伝達体制の強化に努める。

また、庁内の情報収集・伝達体制の強化はもとより、関係機関や住民との情報収集・伝達体制の強化に努める。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常時伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

①情報伝達体制の整備

防災行政無線、広報車による広報等に必要な次の情報伝達体制を整備するとともに、インターネットやＦＡＸ情報サービス（自動応答によるＦＡＸ送信）、携帯端末への情報発信等の複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備を検討する。

ア　情報伝達責任者の選任

イ　災害発生後の時間経過に応じて、提供すべき情報の項目整理

ウ　広報文案の事前準備

エ　要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな情報伝達手段の確保

オ　防災行政無線、車載用スピーカー等の広報装置の点検整備、拡充

カ　災害情報の発信に関するホームページの充実

②情報収集体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やファクシミリ、インターネット等の情報収集体制の整備に努めるほか、防災情報システムの構築を検討する。

③情報処理業務のマニュアル化の促進

関係職員に対して、被災者支援システムの周知、習熟を図り、被害の情報記録・整理する方法や救援物資の情報記録・整理する方法等、情報処理業務におけるマニュアルの作成を推進するとともに、あらかじめ災害時の個人情報の取り扱い方法等について検討する

(3) 関係機関との協力体制の整備

「近畿地方非常通信協議会」の各機関や、日本放送協会、奈良テレビ放送㈱等報道関係機関と平時より協力体制の確立や諸規則の習熟に努める。

(4) 安否情報収集のための体制の整備

職員の安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、安否情報システムの導入を検討する。

また、平常時から、災害時における職員の安否情報の連絡確認方法を定め、周知しておく。

(5) 地震観測体制の整備

奈良県では、各市町村に設置した計測地震計により計測された震度データをＬＧＷＡＮで収集し、加工処理、表示、印字するとともに、県内の震度データを消防庁、奈良地方気象台に配信する「県震度情報ネットワークシステム」を整備している。

本町は、地震発生時には、ただちに震度情報を確認できる体制を整備する。

(6) 県との連絡調整窓口

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を町に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、町から避難勧告等に関する助言を求められた場合は、町に対し必要な助言を行うことになっている。

本町は、避難勧告又は指示を行う際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3. 情報システムの信頼性・安全性の確保

大規模な災害発生時においては、情報通信回線の被害等により、災害応急活動の実施に必要な情報の収集、伝達が困難な状況が予想される。

このため、本町は災害発生時の応急対策に不可欠な情報収集伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、税や住民基本台帳等重要情報のバックアップやシステムダウン時の障害対応マニュアルの作成等により、情報システムの信頼性・安全性の確保に努める。

第2章　救援救護活動体制の整備

第1節　避難計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。そのため、県、町、及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1. 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の二つに分類する。指定緊急避難場所への「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」、指定避難所への避難は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

自主避難とは、住民が自己の判断で､災害が発生する危険が迫っていると思われる場合、避難勧告等の発令前に避難することをいう。

2. 避難路の選定基準

本町は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

①避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

②避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

③避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

④避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3. 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準

町長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

①災害の種類

ア　洪水

イ　崖崩れ、土石流及び地滑り

ウ　大規模な火事

エ　内水氾濫・外水氾濫による浸水

オ　地震

②指定基準

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）等に開放されること。

イ　居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

ウ　災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、エ、オに適合する施設については、この限りでないが、エ、オに適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。

エ　災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

オ　洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

(2) 指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

(3) 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(4) 指定の取消

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 留意事項

災害に備え、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

→資料編2-2　指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

→資料編2-17　土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所一覧

4. 指定緊急避難場所及び避難路の整備

本町は、県と協力し、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設

置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

①指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保

②高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備

③幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保

④指定緊急避難場所の鍵の分散管理

⑤避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進

⑥誘導標識を設置の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図式記号を使用し、避難場所の災害種別を明示

⑦防災拠点と広域避難地、あるいは広域避難地間を結ぶ道路を避難路とし、避難路に埋設されている水道管、ガス管等の施設については特に耐震性の向上を図り、一層の安全化に努める。また、避難路上の橋梁については危険箇所等を調査し、耐震性の向上など必要な整備に努める。

5. 指定緊急避難場所・避難路の周知徹底

本町は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、住民に公表する。

災害時に住民が避難場所に避難する際、迅速かつ安全に避難できるよう、避難場所や避難路を示す標識を整備し、住民への周知徹底に努める。

①地域ならびに職域で避難場所及び避難路の周知徹底を図るため、防災マップを配布し、更に防災訓練等により防災意識の高揚を図る。

②避難場所や避難路については、迅速かつ安全に避難できるよう、要配慮者にも配慮した避難場所や避難路を示す標識を整備する。

③既存の避難標識について、設置場所も含めて見直しを行い、住民に周知徹底する。

④本町は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

6. 避難誘導体制の整備

本町は、災害時の避難誘導にあたっては、西和警察署、西和消防署、消防団、自治会（自主防災組織）の協力により、避難経路の要所に誘導員を配置し、高齢者、障がいのある人、観光客等に配慮した避難誘導体制を確立する。

なお、災害時の避難誘導にあたり、日ごろから関係者の間での連絡体制を確立するとともに、通信手段が途絶えた場合の連絡体制について、取り決めを行う。

7. 避難行動計画の作成

本町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難行動計画を作成しておく。

(1) 平群町の避難行動計画

避難行動計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

①避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令する基準及び伝達方法

②避難勧告等の発令区域・タイミング

③水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生

④指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

⑤指定緊急避難場所への経路及び誘導方法

⑥指定緊急避難場所の整備に関する事項

⑦避難準備及び携帯品の制限等

⑧その他必要事項

(2) 避難勧告等の基準の策定及び体制の構築

避難勧告等の基準については、避難情報が迅速・的確に発令されることが必要であり、雨量・水位等に客観的指標に基づくものを原則として設定し、定めた基準を住民への周知徹底に努める。また、避難勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。

また、本町は躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、避難勧告等の基準の詳細な運用については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、平常時から関係職員に十分周知する。

(3) 防災上重要な施設における計画

本町は、学校、社会福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者に対し、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期すよう指導する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や本町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、学校ごとに避難マニュアルを作成し、避難の場所、避難経路、誘導ならびにその指示伝達の方法等について定める。児童等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保及び避難後の教育・保健・衛生及び給食等の方法について定める。

②医療機関においては、患者等を他の医療機関または安全な施設へ集団で避難させるため、避難場所、避難経路、誘導ならびにその指示伝達の方法、収容施設の確保、移送方法、避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法等について定める。

③高齢者、児童等が入居する社会福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮した

うえで、避難場所、避難経路、誘導、ならびにその指示伝達の方法、収容施設の確保、移送方法、保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。

(4) 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。本町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

8. 避難場所の指定等

本町は、緊急時に対応できるよう指定避難所、広域避難地を指定し、住民に対して周知徹底を図る。

(1) 避難場所の指定

①指定避難所の指定

指定避難所は、各地区で予想される水害、土石流、火災等各災害の特性を考慮し、以下の選定基準によって指定する。また、指定避難所においては生活に必要な設備や資機材を配備するとともに、要配慮者に配慮した設備を検討する。

さらに、指定避難所が不足することに備え、あらかじめ災害時の避難所利用に関する協定を民間施設等と締結するなど、民間施設の活用を検討しておく。

指定避難所は、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

■指定避難所の選定基準

ア　避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ　速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ　洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこと。

エ　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ　主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

②広域避難地の指定

本町の広域避難地は、各小・中学校の運動場及び健民運動場、北公園、中央公園を充てる。

③一時集合場所の指定

一時集合場所は、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公民館等について指定する。

④福祉避難所の指定

福祉避難所は、状況に応じて指定する要配慮者用の施設であり、原則、町の社会福祉施設等を利用することを前提として指定を促進する。

ただし、既存の社会福祉施設のみでは要配慮者の受入れが困難な場合等に備え、公共施設や民間の福祉関連施設等について、福祉避難所としての利用可否を調査し、利用可能な施設については、あらかじめ施設管理者と災害時の福祉避難所としての利用に関する協定等の締結に努める。

→資料編2-2　指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

→資料編2-3　広域避難地一覧

→資料編2-4　一時集合場所一覧

(2) 指定にあたっての注意事項

本町は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 県への通知

本町は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(4) 指定の取消

本町は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 住民への周知

①災害に関するリスク等の開示

本町は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。また、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、住民に公表する。あわせて、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の取り組みを行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示に努める。

②ハザードマップの内容の理解促進

ハザードマップを作成し、浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地城の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝

わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

③迅速かつ適切な避難行動等の促進

本町は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性を住民に対し啓発する。

また、ひとりで２階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組むものとする。

「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。本町は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

④生活再建に向けた事前の備え

本町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

(6) 多様な施設の利用

①民間施設の利用

本町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

②隣接市町等における受入体制の検討

本町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

③その他の施設の利用

本町は、国や県の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

9. 避難場所の整備

(1) 指定避難所の整備

①避難所の耐火化・耐震化

避難所の安全性や施設の耐火性・耐震性について調査を実施し、必要に応じて、施設の改善に努める。また、非構造部材についても耐震対策に努めるとともに、耐震性がない、

または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討すること。

②トイレのバリアフリー化等

本町は、要配慮者等の良好な生活環境の確保のため、避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

③避難所の防災機能の整備

各避難所においては、規模に応じて施設・設備等の整備を行い、特にライフライン事業者との連携強化を図りつつ、防災機能の拡充に努める。

ア　食料、飲料水、給水用設備、換気や空調、照明設備、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、マッチ、燃料、毛布、マスク、手指消毒液、入れ歯用歯ブラシなどの口腔ケア用品、冷房・暖房器具等避難生活に必要な物資の備蓄

イ　被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他施設または設備の整備

ウ　備蓄倉庫の整備

エ　負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備

オ　災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線（移動系・同報系・地域系等）や電話、ファックス、テレビ、パソコン等の整備

カ　高齢者や障がい者等を考慮した避難施設（シャワールーム、スロープや車椅子対応のトイレ等）の整備

キ　男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備

④救護用資機材の整備

災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護用資機材の整備に努める。

⑤要配慮者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

ア　紙おむつ等の介護用品

イ　口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）

ウ　高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

エ　生理用品

オ　粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

⑥指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を災害対策本部で管理し、迅速・確実な避難所開設を目指す。

⑦指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、本町は、日頃から防災パンフレットやホームページ、ＳＮＳを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努め

る。

（2）広域避難地の整備

広域避難地においては、規模に応じて以下の施設・設備等の整備を推進していく。

①多目的広場

②緊急ヘリポート

③放送施設

④耐震性貯水槽

⑤備蓄倉庫

⑥防火植樹

⑦池

（3）福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、本町は、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。

また、必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク、入れ歯用歯ブラシなどの口腔ケア用品等）の備蓄を行う。

10. 避難所運営体制の整備

本町は、災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法を予め定める。

①円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据え、運営に必要な事項については、作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、町と自治会（自主防災組織）等の組織が協議して決定する。

②避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

③地域の自主防災組織や住民等と協力し、「避難所運営マニュアル」に沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備える。

④在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

⑤本町は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校

施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

11. 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。本町は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

12. 帰宅困難者対策

大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない人たち（帰宅困難者）が多数発生することが予想される。

本町は、帰宅困難者の帰宅行動を支援するため、県、防災関係機関、企業、学校、宿泊施設、観光関連施設、公共交通機関等と相互に連携、協力する仕組みづくりを推進し、震災時における交通機関等の情報収集及び迅速な提供、水の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、必要な体制構築に努める。

(1) 普及啓発

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

このため、本町は、隣接市町等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行う。

①住民への普及啓発

住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

②企業等への普及啓発

企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

③集客施設や公共交通機関への普及啓発

集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

(2) 情報提供の体制整備

帰宅困難者に対する避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を、駅、交番の掲示板における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を

整備する。

(3) 徒歩帰宅の支援対策

幹線道路沿いに水、トイレ、情報等の提供が行える災害時帰宅支援ステーション事業者等の確保に努める。

協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。

(4) 観光客、外国人対策

国内遠隔地や外国からの観光客等帰宅困難者の避難所確保や輸送対策等の体制づくりに努めるとともに、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

(5) 一時退避場所や一時滞在施設の確保

駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、本町は、県等と連携し、駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、県及び町は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

13. 避難生活計画の作成

災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ次の事項を具体的に定めておく。

①避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法

②避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法

③避難所等での応急教育、保育施設の開設

④その他必要事項

第2節　医療・救護予防計画

1. 初期医療体制の整備

本町は緊急事態が発生した時の対応を地区医師会等と協議し、大災害に備えた医療救護班等の医療救護体制の整備に努める。

(1) 医療・救護体制の整備

①医療救護班

本町は、地区医師会等医療関係団体と協議し、初動医療を担う医療救護班の整備を図る。医療救護班の編成基準は次の通りとする。

○医療救護班は、医師1名ないし2名、看護師2名及び事務1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。

○歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

→資料編2-5　町内医療機関一覧

②医療ボランティア

本町は、十分な医療救護班の編成が困難な時に備え、医療ボランティアの情報を把握、確保し、受入れ体制の整備に努める。

(2) 災害時における医療情報等の収集伝達体制の整備

本町は、奈良県広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、地区医師会等と連携して、迅速かつ的確な情報収集や伝達ができる通信手段や情報システムの構築、整備に努める。

(3) 医療・救護活動への備え

①医療活動拠点の整備

町内の医療救護活動の中心として、保健福祉センター「プリズムへぐり」を医療救護拠点に位置づけ、搬送ルートを確保するとともに、医療救護班による医療活動を行えるよう医療資機材の整備に努める。

②自主救護活動

自主防災組織による、軽微な負傷者等に対する応急救護や、医療救護班への活動支援を行うため、住民に対する普及啓発に努め、自主救護体制の確立を図る。

③災害医療に関する連携強化

本町は、西和消防署や地区医師会、県等と連携して、災害医療活動マニュアルの作成や救助・救急活動訓練の開催等、協力体制の強化に努める。

また、医療機関に対して、防災体制の整備やライフラインの確保対策の強化について指導する。

④救護所の確保

災害発生直後から、主に軽傷病者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう医療救護拠点となる各小学校の保健室等を調査し、現地医療本部予定場所や必要となる資機材を確保する。

(4) 医薬品等の確保

本町は、災害医療に備え、地区医師会等を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を依頼する。

また、近隣市町、広域市町村、地域薬局等との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努めるとともに、緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

2. 後方医療体制の整備

本町は、災害時の後方医療体制を確立するため、災害拠点病院である近畿大学医学部奈良病院や地区医師会、関係機関と平素から調整を図っておく。

(1) 地域災害拠点病院

病院名	住所	電話番号
近畿大学医学部奈良病院	奈良県生駒市乙田町 1248-1	0743-77-0880

(2) 基幹災害医療センター

病院名	住所	電話番号
県立医科大学附属病院 高度救急救命センター	橿原市四条町 840	0744-22-3051

(3) ＤＭＡＴ指定病院

病院名	住所	電話番号
奈良県西和医療センター	三郷町三室 1 丁目 14-16	0745-32-0505

第3節　飲料水・食料・生活必需品の確保

本町は、災害発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

また、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

1. 物資の備蓄

物資の備蓄については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される1週間分程度の食料及び物資を各家庭に準備することを基本とする。

本町は、上記を踏まえて最低限必要とされる被災者への供給食料・生活物資等の支給量、品目及び整備目標を定めた備蓄計画を策定し、備蓄品の整備に努める。

また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(1) 備蓄品目

調達品目については、生命の維持や人間の尊厳性に係わる災害発生後に直ちに必要となる物資（食料、水）とし、緊急性の程度が相対的に低く、災害発生数日後での供給でも許される物資については、調達協定や広域支援により対応する。また、要配慮者に配慮し、粉ミルク、紙おむつ等の調達についてもあらかじめ検討する。

(2) 備蓄目標

生駒断層帯を起源とする地震災害が発生した際に想定される避難者数を参考として、飲料水、食料、生活必需品の確保に努める。

(3) 備蓄方法

備蓄目標に示した物資を、次の方法等により確保する。

①公的備蓄

各小学校等に備蓄倉庫を設け、避難所の数や位置を考慮しつつ物資の分散備蓄に努める。なお、備蓄物資は定期的に点検し、必要に応じて更新する。

②流通備蓄

食品その他必要物資の供給確保に関して、関係製造・販売業者等と災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定等の締結に努める。

→資料編2-6　災害時応援協定締結先一覧

③自主備蓄

住民、事業所等に対して、非常時の飲料水や食料、日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報し、自主備蓄の重要性について啓発する。

2. 給水体制の整備

本町は、関係機関と相互協力しつつ、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を

供給できる給水体制を整備する。また、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

給水管等の被災により水道水の供給を停止するときに備え、あらかじめ給水拠点を定め、貯留施設の整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等について検討する。

(2) 応急給水用資機材の整備

応急給水に必要な給水タンク、トラック、ろ過機等の応急給水用資機材の整備に努める。

→資料編2-7　防災備蓄状況

(3) 応急給水体制の整備

災害時に円滑に応急給水ができるよう、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成するとともに、水道工事業者等との協力体制を強化し、応急給水体制の整備に努める。

(4) 給水データベースの整備

給水車や給水用資機材等の保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報を、データベースとして整備する。

(5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要となる情報を収集して、総合調整、指示、支援を行うために、県及び近隣市町村と相互協力体制を整備する。また、県境を超えた広域応援協定等の締結も併せて検討し、飲料水の確保の強化に努める。

(6) 水道水以外の水源の確保

災害時の飲料水を確保するため、水源（井戸水、わき水、雨水等）の確保に努めるとともに、避難所等への飲料水兼用耐震貯水槽等の整備に努める。

3. 食料、生活必需品調達体制の整備

本町は、それぞれ次のような物資を確保するため、他市町村や関連業者と物資の調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に物資調達可能な体制の整備に努めるとともに、あらかじめ物資の取扱いに関するマニュアルの策定に努める。

種類	物　資　名
食料品	精米、アルファ米、パン、カンパン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水（ペットボトル等）、離乳食、粉ミルク、液体ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、のり、牛乳、麺等
医薬品	消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、ばんそうこう、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等
寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳幼児用衣類、おむつカバー、防寒着、さらし、タオル等
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、割りばし、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテ

	ープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具等
その他	ビニールシート、マット、じゅうたん、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、電気ストーブ、要援護高齢者・障がい者等用の介護機器、補装具、日常生活用具（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器)、柩等

→資料編2-7　防災備蓄状況

4. 住民に対する啓発

本町は、食料、生活必需品等の確保に関してパンフレットの配布や防災訓練等を通じ、住民に対して次の内容の啓発及び指導に努める。

(1) 緊急食料・物資の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク（液体ミルク含む）、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等、長期保存の可能な食料と緊急物資を１週間分程度備蓄する。

(2) 非常持ち出し品の食料・物資の備蓄

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については概ね次の基準により準備する。

①準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常備薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、ちり紙、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋等

②必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、ほ乳瓶、紙おむつ、毛布等

③自主判断によるもの

貴重品、その他

(3) ローリングストック法による備蓄

平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

(4) 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

(5) 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。備蓄物資としては、住民各々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等を、自治会や自主防災組織ごとに計画備蓄する。

5. 県への報告（連絡）

本町は、平時より調達物資の品目、数量、集積場所、民間との災害時応援協定の締結状況及び調達責任者及び担当者を県に報告（連絡）する。これらの報告（連絡）内容に変更が生じたときは、変更後の状況をすみやかに県に報告する。

6. 食料等の備蓄率の向上

町民による食料等の備蓄率は防災意識向上及び備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、本町は積極的に災害時の物資確保に努める。

本町は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第4節　緊急輸送体系の整備

本町は、災害時に必要な輸送力を確保するため、災害に強い交通輸送体系の整備を行う。

1. 緊急輸送道路の整備

県は、国道168号に関して、第一次緊急輸送道路として定め、逐次整備を進めている。

本町は、国道168号から町役場及び小学校等防災拠点に連絡する町道について、緊急輸送道路として確保し、平時より維持管理・道路施設強化等に努める。

2. 輸送拠点

輸送拠点は、県内及び県外から届けられる救援物資を受け入れ、町内の避難所、医療施設及び社会福祉施設等に対して仕分け、配送等を行う拠点である。

本町では、輸送拠点として総合スポーツセンターを位置づける。

3. 緊急ヘリポートの整備

緊急時には、ヘリコプターによる物資輸送が必要となる。本町では、総合スポーツセンターを災害活動用緊急ヘリポートとして確保する。

本町は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充に努める。

4. 緊急通行車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておく。

(1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を提出する。

①災害時において、災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行うものである車両

ア　警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告または指示に関する事項
イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
キ　犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク　緊急輸送の確保に関する事項
ケ　その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項

②指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、もしくは契約等により使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続き

①申請者

緊急通行にかかる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）

②申請先

西和警察署または県警察本部交通規制課

③申請書類等

ア　様式-2「緊急通行車両等事前届出書」2通

イ　町が所有する車両以外の車両にあっては、契約を証明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」（様式－2参照 ）が交付される。

→資料編様式－2　緊急通行車両等事前届出書（届出済証）

5. 規制除外車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

①医師(歯科医師を含む。以下同じ)、医療機関等が使用する車両

②医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

③患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

④建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請手続き

①申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者

②申請先

西和警察署

③申請書類等

ア　様式-5「規制除外車両事前届出書」2通

イ　医療、医療機関等の使用する車両にあっては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類

ウ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあっては、車検証及び使用者が医

薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類

エ　患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。）にあっては車検証及び車両の写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの

オ　建設用重機又は道路啓開作業用車両にあっては車検証及び車両の写真

カ　重機輸送用車両にあっては車検証(建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真(建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、様式-5「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。

→資料編様式－5　規制除外車両事前届出書（届出済証）

6. 情報収集及び提供体制の確立

本町は、平常時より、災害発生時の道路交通情報の収集及び提供が円滑に行われるように、道路管理者、警察等と連携強化を図る。

また、町が管理する道路の被災情報収集体制を確立するとともに、道路管理者、警察等と連携して、住民への道路被災情報の提供体制の整備に努める。

7. 輸送協力体制の確保

本町は、災害時に物資の仕分けや搬送等の協力が可能な業者、燃料を優先して提供可能な業者等をあらかじめリストアップし、協定の締結等に努める。

第5節　ボランティアの育成・確保計画

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、本町は、ボランティアの確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

1. 災害ボランティアとの連携体制の整備

本町は、町社会福祉協議会や県、日本赤十字社、ボランティア団体及びＮＰＯ等と連携を図り、平常時における災害ボランティアの養成、意識啓発、研修、登録制度の実施等に努め、災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

2. リーダー、コーディネーター等の育成

本町は、町社会福祉協議会、県等と連携を図り、災害ボランティアリーダー・災害ボランティアコーディネーター等の育成を推進し、ボランティア団体等が相互に連携して活動できるようボランティアネットワークの確立、強化を図る。

3. 災害ボランティア活動環境の整備

本町は、災害時のボランティア受援体制を検討し、災害時のボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに他地域との連携を図る。また、災害ボランティアとの防災訓練を実施する。

(1) ボランティア拠点の整備

保健福祉センター「プリズムへぐり」をボランティアの拠点として位置づけ、平群町社会福祉協議会との連携のもと災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行い、円滑なボランティア活動を支援する。

(2) 広域応援協定の締結

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアの斡旋や隣接する自治体に対するサポートも含めあらかじめ相互に可能な事項を確認して近隣市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定を締結する。

(3) 災害ボランティアセンター活動支援マニュアルの整備

災害ボランティアセンターの円滑な運営が実施できるよう、あらかじめ災害ボランティア活動内容の検討を行い、災害ボランティア活動支援マニュアル等の整備に努める。

4. 専門ボランティアとの連携体制の構築

本町は、県と連携して建築士会や通訳ボランティアグループなどの関係団体と災害時の連携体制を構築する。また、県ボランティア・ＮＰＯ活動情報提供システム（奈良ボランティア

ネット）等を活用し、次のような専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

（専門技術ボランティア）

・建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
・地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
・砂防ボランティア
・外国語通訳ボランティア
・手話通訳、要約筆記ボランティア
・心理カウンセラー

第6節　要配慮者の災害予防計画

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、在宅で一人暮らしの高齢者や要介護度の高い認定者、障がい者などの避難の際に、家族以外の支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(以下、「条例」という)」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要である。町においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努める。

なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。本町は、県の「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に則り、地域住民や自主防災組織、民生・児童委員と協力しながら要配慮者支援の体制整備を行う。

1. 町地域防災計画への規定及び避難支援プラン（全体計画）の策定

(1) 全体計画の方針

本町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、本計画に重要な項目を定めるものとする。なお、その他項目については、各種運用マニュアルとして順次整備を行う。

(2) 災害に備えた事前対策

①避難行動要支援者の把握

災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法で市町村における避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたことから、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、「平群町災害時要援護者支援マニュアル」で定められた避難誘導等が必要な避難行動要支援者の基準により定める。同マニュアルにおいては、以下のように定められている。

①ひとり暮らし高齢者（75 歳以上）
②要介護認定者（要介護 4・5）
③高齢者のみの世帯（75 歳以上）
④身体障害者（児）（身体障害者手帳１種）
⑤知的障害者（児）（療養手帳Ａ判定）
⑥精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）
※難病患者・人工透析患者・妊産婦・乳幼児及び外国人については、適宜、情報の収集に努めることにする。

②名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、「平群町災害時要援護者支援マニュアル」で作成した避難行動要支援者登録名簿（以下「名簿」という）とする。名簿には以下の項目が含まれるものとする。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

名簿を作成するにあたり、町においては、町の関係各課で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の機関に対して、情報提供を求めることができる。

③名簿の更新と情報の提供

避難行動要支援者の状況は、常に変化するものであり、本町は、名簿情報を更新する機関や更新のための仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、本町は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に外部提供するものとする。（平常時に名簿情報を外部に提供するためには、避難行動要支援者本人の同意が必要）。

本町は、名簿を地区ごとに編纂した避難行動要支援者台帳（以下「要支援者台帳」という）を作成する。要支援者台帳は、町地域自主防災連絡協議会で保管し、必要に応じて警察、消防署・消防団、自主防災組織、民生・児童委員等（以下「関係支援団体等」という。）に対して開示を行う。

④情報漏えい防止

名簿や要支援者台帳には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の秘匿性の高い個人情報が含まれるため、情報の漏えい防止のため以下のような点に充分な注意が必要である。

・要支援者台帳は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること
・災害対策基本法に基づき避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に

説明すること

・施錠可能な場所へ要支援者台帳の保管を行うよう指導すること

・受け取った要支援者台帳を必要以上に複製しないよう指導すること

(3) 災害発生直後の対応

①避難のための情報伝達

過去の災害においては、要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

ア　誘導標識

避難所への誘導標識等に、外国語や絵による標示、音や点字情報を付け加えるなど、誘導標識の整備に努める。

イ　防災パンフレット等の配布

外国語を併記した防災パンフレット等の配布について検討する。

ウ　外国人援助活動と災害情報の提供

外国人に対して、外国語ボランティア等による外国人援助活動を行うとともに、災害情報の提供に努める。

②避難支援関係者等の安全確保

避難支援関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、 避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に名簿の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

(4) その他全体計画に記載すべき項目

上記項目以外に、全体計画に記載すべき項目は、以下の項目である。

・名簿作成に関する関係部署の役割分担

・避難支援関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）

・支援体制の確保（避難行動要支援者 1 人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と関係支援団体等の組合せ）

・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者（以下、「コーディネーター」という。）

・あらかじめ避難支援関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援

体制

・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

2. 個別避難支援計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、名簿の作成に合わせて、平常時から避難行動要支援者一人ひとりの状況を踏まえた個別避難支援計画（以下、「個別計画」という。）の作成を進めることが必要である。本町は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を作成する。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び町役場の必要最小限の関係部署のほか関係支援団体など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。

3. 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

本町は、平時より高齢者や障がい者が通所・入所している社会福祉施設等から広域避難地及び避難所に至るまでの経路において、避難する際に障害となる物を除去したり、段差を解消するなど、避難路の安全確保に努める。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、車椅子に対応できるようスロープの設置や、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った避難誘導システムの導入を検討する。

4. 地域における支援体制のネットワークづくり

本町は、把握した避難行動要支援者の情報を基に、災害の際、安否確認や、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5. 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）の支援

県では、令和元年11月１日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）を整備した。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。本町が被災した場合、派遣要請をすることができる。

6. 社会福祉施設等における防災体制の強化

(1) 社会福祉施設等の防災性の向上

本町は、社会福祉施設管理者に対し、施設の耐火・耐震を始めとした改修の促進等、防災性の向上を図るよう指導する。また、社会福祉施設の管理者は、耐火・耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐火・耐震化を図り、防災性の向上に努め

る。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

(3) 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

→資料編2-8　要配慮者利用施設一覧

7. 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自治会（自主防災組織）、地元の警察・消防・医療機関・障がい者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障がいの特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

8. 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

町において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資が直ぐに届かないおそれがある点にも留意が必要である。

第7節　その他応急対策への備え

1. 防疫・保健衛生に関する予防計画

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高く、防疫活動の重要性が極めて高い。

このため、本町は、災害時に的確、迅速な防疫活動を行うための体制を確立し、あらかじめ、感染症対策マニュアルの策定に努める。

(1) 防疫実施組織の設置

災害発生時における防疫体制の確立のため、あらかじめ数名（4～5名）からなる防疫チームを編成できるようにしておく。

また、郡山保健所、地区医師会等と緊密な連絡体制を構築し、災害時の感染症等の発生状況、緊急度等を勘案して、必要に応じて相互に応援職員、専門家を派遣できるように支援体制の整備に努める。

(2) 防疫・保健衛生用資機材等の整備

郡山保健所と連携して、防疫・保健衛生用資機材等に関する調達計画を策定し、必要な資機材の整備に努める。

(3) 職員の訓練

郡山保健所の指導のもと、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練の実施に努める。

(4) 災害時入浴サービスへの備え

平常時より、災害時に入浴サービスを提供できる施設をリストアップし、必要に応じて、災害時の応援協定等の締結に努める。

(5) 災害時の愛玩動物の収容対策への備え

郡山保健所と連携し、災害時に発生する放浪犬猫等の保護・収容場所、管理方法について、あらかじめ検討する。

(6) 相談業務への備え

郡山保健所と連携し、あらかじめ健康相談窓口の設置マニュアルや巡回健康相談医療実施マニュアルなど、災害時相談業務の手順書を整備する。

2. 廃棄物処理及び清掃に関する予防計画

本町は、災害によって一時的に大量に発生する廃棄物等の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前に災害廃棄物等の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

(1) 廃棄物処理施設の整備等

①施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働

が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

②廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

③収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

(2) 災害時の相互協力体制

①県・市町村との相互支援協定

本町は、県又は被災市町村から支援要請を受けた場合、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。また、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

本町は、地震、豪雨等による大規模な災害により生じた災害廃棄物の処理が困難な場合、県や他市町村に支援要請を行う。

②廃棄物処理及びし尿処理業務に係る協力体制

廃棄物処理及びし尿処理に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

③災害用トイレの整備の推進

災害用トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、災害用トイレ等を取り扱うリース業者を事前に調べ、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。

(3) 処理計画の策定

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、平常時から廃棄物の仮置き場等、可能な範囲で中間処理ができる場所を確保するなどの緊急処理のための配置計画を検討し、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。

3. 火葬場等の確保計画

本町は、県と連携して、災害によって一時的に大量発生する遺体の処置等を円滑に実施するために必要となる火葬場等を確保する。また応援協力体制の整備に努め、公衆衛生上の危害発生を防止する。

(1) 火葬データベースの整備

災害時に死者が多数発生又は平群野菊の里斎場が被災し、利用できない場合を想定し、遺体収容可能施設（寺院、公共建物、公園等の遺体収容に適当なところ）を把握するとともに、

災害時に応援協力ができる葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握しており、本町は情報提供を受けることができる。

（2）応援協力体制の確立

①広域的な応援体制の整備

災害時に死者が多数発生又は平群野菊の里斎場が被災し、利用できない場合に備え、県、近隣市町村等と連携して、災害事情に応じて相互に火葬場を利用できるよう調整するなど、応援協力体制の整備に努める。

②葬祭業者との協力体制の整備

災害時に死者が多数発生する場合に備え、平常時より葬祭業者等との協力体制を整備し、必要となるドライアイス、柩（ひつぎ）、骨つぼ等の確保に努める。

また、遺体収容のための適当な既存建物が得られない場合を想定して、天幕や幕張り及び必要器具（納棺用品等）の確保に努める。

4. 複合災害対策関係

本町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、本計画等を見直し、備えを充実するものとする。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第3章　防災教育の実施

第1節　防災意識の啓発

本町及び防災関係機関は、町職員に対して専門的教育訓練等を実施して防災知識の向上に努めるとともに、防災関係機関に相互に緊密な連絡を保ち、単独または共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

1. 町職員に対する防災教育

(1) 防災教育の実施

町職員の研修内容に防災教育を取り入れ、災害時における適正な判断力を養い、防災知識の徹底を図る。

①地域防災計画の概要
②過去の災害についての体験談等
③気象知識
④町関係機関の防災体制
⑤町職員動員の方法・分担任務
⑥町内の災害重要監視箇所
⑦救助・救護方法（心配蘇生法等）
⑧水防の方法（水防工法）
⑨被害の調査・報告要領、連絡方法　等

(2) 防災計画の周知徹底

防災計画を町関係各課、県及び各機関に対して送付するほか、適宜説明会を開催することで職員への周知徹底を図る。

また、災害時の活動マニュアルを作成し、各職員の役割分担と活動内容を明確化しておく。

2. 住民に対する防災教育

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、県、町、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、県、町、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

本町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう。水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(1) 実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、広報媒体の利用（ラジオ、テレビ、新聞、広報紙、インターネッ

ト等）、講演会・講習会等の開催、避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）、ハザードマップ等を通じて随時実施する。

（2）実施内容

①本計画の概要の周知

②大雨、洪水、土砂災害、火災などの災害に関する一般知識

③地域の災害危険箇所

④過去の主な災害事例及びその教訓

⑤日常の心がけ

ア　住宅、屋内の整理点検（家具の固定等）

イ　火災の防止

ウ　非常食料、非常持ち出し品の準備（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）

エ　避難に関する知識（防災拠点、広域避難地、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難勧告等の発令基準）

オ　応急救護

⑥災害発生時の心得

ア　気象予警報の種類と対策

イ　出火防止及び初期消火

ウ　避難の心得

エ　家族の安否確認

オ　ライフライン途絶時の対策

カ　生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入）

3. 学校等における防災教育

（1）趣旨

学校、こども園（以下「学校等」という）における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童・生徒・園児（以下「児童等」という）の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

①自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

②地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

③自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地

域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

①こども園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

②小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

③中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(2) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

①火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。

②地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。

③火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方。

④風水(雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。

⑤放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方。

⑥避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方。

⑦ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解。

⑧地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力。

⑨災害時における心のケア。

(3) 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動(学級（ホームルーム）活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

①防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図

りながら進める必要がある。

②学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。

③防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。

④避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。

⑤防災教育の授業を実施するに当たっては、児童等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。

⑥児童等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

⑦障がいのある児童等について、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障がいのある児童等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。

⑧防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

⑨学校等は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。

⑩教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。

⑪学校等は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

（4）教職員に対する防災研修

県及び町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

4. 防災管理者に対する防災教育計画

本町は、県と協力し、防災管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るものとする。

（1）実施の方法

①防火管理者に対して技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

②事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて、災害時における行動力を強化する。

③出火防止、初期消火、避難誘導等の事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

（2）実施の内容

①危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

②事業所等の自主防災体制

③パニック防止のための緊急放送等の体制整備

④出火防止、初期消火等における任務分担

5. 防災週間における啓発活動

防災の日である9月1日をはさんで、8月30日から9月5日までが防災週間となっている。また、1月17日が防災とボランティアの日、1月15日から21日までが防災とボランティア週間と定められている。防災週間は防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを趣旨としており、下記の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

①各種防災訓練、展示会等の開催

②講演会、研修会、映画会、その他防災教育

③ポスター、パンフレットによる広報

④標語、作文、図画等の募集

⑤防災功労者の表彰

6. 林野火災予防の徹底

ハイカー等の入山者、森林所有者及び林内での作業者、小中学校の児童等を対象に以下の重点事項の徹底を図り、林野火災予防に努める。

①たき火の場所を離れるときは完全に消火すること。

②たばこの吸いがらは必ず消すこと。

③車から吸いがらを投げ捨てないこと。

④強風または異常乾燥の時には、たき火、火入れをしないこと。

⑤枯れ草等のある危険な場所では、たき火等はしないこと。

⑥火入れの許可は必ず受けること。

7. 災害教訓の伝承

本町は、県と協力し、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節　自主防災組織の育成

本町及び西和消防署は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の育成を推進する。

1. 自主防災組織の育成方針

本町は、自主防災組織の育成を推進し、住民の防災行動力の向上を図るとともに、住民間のコミュニケーションを図る。

自主防災組織の育成にあたっては、平群町地域自主防災連絡協議会を通じて、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について積極的な広報活動による指導を行い、意識の高揚を図る。

また、組織結成後は運営や資機材調達、訓練等に対する助言を行い、災害時の活動が円滑に進むべく組織の充実を図る。

2. 自主防災組織の育成方法

(1) 自主防災組織の結成の推進

本町は、自主防災組織設立に関する支援制度を活用し、新設自主防災組織の資機材購入の補助金や資機材貸与などの支援に努めるとともに、自主防災組織結成に関するパンフレット、ポスターの作成及び講演会等により、住民に対する防災意識の高揚を図り、自主防災組織の重要性等を周知する。

なお、自主防災組織の結成は、住民が自主的な防災活動を行ううえで適切な規模として、自治会ごとに組織の設置を図ることを原則とすることを推奨し、組織化にあたっては女性の参画促進に努める。また、併せて、自主防犯活動の体制を確立することを推奨する。

自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（ＮＰＯ）、ＰＴＡ等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努める。

(2) 自主防災組織活性化の促進

本町は、自主防災組織の活性化を促進するため、活動補助金制度の活用等により、自主防災組織における防災マップの作成や防災資機材等の整備を推進する。

(3) 各自主防災組織への指導、助言

本町及び西和消防署は、住民が自主防災組織を作り実際に活動していくために、平群町地域自主防災連絡協議会を通じて、組織に対して自主防災計画の作成や組織の運営、防災訓練、研修会の実施等に対する指導、助言及び助成等を行う。

また、自主防災組織の力は当該組織の中心となる地域のリーダーの存在が不可欠であるため、「自主防災組織リーダー育成研修会」等の開催により、リーダーの養成を促進する。

(4) 自主防災組織活動計画の策定

本町及び西和消防署は、災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動が

できるように各自主防災組織に対し、あらかじめ下記事項を記載した活動計画を定めるよう指導する。

ア　地域の周辺及び危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
イ　地域住民のそれぞれの能力に応じた任務分担（情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班等）に関すること。
ウ　自主防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること。
エ　防災関係機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
オ　出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
カ　避難場所、避難経路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
キ　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
ク　治安活動に関すること。
ケ　その他自主的な防災活動に関すること。

(5) 自主防災組織の活動マニュアルの作成

本町は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目を網羅した自主防災組織活動マニュアルの作成を指導する。

①平常時の活動内容

ア　地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
（例：防災新聞による避難勧告等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等）
イ　地域における危険箇所の把握
（例:ハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）
ウ　地域における消防水利
（例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等）
エ　家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
（例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等）
オ　地域における情報収集・伝達体制の確認
（例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難勧告等の避難情報の伝達訓練等）
カ　避難行動要支援者の把握
（例：避難行動要支援者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）
キ　避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
（例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等）
ク　防災資機材の整備、管理
（例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等）
ケ　防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加

（例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等）

コ　自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

（例：消防署・消防団・民間企業・行政などのＯＢの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）

サ　地域全体の防災意識向上の促進

（例：ＰＴＡや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等）等

②災害発生時の活動

ア　出火防止と初期消火による延焼の阻止

イ　負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送

ウ　地域住民の安否確認

エ　正しい情報の収集、伝達

オ　避難誘導、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘

カ　避難所の運営、避難生活の指導

キ　給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

ク　災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

3. 事業所等の自主防災体制

(1) 災害時に果たす役割

災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設及び石油・ガス等の危険物を保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、大規模な被害が予想される。このため、本町及び西和消防署は、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者に対し、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を立てておくよう指導する。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、町が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

(2) 平常時の対策

事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるとともに、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械、設備等の転倒・落下防止対策、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）または事業継続力強化計画を策定するよう努めるものとする。

［事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan)】
　災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。
　バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。
【事業継続力強化計画】
　中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

本町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 対象施設

①中高層建築物、学校、公共施設、旅館、病院等多数の者が利用または出入する施設。
②石油類、高圧ガス等を貯蔵及び取り扱う施設。
③多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設。
④利用（入居）事務所が共同である複合用途施設。
⑤災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者。

(4) 設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てておくものとする。

①役員
　ア　防災責任者及びその任務
　イ　班長及びその任務
②会議
　ア　総会
　イ　役員会
　ウ　班長会等

(5) 自主防災計画の策定

災害を予防、または災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織は防災計画を定めるものとする。防災計画の策定にあたっては、次の事項について考慮・検討を行う。

①事業所の職員が分担すべき任務を検討する。

②町が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練や研修の実施時期、内容等について計画を立てる。

③本部、防災関係機関、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換方法等を定める。

④出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。

⑤負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関して検討する。

⑥避難場所、避難経路、避難の伝達と誘導方法、避難時の非常持ち出し等を検討する。

⑦地域住民との協力に関して検討する。

⑧適切な帰宅に関して検討する。

4. 地区防災計画の策定等

町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、この提案を受ける必要があると認める場合は、本計画の中に地区防災計画を定めることができる。

第3節　防災訓練の実施

本町は、災害に備えた訓練を開催することにより、防災関係業務に従事する職員の実践能力の向上を図るとともに、防災関係機関との連携を強化する。

1. 防災総合訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、毎年1回以上平群町防災会議が主唱し、防災関係機関（自主防災組織等、国、県、町、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等）が実施するか、あるいは図上により防災総合訓練を行うように努める。

町民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、町民の防災意識向上の取組に努める。

(1) 訓練の時期

防災週間の期間その他適当な時期を選んで実施する。

(2) 訓練の内容

その都度参加機関が協議するが、概ね次の事項について実施する。

①避難訓練、救出訓練、医療訓練、炊き出しその他救助訓練

②消防訓練、林野火災訓練

③その他訓練

2. 各機関別の訓練

(1) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ他の水防管理団体と連合し、また防災関係機関と合同して実施する。

①訓練の時期

洪水発生が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

②実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

③訓練の内容

水防作業は、暴風や大雨の最中しかも夜間に行う場合も多いことを考慮しながら次の事項等について訓練を行う。

ア　観測

イ　通報

ウ　動員

エ　輸送

オ　工法

カ　水防信号

(2) 消防訓練

本町及び西和消防署は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、近隣市町との合同訓練を実施するように努める。

さらに県や防災関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて合同訓練に参加する。

①訓練の時期

春秋2回の全国火災予防運動週間（3月1～7日、11月9～15日）その他適当な時期を選んで実施する。

②訓練の内容

学校、病院、工場、事業所、その他多数の者が出入りし、勤務しまたは居住する箇所において次の事項について実施する。

ア　消防ポンプ操法
イ　放水
ウ　非常召集、出勤
エ　消防通信の利用訓練
オ　人命救助
カ　避難
キ　一般火災防御
ク　重要文化財、社会福祉施設その他の特別火災防御
ケ　災害応急対策

(3) 地域住民の防災訓練

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。その際、自力避難が困難な高齢者や障がい者等の救助を考慮したものとする。

実施にあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる以下のような内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう適宜工夫する。訓練を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するように努める。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

①安全な避難経路の確認等のための避難訓練
（避難行動要支援者の避難支援訓練を含む）

②避難所開設・運営訓練
（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）

③安否確認訓練
（例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、町等に報告する）

④情報収集・伝達訓練

（例：避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する）

⑤避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などの防災知識を得るための研修会等

⑥ボランティア等との連携

災害救援に係るボランティア及びボランティア活動に関係する各機関等に、幅広く訓練への参加を求め、可能な限り連携に努める。

⑦避難行動要支援者の避難支援等訓練

さまざまな災害や被害を想定し、要支援者台帳も活用して、避難準備・高齢者等避難開始等の発令、伝達、避難所への避難誘導、避難所での支援、福祉避難所の立ち上げ等に関する訓練を関係機関等や高齢者、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者本人の参加をえながら実施し、訓練で得られた課題等への改善策の検討を通じて、避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備に努める。

(4) 事業所等の避難訓練

学校、病院、駅、工場、事業所等の施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施する。本町及び西和消防署、その他防災関係機関は、上記施設の避難所設置への助言を行い、避難訓練を指導する。

(5) 土石流等の危険箇所における避難訓練

本町は、防災関係機関と協力し、梅雨期及び台風期の前ならびにその期間中に、土石流及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練の実施に努める。

3. 災害救助訓練

災害発生の際において迅速、的確な救助を実施するため、町単独、あるいは近隣市町と合同の災害救助訓練の開催を検討する。その際、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の救助を考慮する。

(1) 訓練の時期

実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

(2) 訓練の内容

その地域の実情に即した内容を盛り込んだ訓練とするが、その要領は概ね次のとおりとする。

①通信連絡

②避難救出

③炊出し

④給水

⑤物資輸送

⑥医療救護

4. 災害通信訓練

気象予警報の伝達、災害現場との無線等による連絡を円滑に実施できるよう県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を行う。

(1) 訓練の時期

実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

(2) 訓練の内容

実施の内容については、その都度定めるものとするが、概ね次の事項について実施する。

①正確度

②伝達所要時間

③通信文の作成

④特別ルート利用による通信

⑤その他

5. 非常参集訓練計画

突発的災害時に備え、勤務時間外においてもすみやかに登庁して万全の警備体制が整えられるよう、適当な時期に参集訓練を実施する。

第4章　個別災害予防計画

第1節　地震災害予防計画

1. 地震防災緊急事業五箇年計画等

本町は、奈良県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて行われる事業や別途に定める平群町地震防災対策アクションプログラム等に基づいて、各種地震対策を実施する。

→資料編2-9　地震防災緊急事業五箇年計画

2. 危険物施設等の災害予防

本町は、大規模地震時における危険物等施設の安全性を確認し、危険物による有毒ガスの発生など危険物等による災害を防止する体制を整備し、危険物に係る二次災害の防止を図る。

（1）危険物等施設の把握

大規模地震時における危険物等による二次災害の発生する危険箇所を予め以下のように整理し、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

①危険物等施設の地区別一覧の作成

②危険物等施設の地区別位置図の作成

（2）危険物等施設に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における危険物等施設の点検体制を以下のように作成し、迅速かつ円滑な点検活動を実施する。

①危険物等施設点検マニュアルの作成

②危険物等施設点検体制の作成

③危険物等施設の点検に必要な資機材等の整備及び調達先の明確化

3. 建築物等の災害予防

本町は、耐震改修促進計画を策定し、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を向上させるほか、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震構造・耐火構造の普及に努める。

さらに、大規模地震時における住宅等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、建築物に係る二次災害の防止を図る。

（1）公共施設の地震災害予防

本町は、防災拠点となる役場庁舎、小学校、体育館の新築については「官庁施設の総合耐震計画基準」に準ずるようにする。また、当該既存建築物についても同「基準」に準ずるよう耐震診断及び耐震補強の実施に努める。

なお、既存建築物のうち、避難所をはじめ、公営住宅、社会福祉施設等のほか、不特定多

数の者が利用する公民館等建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を適用して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

本町は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

(2) 民間建築物の地震災害予防

本町は、関係機関と協力し、防災知識及び建築物の耐震診断等の啓発を行い、災害時の建築物の倒壊等を防止し、被害の最小化に努める。

①住民に対する防災知識の啓発

既存建築物の耐震性の向上のため、地震ハザードマップの作成、公表等による広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすい耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発に努める。

②耐震診断・改修技術者の養成

県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努める他、これらの技術者を認証・登録する。

(3) 特定建築物の防災対策

本町は、西和消防署と協議し、学校、病院、マーケット等の不特定多数が使用する特殊建築物については、適切に助言、指導を行う。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等で要配慮者も利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(4) 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

①被災建築物応急危険度判定実施マニュアルの作成

本町は、「被災建築物応急危険度判定必携」（全国被災建築物応急危険度判定協議会）を参考に、大規模地震発生時における「被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」を予め作成し、被災建築物応急危険度判定の円滑な実施の備えとする。

②被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成

被災建築物応急危険度判定を行う建築士等の活動をコーディネートする者を予め町職員の中で養成し、危険度判定の円滑な実施の備えとする。

(5) 文化財の災害予防

本町は、文化財を地震、火災等の災害から守るため、平常時から西和消防署、関係機関、文化財所有者、住民、専門家と連携・協力して文化財に対する次の災害予防対策を推進する。

①耐震性能の確保と防火対策の強化

平成8年1月に文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月に文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づき、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

②査察等による指導

西和消防署の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導（災害時における建築物の防護、文化財搬出体制の整備等）に努める。また、所有者・管理者に対して、平常時の災害対策や防災訓練の実施と防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行うなど防災意識の啓発に努める。

③倒壊・破損の防止

地震による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

④防災関係機関との協力体制の確立

県が設置する文化財防犯・防火・防災連絡協議会との連絡・協力体制を確立し、西和消防署、西和警察署、近隣市町村及び近隣府県文化財所管課と連絡・協力体制を整備する。

また、被災時において迅速な支援体制を遂行可能にするため、次のように指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県市町文化財主管課に送付し、災害発生時前から基本データを共有する。
- 目録・地図は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年に1回とする。
- 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県市町と共有する。
- 災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県市町等に事前に通知する。

→資料編2-10　平群町指定文化財一覧

（6）その他

①コンピュータの安全対策

本町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

②家具等転倒防止対策

本町は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、リーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

③落下物等対策

本町は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

④ブロック塀・石塀等の安全対策

本町は、ブロック塀・石塀等について、倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、通学路等を中心にブロック塀等の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

また、住民に対し、ブロック塀等の安全点検、耐震性の確保及びその方法等について、広報紙やパンフレット等による啓発・知識の普及を図る。

⑤液状化対策

本町は、液状化の危険性が高い地域を把握するとともに、液状化危険度マップ等を作成し、液状化に関する基礎情報や大規模地震が発生したときに液状化の危険性が高まる地域などの住民への周知に努める。

⑥エレベータ対策

本町は県と連携し、災害時の民間施設におけるエレベータ閉じ込め防止対策の啓発を行う。また、今後、国のエレベータ閉じ込め対策の検討状況を見ながら、対策の強化を推進していく。

4. 地盤災害予防

地震災害時においては、地盤の緩み等による土石流、斜面崩壊、地すべり等の土砂災害や宅地災害が発生する危険がある。

本町は、災害の発生する危険のある箇所を予め把握するとともに、土砂災害等の緊急点検を実施できる体制を整備するとともに被災宅地危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、二次災害の防止を図る。

(1) 二次災害の危険箇所の把握

大規模地震時における二次災害として土砂災害の発生する危険のある箇所を予め以下のように整理し、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

①土砂災害警戒区域等の地区別一覧の作成

②土砂災害警戒区域等の地区別位置図の作成

(2) 二次災害危険箇所に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における土砂災害警戒区域等の点検体制を以下のように作成し、迅速かつ円滑な点検活動を実施する。

①土砂災害警戒区域等点検マニュアルの作成

②土砂災害警戒区域等点検体制の作成

(3) 被災宅地危険度判定実施マニュアルの作成

本町は、「被災宅地危険度判定に係る判定実施計画作成マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）を参考に、大規模地震発生時における「被災宅地危険度判定実施マニュアル」を予め作成し、被災宅地危険度判定の円滑な実施の備えとする。

(4) 被災宅地危険度判定コーディネーターの養成

被災宅地危険度判定を行う技術者等の活動をコーディネートする者を予め町職員の中で養成し、危険度判定の円滑な実施の備えとする。

5. 公共施設等災害予防

本町は、県と連携し、地震時における道路斜面の崩壊による交通の途絶、河川堤防の決壊による浸水等の公共土木施設の被災による二次災害を最小限に抑え、また公園に防災機能を兼備させる等の以下公共施設等に関する災害予防対策を実施する。

(1) 道路、橋梁、交通安全施設

本町は、地震災害時における円滑な交通を確保するため、県の行う道路整備事業等に協力するほか、所管する道路及び橋梁について、次の災害予防対策を実施する。

①道路及び橋梁の防災点検調査

地震災害の発生に備え、道路法面等について、「道路防災点検調査要領（地震編）」に基づき、点検調査を実施する。また、主要な道路の橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁を選定する。

②道路の改良・整備

災害時における緊急輸送等の道路機能確保のため、道路防災点検調査結果に基づき道路の防災補修工事や拡幅整備等の道路改良工事を、緊急性を考慮しながら順次推進する。

③橋梁の改良・整備

主要な道路の橋梁について、道路防災点検調査結果に基づき老朽橋の補強等を行う。また、事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成 24 年改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。

④道路付帯施設の整備

道路付帯施設の更新・補強等を推進する。また、災害時における夜間の安全な道路交通を確保するため、道路照明の整備に努める。

(2) 河川施設の災害予防

大規模な地震発生時は、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、本町は、町管理河川について、耐震点検基準等により各施設の耐震度を点検し、補強等の対策を進めていく。

第2節　火災関係予防計画

火災は、時間や季節等によっては延焼し、大規模災害となる可能性があることから、本町及び関係機関は、出火、火災拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等を図る。

1. 消防力の現況

本町における消防組織は、奈良県広域消防組合と消防団により構成されている。

→資料編2-11　消防力の現況及び消防施設

2. 出火防止・初期消火

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震に起因して発生する火災によるところが大きい。したがって、震災被害を最小限に抑止するために、以下の対策を実施する。

(1) 住民に対する防火意識の啓発

町・消防団及び西和消防署は、住民に対し火災防止思想の普及に努めるとともに、火災発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

①広報活動

各種集会、広報媒体を通じて、出火防止に関する知識、初期消火技術の普及を図る。

また、震災時における初期消火の実効性を高めるために、広報紙等を通じ、家庭、地域、事業所等における火災警報器、消火器、消火バケツの普及を促す。

②消防訓練等の実施

地域及び職域での、防災訓練を通じて出火防止と初期消火の知識、技術を修得させる。

③初期消火活動の指導

火災発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 消防法に基づく予防行政の確立

①防火管理者制度の推進

西和消防署は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火対象物に該当する施設の管理者に対し、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実・促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導するものとする。

また、防火管理者資格附与講習会の開催、現任防火管理者に対し防火管理者再講習会を開催する等により、資質の向上を図るものとする。

②消防設備保安体制の充実

ア　西和消防署は、有効な消防用資機材の普及を図るため、消防法第21条の13の規定によ

る消防用資機材の販売業者に対する指導強化を図るものとする。

イ　県は、消防法第17条の10の規定により、消防設備士に対して知識の習得と技術の向上を指導するための講習を行っている。

③その他

ア　消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

イ　消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図る。

(3) 予防査察体制の充実強化

西和消防署は、消防法、火災予防条例に基づき学校、病院、事業所等不特定多数の者が利用する防火対象物において防火管理の徹底を図るため、立入検査を実施するものとする。また通報、避難、消火等の訓練の実施や消防計画の作成に対し指導を強化するものとする。

①定期予防査察

公共建物、工場、その他公衆の出入りする場所において、必要に応じて予防査察を行うものとする。

②危険物予防査察

危険物施設の立入検査を適時実施し、強力な行政指導を行うものとする。

③特別予防査察

火災予防上、特に必要が生じた場合に、随時特別予防査察を行うものとする。

④防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行うものとする。

(4) 消防職団員の防災教育

町・消防団及び消防本部は、消防大学校及び県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて、消防職団員の消防に関する知識及び技術の向上を図る。

(5) 林野火災の予防

町・消防団及び西和消防署は、林野火災の発生を未然に防止するため、林野利用者の防災意識高揚に努めることで林野火災の未然防止を図る。林野火災予防標識板の設置、ポスター等の配布による啓発活動や、パトロールの実施等による監視体制の強化を図り、出火予防に努める。

3. 火災の拡大防止

市街地大火を防止するため、町・消防団及び西和消防署は、次の火災の拡大防止対策を実施する。

(1) 初期消火

町・消防団は、平時より初期消火活動に関して次のような条件整備に努める。

①住民が手軽に使用できる消火バケツや消火器の配備を充実する。

②地域の防災組織として、自主防災組織の結成を目指すとともに事業所の自主防災体制の強化を図る。

③住民一人一人が初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ消火訓練や意識啓発を行う。

④防火対象物に設置されている消防用施設等については、災害時の機能確保を指導する。

(2) 火災拡大要因の除去

町・消防団及び消防本部・西和消防署は、住宅密集地における火災延焼防止対策等について検討を進める。

①都市防災の推進

種々の調査研究をもとに、町・消防団及び消防本部・西和消防署は、消防設備の整備と消防活動の強化・効率化を図るとともに、本町は、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の耐火構造化など都市防災を推進する。

②消防車両進入不可能箇所の改善

本町は、町内の消防車両の進入が不可能な箇所については、今後の道路計画と併せて改良事業を推進する。

(3) 建築物不燃化対策

町・消防団及び西和消防署は、広報紙等を通じ、建築基準法の内容を周知し、建築物の新築、増改築に伴う建築物不燃化を促進する。

また、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断及び「建築基準法第12条」に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を周知する。

4. 消防力・消防水利の整備

「消防力の整備方針」（平成17年消防庁告示第9号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防施設等の整備に努める。

(1) 消防力の強化

町・消防団及び消防本部は、消防の組織体制の確立と施設設備の近代化を進め、消防力の強化を図る。

①常備消防の整備・充実

消防本部は、常備消防体制の充実を図るものとする。

②消防団の強化・充実

本町は、消防団が動員能力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保に努め、次の対策により、消防団の組織強化・充実に努める。

ア　総団員数の確保

イ　被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

ウ　女性団員の確保

エ　若年層の入団促進（学生消防団活動認証制度等の活用）と高齢化への対応

オ　機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

③自主防災組織の整備充実

本町は、地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主防災組織の結成を促進し、自主防災体制の育成強化を図る。また、職域における自主防災体制についても同様とする。

④消防関係機関相互の協力体制強化

町・消防団及び西和消防署は、平時より教育訓練や防災訓練などを通じて緊急時に対応する協力体制の強化を図る。

(2) 消防施設等の整備

①消防水利

本町は、消防団及び西和消防署と協議し、今後防火水槽を増設するとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利の活用を推進する。また、水道施設の破壊による消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽又は飲料水の備蓄を考慮した飲料水兼用耐震性貯水槽の計画的な整備を検討する。

→資料編2-12　消防水利弱点整備地域

②消防・救急救助用資機材

ア　消防力の整備

消防本部は、防火対象物等の増加に伴い、消火体制の強化を図るため、水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車等の設置や消火薬剤等の備蓄など、消防力の充実に努めるものとする。

イ　救急救助用資機材の整備

消防本部は、救助工作車、高規格救急自動車、支援車等の救急救助車両の高度化を図り、また、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器等の救助用資機材及び救助隊用支援資機材を整備し、機動力の強化を図る。

ウ　消防用資機材の整備

町・消防団は、発火直後において円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力消防ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等の消防用資機材の整備に努める。

(3) 消防施設等の点検

西和消防署は、消防・救急救助用資機材について、毎月1回以上日時を定めて、性能、数量の点検を行い整備する。また、消防団は毎年1回以上消防ポンプ一斉点検月を定め、点検を行うものとする。

なお、消防水利については、自然水利はその利用可能状況、障害物件の有無について点検し、貯水槽は貯水量を点検・確認するとともに、適当な時期を選んで清掃に努めるものとする。

第3節　風水害予防計画

1. 河川施設の災害予防計画

本町は、竜田川を主とし、楪原川、灰田川、伊文字川、外川などの河川が流れている。これら河川の流域の谷底低地・氾濫平野は浸水の危険性がある区域となっており、台風や集中豪雨などによる増水時には、大規模な被害が発生する危険性がある。

そこで河川の安全度を高めるため、本町は、堰堤の強化など河川の安全度を高めるための工事を国・県に要請し、事業への協力を行う。また、特に重要な水防箇所に関し、関係住民への周知に努める。

(1) 河川の整備

ア　河川は、火災時には防火帯としての機能を発揮するほか、河川管理用通路は非常用道路として、また河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、河川管理者は、このような防災機能に配慮した河川整備を行う。

イ　河川管理者は、耐震性を考慮して老朽化している水門及び排水機場の改築ならびに施設の改良を行い、河川改修、浚渫、内水排除を実施する。また、テレメーターシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を整備する。

(2) 応急対策用資機材の整備

本町は、あらかじめ町内土木業者と資機材の調達に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材を調達できる体制の整備に努める。

2. ため池及びその他農業用施設の災害予防計画

(1) ため池

町内にはため池要整備箇所が8箇所あり、破堤等により水害を招く危険性がある。その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶおそれがある。

このため、本町は、平時よりため池の堰、堤防、排水整備等について維持管理を徹底して行い、災害の予防に努める。異常気象時にはあらかじめ管理者によって定められた監視員、連絡員が水位変動を監視して河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

①ため池等防災対策推進事業の実施

ア　ため池防災対策調査計画事業の実施

堤高10m以上、または貯水量10万㎥以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を県と連携して進める。

イ　ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、県に申請し、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等に協力する。

②防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を県と連携して行う。

→資料編2-14　ため池要整備箇所

(2) その他農業用施設

本町は、樋門・堰の責任者、管理受託者、操作責任者に、農業用水を取水するために設置された施設の構造が不適当または不十分となったものについて、整備補強等の改善措置を行うよう指導する。

樋門・堰の責任者、管理受託者、操作責任者は各々の施設の点検を行い、特に出水期中は厳重に注意し、操作の支障がないように万全を図る。また、用排水路については、浚渫や除草、障害物の除去、破損箇所の修理に努め、水路中の各種ゲートの整備・点検・操作を確実に行う。

3. 水防体制の整備

本町は、風水害に対処するため、水防法の規定により町内における水防の責任を十分に果たし、火災の防御及びこれによる被害を軽減するために必要な防災備蓄倉庫、水防用資機材等の水防用設備を充実強化する。また、本町は、県の水防計画に準じ、本計画の風水害予防計画として樹立する。

(1) 水防力の強化

町における水防活動を実施する組織としては、消防団員が水防団としてその活動に携わる。本町は、必要に応じてこれら消防団員の増員等を検討し、水防力の強化を図る。

消防団は、①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、③水防に関する情報又は資料の収集、提供、④水防に関する調査研究、⑤水防に関する知識の普及、啓発、など業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

(2) 水防訓練の実施

本町は、水防法第32条の2に基づき毎年1回以上なるべく出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難経路の確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

(3) 水防用設備の整備

本町は、防災備蓄倉庫、水防資機材、雨量計、量水標、通信機等の水防用設備の整備に努める。

①防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫は水防用資機材を備蓄するもので、設置箇所は水防活動に便利なところを選び、設置する。

②水防用資機材

ア　水防用資機材の整備

本町は、水防用資機材を整備するため、水防用資機材取扱業者とあらかじめ契約しておくとともに、資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は、ただちに補充するよう努める。

→資料編2-15　備蓄水防用資機材

イ　水防用資機材の点検補充

水防用資機材の点検補充については、次の事項に留意する。

a. 本町は、その管内河川等の性質、地形等に最も適した水防工法を行うために必要な水防用資機材を備蓄する。

b. 水防用資機材はほかに転用されやすく、また、かます、むしろ及び麻袋等は腐食したり鼠害を受けることが多いため、毎年出水期前（6月頃）には特に厳重に点検する。

③雨量計

本町は、適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう努める。

④量水標

ア　本町は、必要に応じて、適当な場所に量水標を設置する。

イ　設置場所は、夜間あるいは、相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶ。

ウ　水防団待機水位、氾濫注意水位は、横に赤線で示し、夜光塗料を塗布する。

⑤通信機

本町は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えておく。また、町防災行政無線その他通信機器に関しては、常に適正な運用が行えるよう運用体制及び器具の管理に努める。

4. 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

(1) 洪水浸水想定区域等の周知

本町は、水防法に基づき、県より示された竜田川の洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域について、その区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定めるほか、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し危険箇所や重要水防箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する。

また、豪雨時に浸水が想定される地域、あるいは過去実際に浸水した地域を把握し、住民に対しパンフレット等の配布、インターネットによる情報提供、説明会の開催等の方法により、災害時に危険な箇所、避難所等の情報について周知に努める。

本町は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として

住民、滞在者その他の者へ周知する。

→資料編2-13　重要水防箇所

(2) 洪水浸水想定区域における避難確保措置

本町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪火予報及び水位到達情報(以下、「洪水予報等」という。)の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、洪水浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。

また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。

5. 防災行動計画の検討

防災行動計画（タイムライン）とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や河川水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理した防災行動計画の導入について検討する。

6. 風害予防計画

本町は、台風等に伴う強風に対する当面の災害予防については、予想しうる気象状況を早期に把握し、住民への広報や施設等への予防措置を講じることで、災害予防対策とする。

(1) 広報

本町は、台風期又は強風が予想される時期は、次の風害予防対策を広く公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民に呼びかける。

ア　看板、アンテナ等の固定、補強
イ　瓦、窓、扉、塀等の点検、補修
ウ　飛散、落下するおそれのあるものの固定、補修、あるいは除去
エ　樹木の剪定、支柱等の補強

オ　気象情報への注意
カ　外出する場合の注意
キ　電線の断線等への注意
ク　火災予防
ケ　車両運行上の注意

(2) 電柱・電線等の対策

本町は、災害の発生に備え、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)等の電柱・電線設置者に対して、風害対策の強化を働きかけると共に、各社が実施する災害予防対策の協力に努める。

(3) 建築物対策

本町は、建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊、落下、又は飛散するおそれのある設備等の安全対策について啓発活動を実施する。

第4節　道路関係災害予防計画

1. 道路・橋梁等の災害予防計画

本町は、災害時において、緊急輸送道路や避難路、また延焼遮断帯としての機能が十分に発揮できるよう道路等の整備を図り、交通途絶時における代替交通の確保や通行規制の対象路線の指定等を考慮した適正な交通ネットワークの形成を図る。

（1）道路の整備

①広域幹線道路の整備

他市町とを結ぶ国道及び県道（第1次・第2次緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む））は、狭小な幅員の箇所が見られることから、県に拡幅等の整備を要望する。

②幹線道路等の整備

本町の幹線道路として、都市計画道路（平群東線、平群西１号線）の整備を推進するとともに、火災の延焼防止にも寄与する街路緑化など、災害に強い道路整備に努める。

③防災対策の強化

地震等の災害による道路の被害は、切土部や山すそ部において土砂崩落・落石等が、高盛土部では法面崩壊や地すべり等が予想される。このため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を進める。

ア　事業中及び今後事業予定の箇所については、耐震性を考慮した設計を行い整備する。

イ　その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

○道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害発生のおそれのある箇所を把握する。

→資料編2-16　道路危険箇所

○道路の防災補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

（2）道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送道路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の使用について町内建設業者との協力体制の確立を図る。

（3）橋梁の点検整備

本町は、所管橋梁について耐震点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進することによって洪水などによる橋梁の流出や落橋を防止する。

なお、事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。

（4）連絡体制の整備

災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、本町は、道路管理者及び防災関係機関と事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。

また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、医療機関及び消防等と救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携を強化する。

2. 雪害予防計画

本町は、冬季における積雪による交通障害を除却するため、次のとおり交通の確保を図り、産業経済の停滞の防止、住民生活の安定を図る。

(1) 実施機関と除雪路線

除雪にあたっては、主要路線を主体とし、次の区分により除雪を実施する。

①一般国道（国道168号）

県

②一般県道（一般県道椿井王寺線、平群信貴山線）

県、ただし市街地については町が協力する。

③町道

平群町

(2) 融雪資機材の設置

本町は、町道の交通上重要な路線において、除雪資機材の設置に努める。また、融雪剤の確保に努める。

(3) 除雪機械の確保

豪雪時においては機械力を必要とする場合は、本町は、建設業者に依頼し、除雪機械の確保に努める。

第5節　地盤災害予防計画

本町は、急傾斜地の崩壊、山地崩壊、集中豪雨による土石流等の土砂災害を防止するため、危険箇所等の実態を把握し、必要な対策を講じる。

1. 土砂災害警戒避難体制の確立

土砂災害の危険のある地区については、土砂災害に関する警戒避難体制を確立し、地域住民の安全を確保する必要がある。よって、土砂災害危険箇所に近接して居住する住民に対して、防災マップ（土砂災害ハザードマップ）の配布等により、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所及び土砂災害に関する情報並びに土砂災害に関する避難の発令基準、伝達方法、避難場所等の周知を推進する。

(1) 危険箇所の総点検及びパトロール

本町は、県及び関係機関と協力して、急傾斜地崩壊、土石流等が発生するおそれのある危険箇所について、定期的な総点検及びパトロールを実施する。

(2) 警戒避難体制の確立

本町は、土砂災害、風水害時における二次災害を防止するため、土砂災害警戒区域等の危険箇所における警戒避難体制を確立する。

また、土砂災害警戒区域等の危険箇所周辺の住民に対して、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を町から各大字総代、自治会長及び民生委員・児童委員に伝達する体制を確立し、地域住民の迅速な避難を確保する。本計画に以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

② 避難場所及び避難経路に関する事項

③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑、かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に開する情報等の伝達方法

(3) 警戒避難体制の周知

本町は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂　国土交通省砂防部）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について本計画等に記載することにより、住民に対し周知するように努める。

①情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

②土砂災害警戒区域等の箇所

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の箇所。

③適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

④避難勧告等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに避難勧告を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や県等からの助言活用等。

⑤安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所。

⑥防災意識の同上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(4) 土砂災害に関する防災知識の普及

本町及び関係機関は、住民に対して、本町域において指定されている土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区等について、防災知識の普及及び避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域等の危険箇所周辺の住民に対して、危険箇所を示したハザードマップを配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努める。

①町内危険箇所及び区域の周知

②土砂災害発生時の避難方法の確認、避難時の注意事項に関する広報

③土砂災害の発見時の連絡体制の確立

④土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第29条）

(5) 住宅等の移転促進

本町は、土砂災害から住民の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、県の技術指導及び助成により住宅の移転促進を図る。

→資料編2-17　土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所一覧

(6) 大規模土砂災害防止対策

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、県は大規模土砂災害防止対策を推進している。大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進しており、本町は、国や県と連携して情報伝達体制等の構築に努める。

（7）要配慮者への支援

平成29年６月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置づけられた。それらについて、県や町の関係部局は連携して支援を行う。

2. 急傾斜地対策

町には、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されているほか、県が実施した「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」に基づく点検調査によれば、73箇所の急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが18箇所、Ⅱが39箇所、Ⅲが16箇所）がある。

本町は、県の急傾斜地崩壊対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、これらの急傾斜地崩壊（がけ崩れ）災害の予防に努める。

（1）急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の警戒

本町及び関係機関は、危険箇所付近の住民との連絡体制を確立し、以下の状況把握に努める。また、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）は突発的かつ瞬時に起こる災害であることから、住民への防災知識の普及に努め、逃げ遅れの防止を図る。

①がけからの水が濁る場合

②がけに亀裂が入ったり、小石等がパラパラ落ちてくる場合

（2）急傾斜地崩壊対策防止工事の計画的実施

本町及び関係機関は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等について、崩壊防止工事及び以下の対策を実施する。また、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に協力する。

①土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の土地所有者に対する防災対策の呼びかけ

②急傾斜地付近の住宅に対する構造強化の呼びかけ

→資料編2-18　急傾斜地崩壊危険区域

3. 治山対策

本町の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が31箇所、崩壊土砂流出危険地区が5箇所ある。

県は、荒廃している森林の復旧整備や土砂の流出を防止し、林地の保全を図るため、治山事業を推進する。本町は、県の行う治山事業に協力するほか、人家の裏山など直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業の推進を図る。

→資料編2-19　山地災害危険地区

4. 土石流対策

大雨等による地盤の緩みから発生する土石流から住民の生命と財産を守るため、本町は、警戒避難体制を整備する。

（1）土石流危険渓流の警戒

町には、県が実施した「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」に基づく調査によ

れば、44渓流（土石流危険渓流Ⅰが25渓流、Ⅱが14渓流、Ⅲが5渓流）の土石流危険渓流がある。

本町及び関係機関は、危険渓流付近の住民との連絡体制を確立し、また危険地域周辺において防災パトロールを行い、以下の状況把握に努める。

①立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
②渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合
③継続的な降雨にも関わらず渓流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが堰き止められている危険があるため）
④渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
⑤渓流付近の斜面で、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合
⑥上流から日ごろ感じない異臭を感じた場合

また、危険渓流表示板の設置を行い、関係住民に周知する。

(2) 警戒避難体制の確立

①避難方法の周知

避難の際には土石流危険渓流に直角方向に避難するよう周知する。

②避難場所の指定と周知

避難場所は、安全性、近接性、機能性、収容性を考慮して整備・指定し、避難体制を確立したうえで住民に周知する。

③自主防災組織の育成

本町は、消防団の協力を得て、関係住民による自主防災組織の育成に努める。

(3) 砂防事業推進の要請

県は、土石流災害等を予防するため砂防設備の整備促進を図っており、砂防指定地及び土石流危険渓流を主な対象とし、緊急度や重要度を考慮しつつ、砂防えん堤工、渓流保全工事等の砂防事業を実施している。本町は、県の砂防事業推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行う等土石流災害の予防に努める。

→資料編2-20　砂防指定地

5. 地すべり対策

町には、地すべり等防止法に基づいた地すべりの防止に有害な行為を制限する区域（地すべり防止区域）に指定されている地域が1箇所ある。

県は、地すべりによる被害を除去、または軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に地すべり防止施設の整備促進を図っており、地すべり発生及び兆候が発見された箇所には、地すべり防止区域として法指定し、緊急度や重要度に応じて、集排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事を実施している。

本町は、県の地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進要請を行うなど、地すべり災害の予防に努める。

→資料編2-21　地すべり防止区域

6. 宅地防災対策計画

ベッドタウン化の進行に伴い、生駒山地、矢田丘陵山麓部を中心に宅地開発が行われたため、大地震や豪雨時におけるがけ崩れや土砂の流出等の災害の発生が懸念される。

本町は、開発行為に対して都市計画法等に基づく開発許可制度及び宅地造成等規制法の規制により、良好な宅地開発の誘導を図るとともに、開発事業者等に対し、適切な指導を行う。

大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第１次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第２次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取組む。

また、既存の宅地開発における災害を未然に防ぐため、宅地防災月間を定め防災についての啓発に努める。

(1) 開発事業者等に対する行政指導

本町は、災害防止対策として、宅地造成等開発事業者に対し、次の事項をより指導強化し、万全を期する。

①宅地造成業者に対し、下流排水問題を十分検討するとともに、関係機関と調整後造成工事に着手するよう指導する。

②宅地造成業者に対し、緊急時等の応急対策の方法及び応急対策資材の備蓄管理の明確化を指導する。

③造成方法については、宅地造成等規制法など関連する法規の厳守を指導する。

④非常事態を想定した工事方法で施工し、万全を期するとともに、地域住民等に被害を及ぼさないよう指導する。

⑤その他、地域における防災上重要な事項の指導

また、梅雨期及び台風期には防災パトロールを強化し、宅地造成工事箇所以外の一般宅地も含め危険と思われる箇所については、応急工事の勧告又は改善命令を発し、災害の事前防止に努める。

(2) 宅地防災月間

以下の期間は、「宅地防災月間」として定められている。梅雨期及び台風期に備え住民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより安全な宅地を確保し、災害のないまちづくりに寄与する。

①期間

5月1日～5月31日

②活動内容

ア　防災パトロールの実施

イ　標識の設置

ウ　ポスターの掲示等

(3) 被災宅地危険度判定対策

本町は、県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

また、県との協議のうえ、判定用資機材の備蓄に努めるとともに、住民に対して被災宅地危険度判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第6節　危険物等災害予防計画

1. 危険物施設における災害の防止

危険物施設の設置者等は、危険物による災害の発生及び拡大、流出事故等の発生を防止するため、保安体制の強化、消防法等関係法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底、ならびに自衛消防組織の育成と防災意識の向上の徹底を図るものとする。

(1) 消防本部・西和消防署が実施する予防対策

①西和消防署は、危険物施設にて貯蔵取扱いされている危険物の種類、数量の把握を徹底するものとする。

②西和消防署は、立入検査等を実施し、関係法令を遵守させるものとする。

③西和消防署は、危険物施設の設置または変更の許可にあたって、水害等による影響を十分考慮した構造とするよう設置者に対して指導するものとする。

④西和消防署は、既設の危険物施設について、必要に応じ改修、改造、移転等の指導・助言を行い、耐震性の向上を図るものとする。

⑤防災関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行うものとする。

⑥消防本部は化学消防車等の整備に努めるものとする。

(2) 危険物施設の管理者が実施する予防対策

①危険物貯蔵取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備するものとする。

ア　防災資機材の整備及び備蓄

イ　自衛消防組織の結成

ウ　保安教育の充実

エ　防災訓練の実施

②危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めるものとする。

③大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るのとする。

2. 高圧ガス、ＬＰガス施設における災害の防止

ガス事業者等は、県と協力し、ガス爆発等の災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、関係者及び事業所に対する取締ならびに保安対策の計画及び実施に努めるものとする。

西和消防署は、これらの業務に対し必要な協力を行うものとする。

(1) 県が実施する対策

①高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに、自主保安検査の励行を推進する。

②高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い、耐震性及び安全性の向上を推進する。

③消費者保安対策の中核推進者であるＬＰガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。

④ＬＰガス販売事業者、液化石油ガス整備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。

⑤高圧ガス保安活動促進週間等において、優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

(2) 高圧ガス事業者等の実施する予防対策

①高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

②ＬＰガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

③ＬＰガス販売事業者は、その貯蔵施設内のＬＰガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

④一般社団法人奈良県ＬＰガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、消防署、警察署及び防災関係機関への応援協力を充実強化する。

⑤従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

3. 放射能汚染等の災害予防計画

県は、放射能汚染等の一次災害を予防するため、医療法に基づき、Ｘ線装置、診療放射線照射装置等を使用する病院、診療所の保安規制、並びに管理運営指導等に努めている。

本町は、県が実施する放射能汚染等の災害予防計画に協力するとともに、放射能汚染が想定される事故発生時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

第7節　ライフライン関係災害予防計画

本町は、各関係機関の定めた防災業務計画に協力し、災害時におけるライフラインの機能の確保に努める。

防災関係機関は、施設の耐震性、耐火性の強化を目指すとともに、各系統の多重化や拠点の分散等による代替性の確保に努めるものとする。

1. 鉄道施設の災害予防計画

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態把握、また、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行い、災害発生のおそれがある場合における警戒体制をあらかじめ確立している。

本町は、災害の発生に備えて、近畿日本鉄道株式会社との緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、近畿日本鉄道株式会社が実施する災害予防対策の協力に努める。また、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2. 電信電話施設の災害予防計画

町内の電気通信設備等の防災については、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモＣＳ関西（携帯電話）、ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話）、ソフトバンク株式会社（携帯電話）において、平常時から関係法令に定める地域及び実績を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画が策定され、施設の維持管理等が行われている。

本町は、災害の発生に備え、西日本電信電話株式会社等との緊急時の情報収集連絡窓口を定めるほか、西日本電信電話株式会社が実施する災害予防対策の協力に努める。

3. 電力施設の災害予防計画

町内の電気施設の防災については、関西電力送配電株式会社において、平常時から保安規定を始め関係諸規定、規則、要綱、指針等に基づき施設の管理、維持改良が行われている。

本町は、災害の発生に備えて、関西電力送配電株式会社との緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、関西電力送配電株式会社が実施する災害予防対策の協力に努める。

4. ガス施設の災害予防計画

町内のガス施設の防災については、大阪ガス株式会社において、平常時からガス保安規定に基づく「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、大阪ガス株式会社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制に関する具体的な措置が定められ、実施されている。

本町は、災害の発生に備えて、大阪ガス株式会社との緊急時における情報収集連絡窓口をあ

らかじめ定めるほか、大阪ガス株式会社が実施する災害予防対策の協力に努める。

また、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

5. 水道施設の災害予防計画

本町は、上水道（県営水道）、簡易水道等により給水している。本町は、水道事業管理者に対し、管内の上水道施設の防災計画を策定し、それぞれの水道施設の構造特性、周辺の地盤条件に適合した耐震設計により水道施設の耐震性の強化を図るなど、災害による断水・減水などの被害を最小限にとどめ、迅速な施設復旧を可能とするために必要な施策を講じるよう要請する。

(1) 水道施設の維持管理

本町は、上水道施設を適切に保守し、安全性の確保に努める。また、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を定期的に実施する。

(2) 水道施設の耐震化

水道事業者等は、ポンプ場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努め、あわせて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

(3) 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。また、近隣市町間においても協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を検討する。

(4) 防災用資機材の整備

本町は、水道管理事業者等と調整し、あらかじめ町指定給水装置工事事業者と連携強化を図り、資機材の調達に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材を調達できる体制の整備に努める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(5) 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

本町は県と協力し、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

6. 下水道施設の災害予防計画

下水道施設は、災害の影響を受けやすいため、管路・設備の耐震性の向上を図るなど防災性を向上させ、施設被害やその被害拡大を予防する。

(1) 下水道施設の整備

下水道施設の新設、増設にあたっては、（社）日本下水道協会策定の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設の向上に努める。

(2) 維持管理体制の確立

下水道の破壊は、汚水流出等の事故や排水不良による内水氾濫など大きな影響を与える。このような下水道施設の被害に備えて、平時より応急措置体制の確立に努め、排水の万全を期する。

また、下水道台帳のバックアップを図るとともに、下水道施設が損傷した場合や停電・断水等を考慮し、その機能を代替できるよう下水道施設のネットワーク化を検討する。

災害発生時を想定し定期的に訓練を行い、問題点をまとめて整理する。

(3) 応急対策用資機材の整備

本町は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法、保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

第３部　災害応急対策計画

第1章　防災組織の活動体制

第1節　活動体制計画

1. 動員体制

本町は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び本計画ならびに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、万全の活動体制をとる。

本町における災害対策活動は、風水害等の規模や被害の状況に応じて災害対策活動を実施する。

(1) 警戒対策本部体制

台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として警戒対策本部を設置し、警戒に当たる。

①設置基準

警戒対策本部体制は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、災害対策本部が設置されるまでの間において、迅速な災害情報等の収集・伝達と必要な措置を講じるため、町長が設置する。設置基準は概ね動員体制表（資料編3-3）のとおりとする。

②組織体制

警戒対策本部体制の組織は、動員体制表のとおりとする。なお、町長は、警戒対策本部体制上必要に応じ増員を図る。

③動員の伝達及び参集の方法

ア　勤務時間内の動員

各部の責任者は、指定職員に対し役場内放送及び各課の内線電話、職員参集メールを利用して動員の伝達を行う。指定職員は原則として各所属課に参集する。

イ　勤務時間外または休日における動員

a. 伝達方法

動員の連絡は下記伝達系統のとおり、原則として加入電話を使用するが、被災による有線途絶時には、職員参集メール、携帯電話その他のあらゆる手段を使って、早期の動員伝達を図る。

ただし、地震発生時は連絡の有無を問わず、指定職員は、動員体制表に基づき、自主的に地震情報を把握し、登庁の判断を行う。

■勤務時間外における動員伝達系統

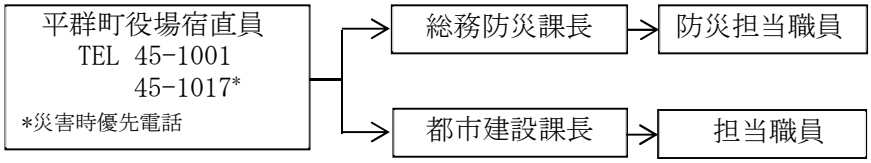

b. 参集方法

連絡を受けた指定職員は、ただちに指定の場所へ参集する。なお、町長が必要であ

ると判断した場合は、指定職員以外の職員にも参集を呼びかける。

④解散

町長は、次の場合において、警戒対策本部体制を解除する。

ア　災害対策本部体制に移行したとき

イ　災害の危険が解消し、警戒対策本部体制をとる必要が認められなくなったとき

ウ　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき

(2) 災害対策本部体制

平群町災害対策本部は、本町において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町長が本部長となって各行政委員会事務局等の職員を総括し、平群町防災会議との緊密な連絡のもとに、町地域における災害予防及び災害応急対策を実施する。なお、災害対策本部の運営は、平群町災害対策本部条例（昭和37年12月平群村条例第5号）に基づいて行う。

町長は、次に示す基準によって災害対策本部を設置し、すみやかに庁内及び県（防災統括室）、防災関係機関ならびに一般住民に対して通知公表する。

なお、災害対策本部運営に係る詳細の活動要領は、「災害対策本部設置運営マニュアル」による。

①設置基準

次のいずれかにあてはまる場合で、町長が必要と認めたときに設置される。

ア　平群町に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」等の気象警報や「土砂災害警戒情報」「特別警報」が発表され、本町水防箇所において河川の水位が水防計画に定める氾濫注意水位を超えた場合

イ　台風が接近し県に襲来が予想され、中規模以上の被害の発生するおそれがある場合

ウ　大規模な火災、爆発等が発生または発生するおそれが生じた場合

エ　平群町域で震度５強以上の地震が観測された場合

②実施の責任者

総括指揮権限者は本部長である町長とするが、不在の場合は次の順位により権限を委譲する。

第１順位	第２順位	第３順位
副町長	教育長	総務防災課長

③開設場所

災害対策本部は、役場庁舎におく。ただし、災害対策本部に予定する場所が破損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、総合スポーツセンターに本部を移設する。

移設場所	所在地	電話番号
総合スポーツセンター	福貴 72	45-6550

④組織体制

災害対策本部の組織体制及び各部の編成と任務分担、担当課等は、資料編に示す。

→資料編3-1　災害対策本部の組織体制

→資料編3-2　災害対策本部の担当課一覧

→資料編3-3　動員体制表

→資料編3-4　災害対策本部の編成及び事務分掌

⑤動員の伝達及び参集の方法

ア　勤務時間内の動員

町長は、全職員に対し役場内放送及び各課の内線電話、職員参集メールを利用して動員の伝達を行う。全職員は原則として各所属課に参集する。

イ　勤務時間外または休日における動員

警戒対策本部体制と同様の伝達系統とし、連絡を受けた職員は、ただちに指定の場所へ参集する。

⑥解散基準

ア　町内において災害のおそれが解消し、本部の閉鎖を適当と認めたとき

イ　災害応急対策が概ね完了したとき

ウ　その他本部長が必要なしと認めたとき

⑦標識

本部長、副本部長、部長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、規則、計画等において別段の定めがある場合のほかは腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車には標旗をつけるものとする。職員としての証明は、職員が常に所持している職員証明書による。

→資料編3-5　腕章、標識等

⑧消防団における動員の特例

消防団長は、実働部隊たる特質に鑑み、前記動員要領によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができるものとする。ただし、発令後ただちに本部長に報告しなければならない。

⑨その他

町職員は、災害対策本部が設置されない場合においても、特に町長の指示により動員が発令されたときは、災害対策本部が設置されたときに準じて、適宜動員に応じる。

(3) 地区連絡所の設置

本町域において、広範囲にわたる災害が発生した場合に、数日間にわたって情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

①実施の責任者

実施の責任者は、総括責任者を企画総務部長とし、各地区連絡所の責任者は、町長があらかじめ任命した者とする。

②開設場所

地区連絡所は各小学校におく。ただし、地区連絡所に予定する場所が破損等の被害を受け、連絡所としての機能を受け持つことができないと判断される場合は、近接の公共施設等に適宜移設する。

③組織体制

地区連絡所での任務は、あらかじめ任命された職員をもって行う。

各地区の責任者は平時より施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設設備について熟知しておく。

なお、災害対策本部設置後は状況により増員を図り、特に被害の大きい地区には現地災害対策本部を設置する。

④地区災害応急活動の実施

各地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施にあたる。

ア　地区連絡所の開設及び標示板の掲示
イ　被害情報（人命、道路、倒壊家屋等）の収集
ウ　避難所の開設と住民の避難誘導
エ　救護所の開設と救護活動
オ　住民に対する広報活動
カ　その他災害対策本部等の指示した事項

2. 平群町防災会議の招集

(1) 設置の処置

町長は、必要に応じて、平群町防災会議条例（昭和37年12月平群村条例第5号）に基づき平群町防災会議を招集する。

(2) 本部会議室等の場所

本部会議室として使用する諸室には、本部入り口に標識を掲示する。

→資料編3-5　腕章、標識等

第2節　災害救助法の適用

災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

1. 被害認定

本町は、被害認定に必要な専門的な知識・技術のある建築関係技術者等の確保に努める。

→資料編3-6　被害の認定基準

2. 適用基準

県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から5のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めたときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施している。

■災害救助法適用基準

1	町内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上であること。
2	奈良県内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が 25 世帯以上であること。
3	奈良県内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町内の被害世帯数が多数であること。
4	災害が、隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
5	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合。

※町の人口は 15,000 人以上 30,000 人未満に該当

3. 救助の実施機関

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、原則として知事が次の表に示す救助を実施する。ただし、町長は、災害救助法第30条により、知事から政令の定めるところにより職権の一部を行うこととされた場合は、その救助事項について、救助活動を実施する。この場合、救助の実施は、救助の種類に応じて関係各課が実施する。

なお、県による救助の実施を待つことができない場合には、町長は、知事の補助機関として、自ら着手し、その状況を事後速やかに県に報告する。

また、救助の内容等については、災害対策本部会議において十分協議し、適正な救助を図る。

■災害救助法による救助の種類及び実施機関

救助の種類	実施機関
1. 避難所及び応急仮設住宅の供与 2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4. 医療及び出産 5. 被災者の救出 6. 被災した住宅の応急修理 7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8. 学用品の給与 9. 埋葬 10. 死体の捜索及び処置 11. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事 及び 町長

4. 災害報告

本町は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、すみやかに県に報告する。県から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）が派遣された場合、連絡員が県災害対策本部に対して行う被害報告に協力する。

(1) 報告責任者

①本町は、被害状況の報告を行うための責任者及びその補助者（総務防災課長及び総務防災課主幹）をあらかじめ指定し、県に報告する。

②総務防災課長及び総務防災課主幹は、本町の被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負う。

(2) 報告を必要とする災害

本町は、次に定める程度のものは全て報告しなければならない。

①災害救助法の適用基準に該当するもの

②その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

③被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

④災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

⑤その他特に報告の指示があったもの

5. 救助の程度・方法及び期間

災害救助法施行細則により定めるものに準じる。

→資料編3-7　災害救助法による救助の内容

6. 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。ただし、同法第36条により、国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7. 県の小災害に対する救助内規

町域で、災害救助法の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

(1) 実施体制

県の「小災害に対する救助内規」適用手続、及び救助実施状況の報告に係わる業務の実施は、救護厚生部とする。

(2) 小災害に対する救助内規の適用基準

町内で住家の滅失（全壊、全焼、流失、埋没）世帯が16世帯以上に達した時。

※住家滅失世帯数の算定は、災害救助法の適用基準に準じる。

(3) 適用手続

被害が適用基準に該当した場合、町長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、内規の適用を申請する。

(4) 救助の程度

奈良県災害救助法施行細則第2条別表第1の3に準拠した被服、寝具等の給与を実施する。

(5) 救助実施状況の報告等

救護厚生部は、物資を受領した時、県に受領書（県小災害救助内規様式第1号）を提出するとともに、救助の実施を完了した時は、救助実施報告書（県小災害救助内規様式第2号）及び救助物資配分表（県小災害救助内規様式第2号の1）を提出する。

→資料編3-8　小災害に対する救助内規

第3節　応援要請計画

1. 行政機関との応援協力体制

大規模災害が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法に基づいた協定等をあらかじめ締結し、近隣市町、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。

災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって企画総務部から応援協力を要請する。

■法律、協定に基づく広域応援要請系統

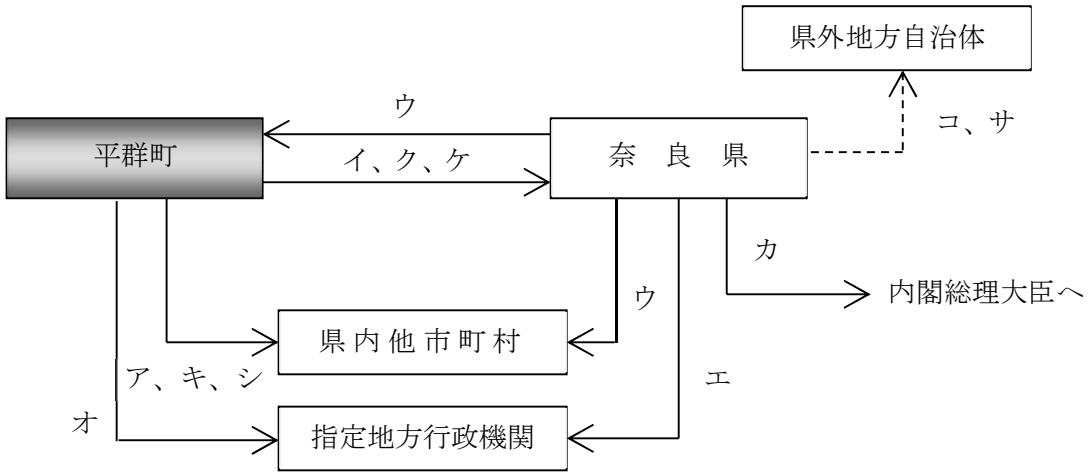

→ 法律・政令による応援要請

ア	災害対策基本法第 67 条	他の市町村長等に対する応援の要求
イ	災害対策基本法第 68 条	都道府県知事等に対する応援の要求等
ウ	災害対策基本法第 72 条	都道府県知事の指示
エ	災害対策基本法第 29 条第 1 項	奈良県から指定地方行政機関に対する職員派遣の要請
オ	災害対策基本法第 29 条第 2 項	平群町から指定地方行政機関に対する職員派遣の要請
カ	災害対策基本法第 30 条第 2 項	職員派遣の斡旋
キ	地方自治法第 252 条の 17	派遣職員
ク	消防組織法第 39 条	隣接市町村応援協定、中南和協定、阪奈林野協定
ケ	消防組織法第 44 条	大規模特殊災害時における緊急消防援助隊、広域消防航空応援

⇢ 相互協定による応援要請

コ	近畿 2 府 7 県危機発生の相互応援に関する基本協定
サ	紀伊半島 3 県災害時相互応援協定
シ	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

2. 防災関係団体等との応援協力体制

活動項目	担当部	該当する事務分掌	協力要請先
緊急輸送手段の確保	施設資材部Ａ	輸送協力団体との連絡	近畿日本鉄道㈱ 奈良交通㈱ 日本通運㈱ (社)奈良県トラック協会
災害情報の連絡	企画総務部	関係機関への連絡	西日本電信電話㈱ ｱﾏﾁｭｱ無線非常通信協力者 タクシー業者
災害情報の放送	企画総務部	報道関係機関への連絡	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関
地域防災活動	企画総務部	自治会､自主防災組織との連絡調整 被害状況の把握	平群町大字自治会 自主防災組織
医療及び助産	救護厚生部	医療救護活動	奈良県医師会 生駒地区医師会
各種ボランティア	救護厚生部	ボランティア等の受入	社会福祉法人　平群町社会福祉協議会
ライフラインの復旧	企画総務部	関係機関への連絡	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱ 大阪ガス(株)、ガス事業所
応急作業従事	施設資材部Ａ	道路、橋梁、公共施設等の応急補修	町内建築工事業者 町内土木業者
応急仮設住宅の建設	施設資材部Ａ	応急住宅の建築指導	町内建築工事業者 町内電気工事業者 町内建具業者
物資・食料の調達	施設資材部Ａ	救助用食料の確保 関係機関との連絡調整	近畿農政局奈良県拠点 平群町商工会 町内販売業者
水道施設復旧	施設資材部Ｂ	水道工事者との連絡調整	町指定給水装置工事事業者
炊き出しの実施	教育総務部	炊き出しの指導の連絡調整	調理室を保有する町内公共施設

3. 自衛隊災害派遣要請

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を必要とする場合、必要事項を明確にしたうえで、町長から知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

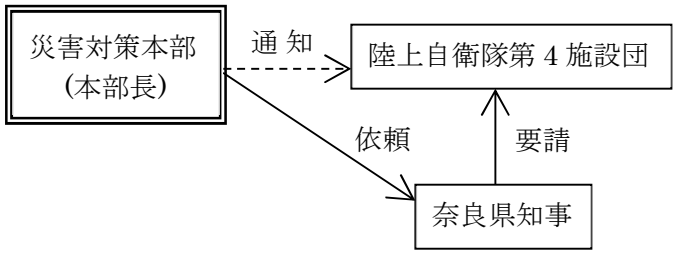

(1) 派遣要請の要求方法

本部長は、災害応急対策の実施にあたり、町の組織等を活用しても、なお事態を収集することができない場合、または事態が急迫し、緊急を要する状況にあるときは、自衛隊の派遣要請を知事に要求する。また、人命救助等のため緊急を要し知事に派遣要請するいとまがないときに限り、直接自衛隊に対し通知することができる。この場合、町長はすみやかにその

旨を知事に報告しなければならない。

町長が知事に自衛隊派遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにした自衛隊の派遣要請書（様式－7参照）の提出をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要求し、事後すみやかに文書を送達する。また、通信の途絶により知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に通知する。

①災害の状況及び派遣を要請する理由

②派遣を希望する期間

③派遣を希望する区域及び活動内容

④その他参考となるべき事項

■派遣要請先

○陸上自衛隊　第４施設団長（主として陸上自衛隊に関する場合）
- ・所在地　京都府宇治市広野町風呂垣外１－１
- ・通信先　第４施設団本部　第３科　防衛班（NTT電話　内線 236、235、239）
- ・夜間通信先　第４施設団本部付隊当直（当直室）（NTT電話　内線 223、212）
- ・ＮＴＴ電話　　（0774）44 - 0001
- ・ＮＴＴＦＡＸ　（0774）44 - 0001（交換切替、内線 233）
  （第４施設団の交換台を呼び出し、内線 233に切替えを依頼した後、FAXボタンを押す）
- ・県防災行政通信ネットワーク　TN-571-91(事務室)
  TN-571-92(当直室)（夜間）
- ・県防災行政通信ネットワークＦＡＸ　TN-571-90

○航空自衛隊　奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）
- ・所在地　奈良県奈良市法華寺町1578　幹部候補生学校
- ・ＮＴＴ電話　（0742）33 - 3951（内線 211）

(2) 自衛隊派遣受け入れ体制及び準備

自衛隊の活動については、その活動内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、本町は次の事項等を定めた受援計画を作成する。

①企画総務部は、派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を配置する。

②企画総務部は、庁舎内での自衛隊用本部事務室、自衛隊が集結できる空地（宿舎、資材置き場、炊事場、駐車場として利用できる空地。避難場所を除いて選定する。）を確保する。

③緊急ヘリポートを確保する。

④作業内容に応じ各部は作業計画を樹立し、派遣部隊と作業につき協議する。

⑤自衛隊で保有する使用資機材等以外の作業実施に必要な資機材等についてはあらかじめ準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮する。

	名称	所在地
自衛隊用本部事務室	平群町役場庁舎内	吉新 1-1-1
自衛隊が集結できる空地	総合スポーツセンター	福貴 72
緊急ヘリポート	総合スポーツセンター	福貴 72

(3) 災害派遣部隊到着の措置

①派遣部隊との作業計画等の協議は、企画総務部長がこれにあたる。

②部隊到着後すみやかにその旨を知事に報告する。

(4) 災害派遣部隊の主な活動内容

①被害状況の把握

②避難の援助

③避難者等の捜索救助

④水防活動

⑤消防活動

⑥道路または水路の啓開

⑦応急医療、救護及び防疫

⑧人員及び物資の緊急輸送

⑨炊飯及び給水

⑩救援物資の無償貸付

⑪危険物の保安及び除去

⑫その他臨機の措置等

(5) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として町が負担するものとし、町において負担することが適当でないものについては県がそれぞれ負担するものとする。

①災害派遣部隊の宿泊施設借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

②①に規定するもののほか必要経費で協議の整った経費

(6) 撤収の内容

町長は、災害派遣要請の目的を達成したときまたは必要が無くなったときは、すみやかに自衛隊の撤収要請書（様式－8参照）をもって知事に報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

4. ISUTの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び町等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び町は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。

5. 支援体制の整備

(1) 被災地への人的支援

本町は県と協力し、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

(2) 県内への避難者の受入対応

奈良県への避難者に対しては、県は、「市町村、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する」としている。

本町は、県内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第4節　災害時の通信連絡

災害の予・警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、無線通信のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。災害時においては使用可能な通信連絡手段が限られてくるため、臨機応変に有効な通信施設を選択し、利用していくものとする。

●有線が途絶した場合

携帯電話や防災行政無線、消防無線、その他の無線を利用する。

●通信施設が不通の場合

通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告する。

1. 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者または管理者はすみやかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者、管理者は相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

2. 通信施設の運用

災害による被害が比較的少ない無線通信や、一般住民など民間からの協力を得やすいインターネット等の有効な運用体制を設定し、災害に強い情報通信ネットワークの構築に努める。

(1) 無線通信施設

①県防災行政通信ネットワーク

県及び他市町村等への連絡手段として、また有線通信が途絶した場合における通信手段として県防災行政通信ネットワークを活用し、情報伝達の迅速化を図る。

②平群町防災行政無線

住民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示等は、平群町防災行政無線を有効に活用する。

③消防無線

本町において、人命の救助、災害の救援等、災害対策のために平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、消防無線を活用する。

④非常通信

本町から県本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信市町村連絡に従って通信連絡を行う。

非常通信の利用にあたっては、以下の要領により非常通信電報を作成した上で最寄りの機関に持参して発信を依頼する。

ア　電報用紙は適宜とし、本文の字数は1通あたり200字以内とする。

イ　電報の宛先は、着信者の住所・役職名・電話番号をもって表示すること。

⑤アマチュア無線

災害の状況により、町内のアマチュア無線局または運送事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

■アマチュア無線連絡体制

名称	無線局
(社)日本アマチュア無線連盟 奈良県支部	JH3KCW

(2) 有線通信施設

①災害時優先電話の利用

災害時において電話がかかりにくい場合には、西日本電信電話㈱より災害時優先措置された町の加入電話（町から西日本電信電話㈱への申込みが必要）を発信専用として優先的に活用する。

●加入電話

45－1001、45－1017

②特設公衆電話の活用

災害により通信手段が途絶した場合、通信確保のために西日本電信電話㈱が設置した移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を活用する。

③災害時の優先伝言ダイヤルの運用

災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の優先伝言ダイヤルを運用する。

録音：171＋1＋被災者の電話番号＋伝言内容

再生：171＋2＋被災者の電話番号

④警察電話の利用

西和警察署、平群交番、平群北駐在所を通じて通報する。

⑤電力電話の利用

関西電力専用電話により王寺営業所等から通信する。

(3) インターネット

インターネットを活用することで、町内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

(4) 放送の要請

緊急を要する場合において、町長は、知事を通じて、他の有線電気通信施設または無線施設による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和54年3月1日）」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送㈱に、災害に関する通知、要請、伝達、気象予警報等の放送を依頼する。

第5節　地震情報の伝達

1. 地震に関する情報の種類

地震に関する情報の種類等は下表のとおりであり、奈良地方気象台より、次の基準に従い関係機関に通知される。

(1) 地震に関する情報の通知基準

①県内で震度3以上を観測したとき

②その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(2) 地震に関する情報の種類等

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
震源・震度に関する情報 （注１）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	
各地の震度に関する情報 （注１）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

（注1）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期（毎月初旬から中旬）	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

2. 情報の伝達

地震に関する情報の伝達系統は次のとおりとする。なお、町から住民への地震情報の伝達は、企画総務部が震度4以上の場合に町防災行政無線を利用して行う。

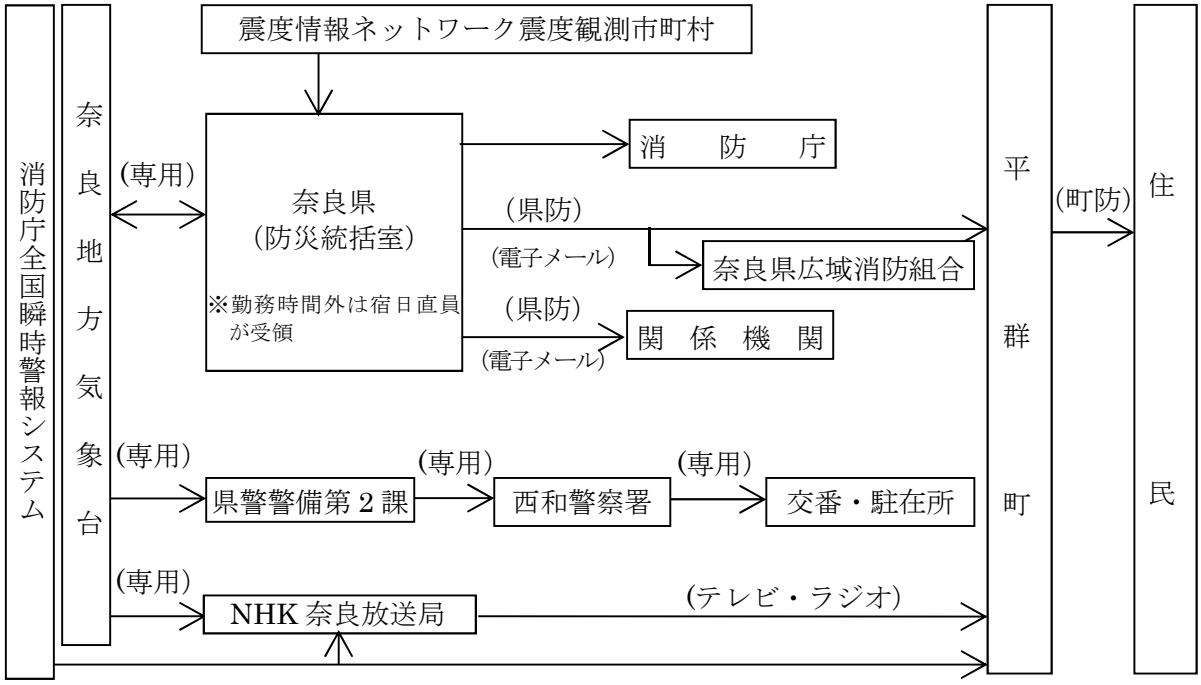

(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用電話または無線、(町防)は町防災行政無線

3. 南海トラフ地震に関連する情報

・「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

・「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

・「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から５～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ・１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間程度	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
※２：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
※３：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
※４：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第6節　気象予警報等の伝達

気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という）、火災気象通報及び水防に関する警報の発表、伝達は以下に示すとおりとする。

1. 警報等の種別

(1) 気象予警報等

①警報

警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、奈良地方気象台が一般に警戒を促すために発表するものをいう。

②注意報

注意報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、奈良地方気象台が一般に注意を促すため発表するものをいう。

③特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

→資料編3-9　平群町の警報・注意報発表基準

→資料編3-10　気象予警報等細分区域

→資料編3-11　特別警報の発表基準

④気象情報

気象情報とは、台風、大雨その他の気象現象について必要と認める場合、その情報を一般及び関係機関に対して具体的かつすみやかに発表するものをいう。

(2) 水防警報

国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて水防警報をしなければならないこととなっている。（水防法第16条）本町関係では、奈良県知事から竜田川が指定されている。

■奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

河　川　名		区　　域	対象量水標	水　　位
竜田川	左岸 右岸	生駒市谷田町石神近鉄奈良線鉄橋から大和川合流点まで 生駒市谷田町石神近鉄奈良線鉄橋から大和川合流点まで	平群	氾濫注意水位 2.20m 避難判断水位 3.50m

(3) 水位周知河川における水位到達情報

知事は、竜田川等について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（町長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させることになっている。

伝達経路は、水防警報と同様とする。

(4) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と奈良地方気象台が共同で発表する防災情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、発表対象としていない。

また、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況（土砂災害の前兆現象）に気がついた場合には、直ちに安全な場所に避難する必要がある。

(5) 火災気象通報

奈良地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況をただちに奈良県に対し「火災気象通報」を行う。奈良県広域消防組合管理者は、県防災統括室より火災気象通報の伝達を受けたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災警報を発令する。なお、火災気象通報の通報基準は以下のとおりである。

＜通報基準＞
実効湿度が 65%以下で、最小湿度が 40%を下回り、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

2. 気象予警報等の伝達

(1) 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等は、次の伝達系統による。

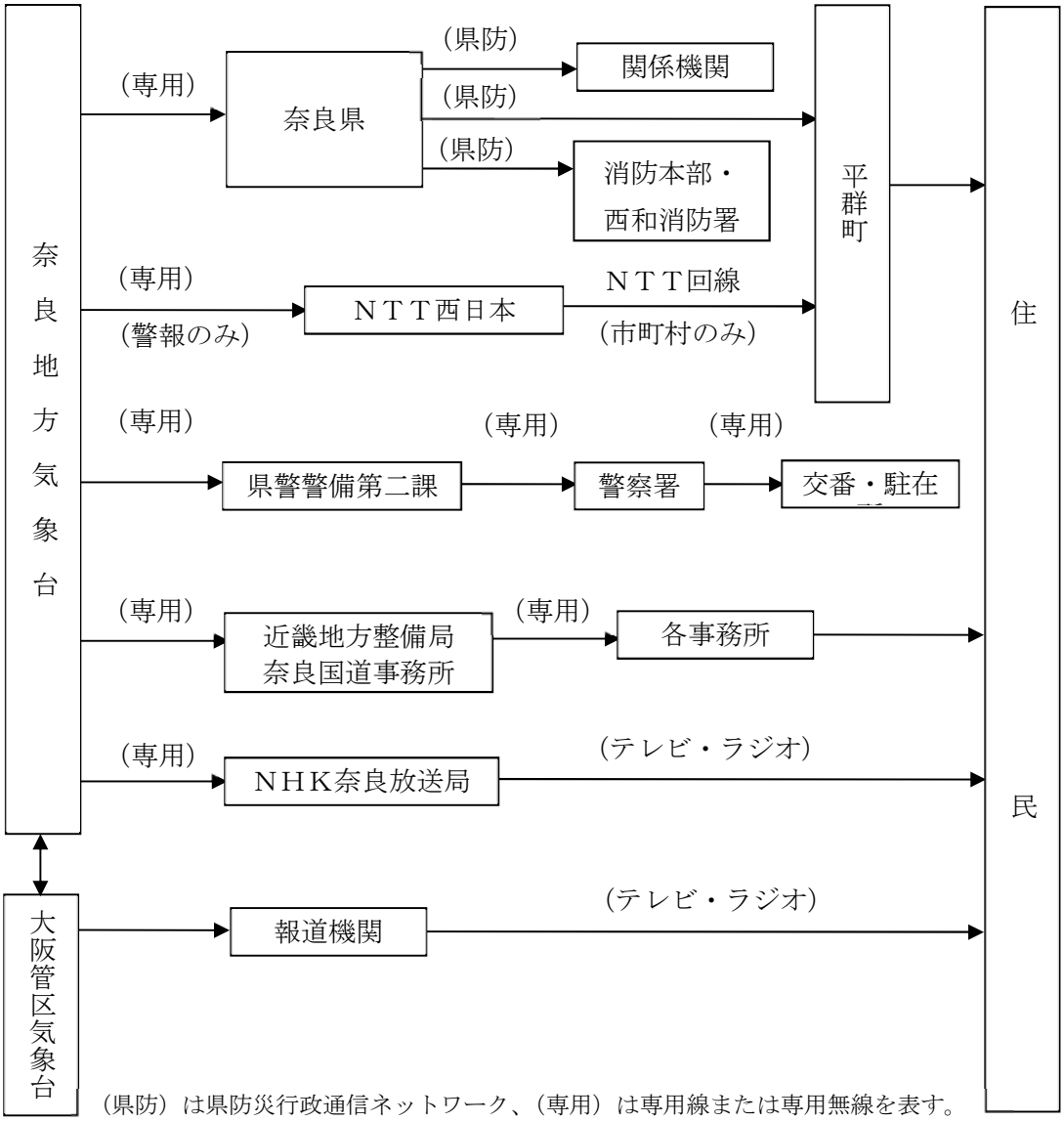

（県防）は県防災行政通信ネットワーク、（専用）は専用線または専用無線を表す。

また、勤務時間外の気象予警報等の伝達は、次により通知を受ける。なお、通知を受けた宿日直員は予警報の場合は企画総務部長、施設資材部長に連絡する。企画総務部は、発令された気象予警報を以下に示す系統で学校、消防団、住民等に連絡する。

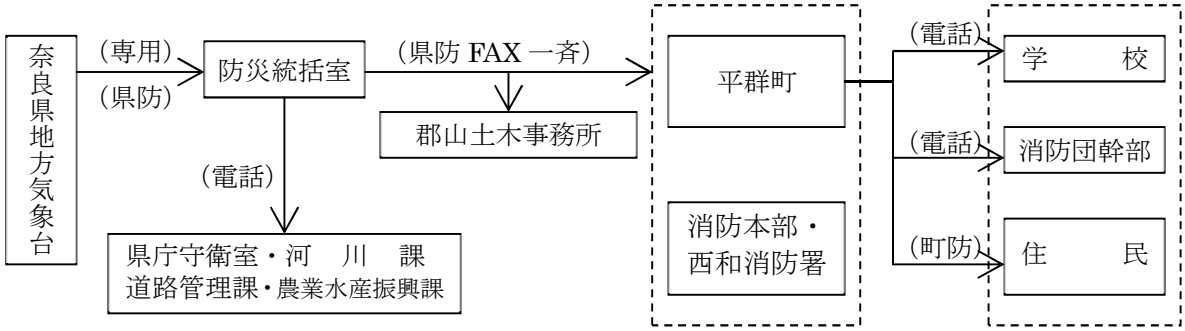

注）県防は県防災行政通信ネットワーク、町防は町防災行政無線、専用は専用電話または無線

（2）気象予警報等の伝達方法

気象予警報、特別警報等及び火災気象通報の伝達、連絡を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により住民及び関係機関に対してその周知徹底と対策等を講じる。

①消防団幹部への連絡は企画総務部が電話等で行う。また、学校への連絡は教育総務部が電話等で行う。また、住民への連絡は企画総務部が町防災行政無線及び広報車等により行う。

②ＮＴＴより伝達される情報は、警報の種別のみであるため、県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送、気象庁防災情報提供システムによりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、詳細かつ的確な気象情報の把握に努める。

③県防災統括室から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。火災警報等を住民等に周知するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて行う。

④異常現象を発見し、または通報を受けたときは、県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町に連絡する。

⑤警報を住民に周知するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うよう努める。

⑥勤務時間外にあっては、宿日直員はただちに総務防災課長、都市建設課長に通知し、意見を聞いて、職員、消防団幹部、学校、住民への伝達について指示を受ける。

3. 水防警報の伝達系統

水防警報は、次の伝達系統による。

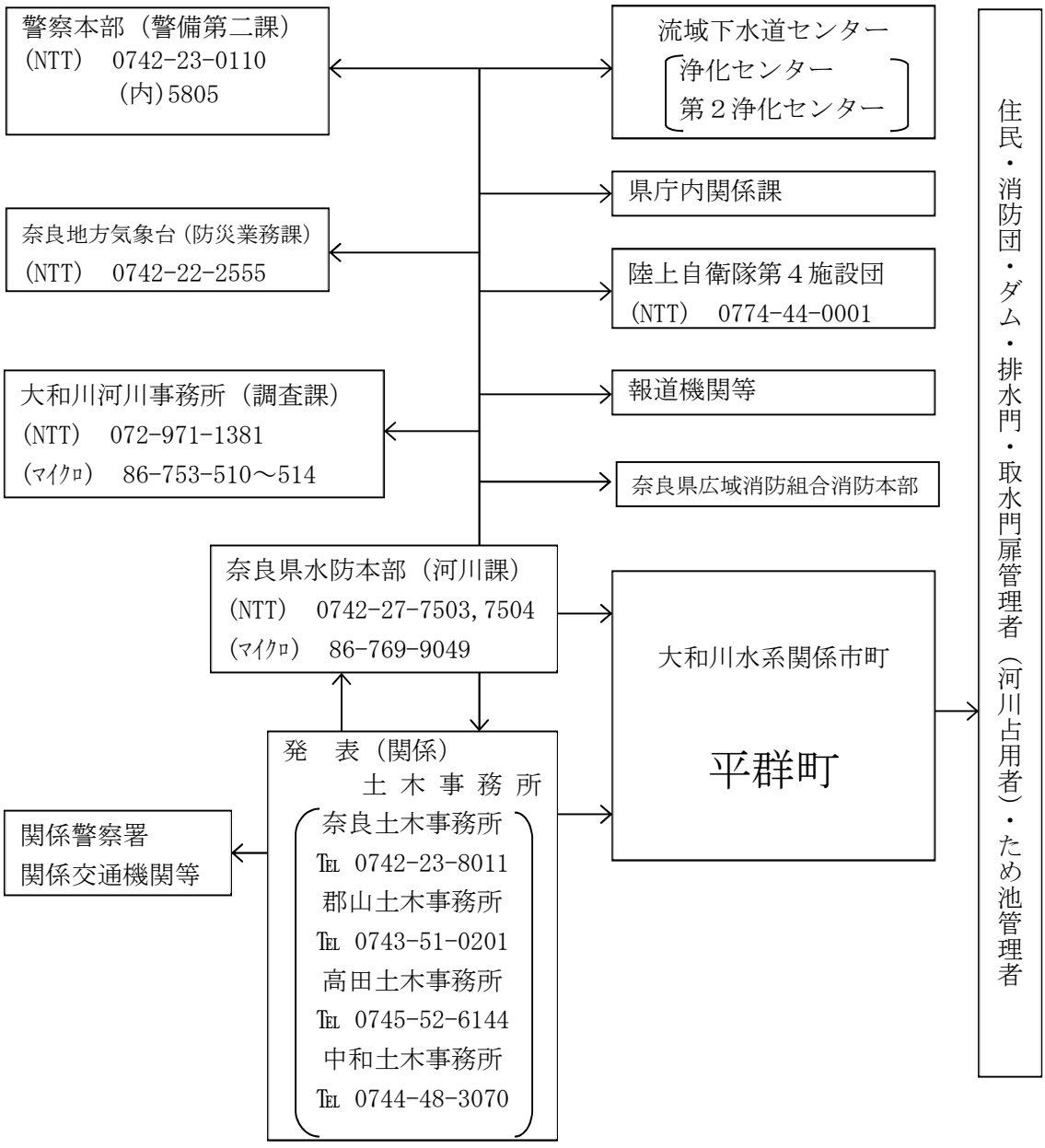

※「NTT」はNTT回線、「ﾏｲｸﾛ」はマイクロ回線（マイクロ波多重無線）を用いた回線番号を示す

4. 警戒レベル

警戒レベルとは、気象庁、国土交通省、都道府県が行う防災気象情報や水位情報に関して、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル１	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合
警戒レベル２	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（気象庁が発表）
警戒レベル３	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始（町が発令）
警戒レベル４	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告、避難指示（緊急）※（町が発令） ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※（町が発令） ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

第7節　早期災害情報の収集・伝達

1. 早期災害情報の収集

本町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という）を収集する。その際、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（消防庁が窓口となる）に通報するとともに、すみやかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

また、町をはじめ公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じて災害情報等についての情報交換を行う。

■関係機関災害情報収集体制

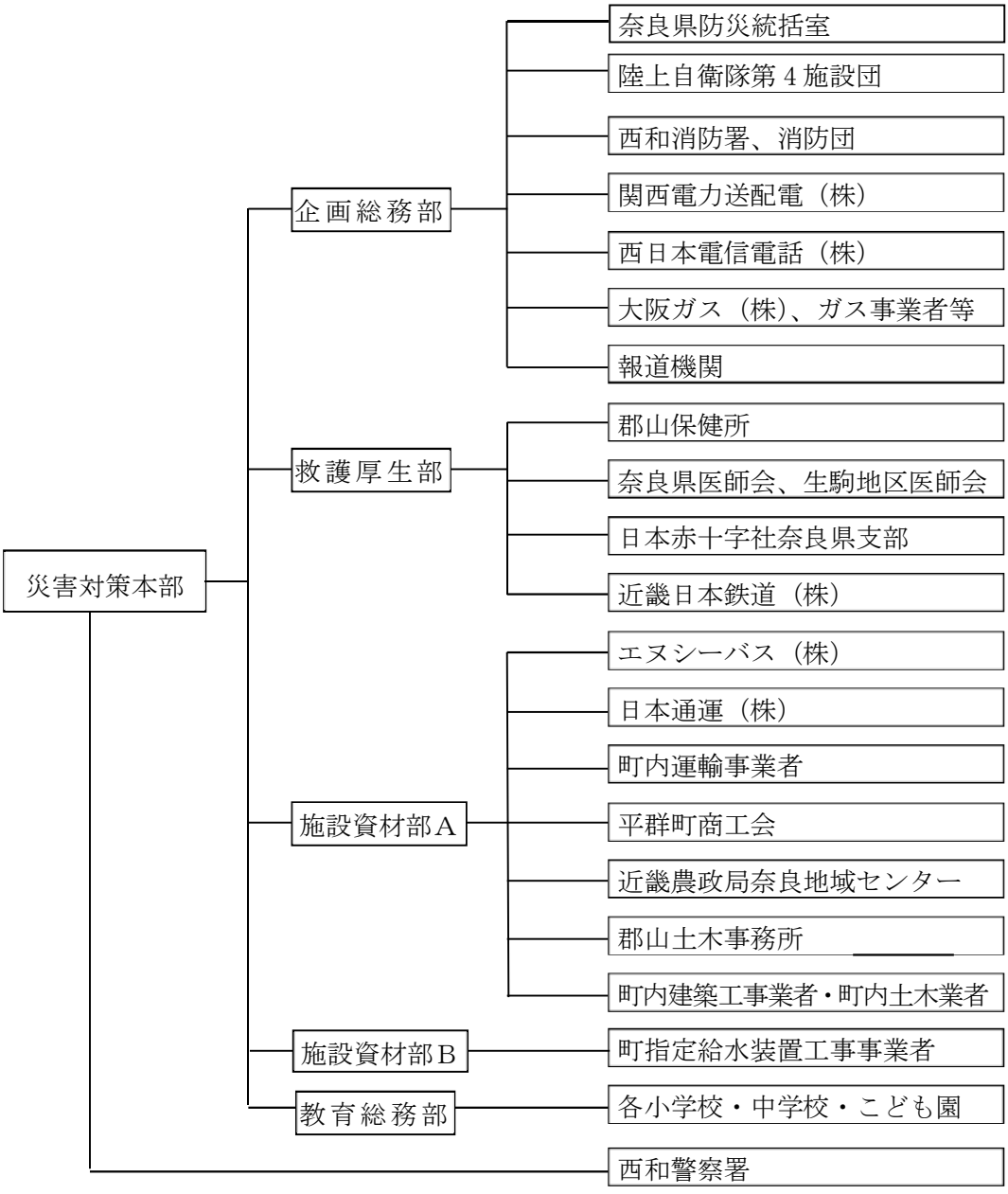

(1) 119番殺到情報

消防本部・西和消防署は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到した場合、ただちに消防庁、県防災統括室、町それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

(2) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後各部長に対し報告するものとする。報告を受けた各部長は、職員の情報内容を企画総務部に報告する。

(3) 連絡員による情報収集

県は、平常時から「連絡員」を編成し、県が災害対策本部を設置した場合には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。本町は、連絡員の活動に協力する。

2. 早期災害情報の報告

本町は、県防災統括室に早期災害情報を報告する。通信の不通等により県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁が窓口となる）に対して直接災害情報を報告する。ただし、県と連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

■報告先

連絡先	奈良県防災統括室
電話番号	代表電話　0742－22－1101 内線2275（昼間） 0742－27－8944　（夜間等※） 直通電話　0742－27－8425 ※県は、保安員室対応、保安員室から防災統括室員に連絡する。
ＦＡＸ番号	0742－23－9244
県防災行政通信ネットワーク	ＴＮ－111－9011
県防災行政通信ネットワーク	ＴＮ－111－9210（ＦＡＸ）

※ＴＮは自局の地上又は衛星回線選択番号

3. 伝達手段

本町は、県に対し、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を伝達する。

4. 災害概況即報（早期災害情報報告様式）

本町は、災害発生時の早期報告として、個別の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（様式－9参照）により、ただちに次の情報等を県防災行政通信ネットワーク等で県防災統括室に報告する。

①人命危険の有無及び人的被害の発生状況

②火災等の二次災害の発生状況、危険性

③避難の必要の有無及び避難の状況

④住民の動向

⑤道路交通情報

⑥その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報により、県防災統括室に報告する。

5. 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

大規模な火災、山地や橋梁等の崩壊、ガスや化学物質等の漏洩といった災害が発生し、または発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」とする）を発見した者は、ただちに町役場または消防署・警察署に通報しなければならない。また、通報を受けた警察官等は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(2) 町長または警察官等の処置

警察官等が住民等から異常現象の通報を受けた場合は、その旨をすみやかに町長に通報するものとする。

また、住民等や警察官等から異常現象の通報を受けた町長は、県防災統括室、奈良地方気象台、その他関係機関に通報する。

■異常現象の伝達系統

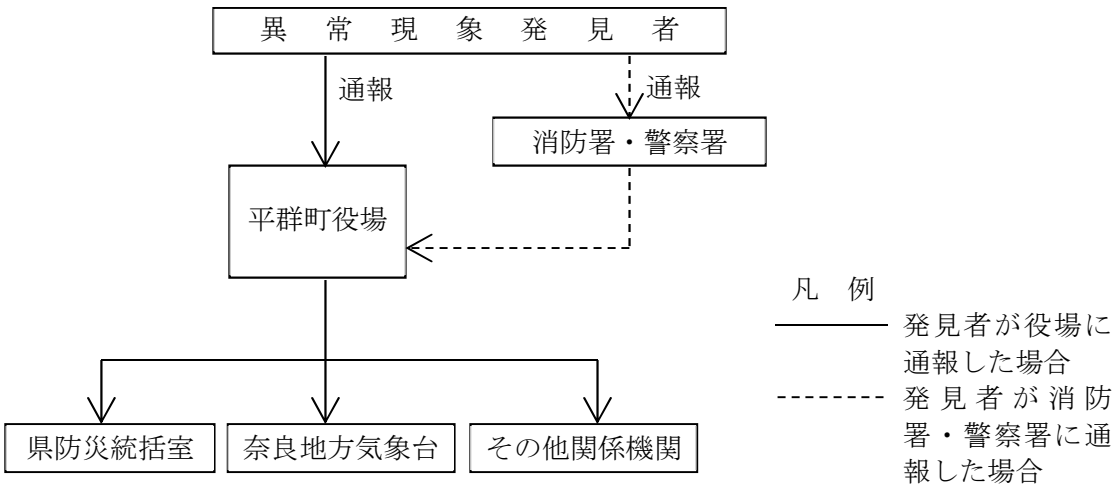

第8節　被害状況の調査・報告

1. 実施体制

災害の発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、企画総務部は、企画総務部や各部が収集した町内の被害状況等及び応急措置の実施状況等をとりまとめ、県に報告する。また、これらの概要を県の関係機関に連絡する。

2. 報告の基準

次の①～⑭に該当する事案について報告する。

①災害救助法の適用基準に合致するもの

②県または町災害対策本部を設置したもの

③災害が２府県以上にまたがるもので、１の府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

④災害が２市町村にまたがるもので、１の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

⑤災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

⑥災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

⑦崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの

⑧洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害または住家被害を生じたもの

⑨強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたもの

⑩積雪、雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの

⑪積雪、道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの

⑫地震が発生し、町内で震度５以上を記録したもの

⑬地震が発生し、人的被害または住家被害を生じたもの

⑭その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

なお、被害状況は具体的に把握できないが、火災が同時に多発あるいは多くの死傷者の発生等により消防機関への通報が殺到したものについても報告する。

3. 被害状況の調査

災害が発生したときは、各大字総代及び自治会長はすみやかに管内の被害状況を把握し、町長に報告しなければならない。

また、各部は、次表に示す調査事項に該当する被害状況を調査する。そして、企画総務部は、調査項目ごとに担当各部が調査した被害状況をとりまとめる。なお、収集、調査の各段階においては、関係機関との十分な調整を図る。

＜調査に当たっての注意事項＞

①関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複的調査のないよう十分留意し、正確を期すること。

②被害世帯数等については現地調査のほか、住民基本台帳、食糧配給事務関係帳簿等と照合する等的確を期する。

③日常的に介護を必要とする高齢者や障がい者等の被害状況については特に配慮すること。

■被害状況の調査体制

調査事項		担当部	主たる応援協力機関
人的被害	一般住民	企画総務部	各大字総代及び自治会長
	一般職員	企画総務部	
	児童等	教育総務部	
	教職員	教育総務部	
	社会福祉施設入所・通所者	救護厚生部	
住家被害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況	施設資材部Ａ	各大字総代及び自治会長
医療施設、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害		救護厚生部	郡山保健所
水道施設被害		施設資材部Ｂ	
農業関係被害		施設資材部Ａ	
農地農業用施設被害		施設資材部Ａ	
商工関係被害		施設資材部Ａ	
林業関係被害		施設資材部Ａ	
公共土木施設被害		施設資材部Ａ	郡山土木事務所
文教施設関係被害	町立学校等	教育総務部	
	文化財	教育総務部	

4. 被害状況の報告

(1) 防災担当から県防災統括室への報告

企画総務部は、「3. 被害状況の調査」でとりまとめた災害情報を県防災計画の定めるところにより、被害状況即報（様式－10参照）、災害確定報告及び災害年報（様式－11参照）に必要な項目を記載し、県防災行政通信ネットワーク（ＦＡＸ）等を用いて県防災統括室に報告する。

(2) 各事業担当から県事業担当への報告

各事業に関する担当部は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。なお、報告系統は資料編に示す。

→資料編3-12　災害情報、被害情報報告系統

(3) 報告を行うことができない場合

本町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも本町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

5. 被災者の安否情報

(1) 安否情報の提供

県及び本町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

①被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

②被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

③被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県及び町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県及び本町は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県または町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

①氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

②照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

③照会をする理由

(3) 被災者に関する情報の利用

県及び本町は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第9節　広報計画

不時不測の災害時における広報活動は、あくまでも人命尊重を第一義とし、瞬間にして起こる災害に対処しうる住民の判断を正確にするとともに、流言飛語等による人心の動揺防止を旨とし、災害広報活動を次により実施する。

1. 実施体制

災害時における広報は、企画総務部が行うものとする。また、収集した災害情報及び町の対策等は本部長に対する報告を終えたのち、企画総務部長から発表する。

2. 留意事項

①広報担当者は一般住民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。

②広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。

③災害発生前の広報については、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止などに必要な注意事項をとりまとめ、広報する。

④被害発生後の広報については、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置状況が確実に周知できるよう広報する。

⑤登録制メール、ファクシミリなどの広報手段を活用し、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

3. 広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断のもとに実施していく。

①災害発生状況(人的被害、住家被害等)

②気象予報・警報・特別警報に関する情報

③二次災害に関する情報

④避難に関する情報

⑤公共交通機関の被害及び運行状況

⑥電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況

⑦主要道路の交通規制及び被害・復旧状況

⑧河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況

⑨医療救護所・医療機関等の開設状況

⑩生活必需品等の供給状況

⑪住民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項

⑫その他必要と認められる情報

4. 広報手段

広報にあたっては次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

(1) 交通通信施設が利用できる場合

ア　公用車の利用

イ　広報紙、チラシ等の配布（新聞折込、広報掲示板、避難所、公共施設等への掲載）

ウ　新聞、テレビ等マスメディアへの要請

緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和54年3月1日）」に基づき、県を通じて日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送㈱に放送を依頼する。

(2) 交通通信施設が途絶した場合

ア　防災行政無線による通知

イ　バイク、自転車、徒歩等による周知

ウ　自主防災組織、区・自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等

エ　登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）

5. 報道機関に対する発表

報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について定期的に、また必要に応じて随時発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても協力する。

→資料編3-13　防災関係機関連絡窓口

6. 外国人に対する広報

町内に居住する外国人については、特に情報面での孤立を避けるため、勤務または所属する事業所等に連絡窓口を設けさせ、それを通じた外国語による広報体制を確立する。

また、避難所等においては専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行うことで対応する。

7. 災害記録の作成

各部は、災害写真を撮影したときは、その内容を企画総務部にすみやかに連絡する。なお、電子データは企画総務部にて保管する。

8. 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。よって災害対策本部の指示に従い、適宜、庁内広報ビラの発行及び庁内放送を実施する。

9. 住民からの広聴

災害が終息したときは、各大字総代・自治会長から、住民の相談、要望、苦情等を聴取する。このほか電話やインターネットによる生活相談にも対応し、関係各部の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで住民意向の反映に努める。

第2章　救援・救護計画

第1節　消防活動計画

本町は、火災その他各種災害の発生に対処するため、消防団と緊密な調整を図り、災害の未然防止に努めるとともに大火災等非常事態の発生に際しては、住民の生命、身体、財産保護にあたる。

1. 実施体制

火災その他災害が発生し、または発生するおそれのある場合でその必要が認められるときは、町長は、消防団に出動を指令する。

2. 消防団の組織

消防団の組織は消防団条例ならびに消防団規則に定めるところによる。

→資料編3-14　消防団条例
→資料編3-15　消防団規則
→資料編2-11　消防力の現況及び消防施設

3. 火災警報発令時における実施事項

消防団においては、火災警報発令時以下の事項を実施する。

①住民に対する火災警報の伝達
②機械器具の点検整備
③団員の確保と出動態勢の整備
④警戒の実施

4. 消防団出動態勢

消防団員は、災害発生のおそれがある場合は出動して警戒配備にあたるとともに、災害発生の場合は第1線救助機関として災害予防及び災害応急対策活動に従事するものとする。なお、消防団員を配備すべき場合の基準は、次のとおりとする。

①災害対策本部が設置されたとき
②町長から指令のあったとき
③団長もしくは副団長においてその必要を認めたとき

5. 消防活動

先着消防団員は、火災現場の状況をすみやかに把握し、無線等により町本部と常に連絡を密にし、防御活動の適正を図り、火災初期消火と被害の軽減に全力を傾注するものとする。

6. 関係機関への連絡

本町は、火災を覚知したときは、消防団の出動命令を出すものとする。

7. 県への報告

町内で、火災、爆発等による災害が発生したときの被害状況その他調査及び県への報告は、次の方法による。

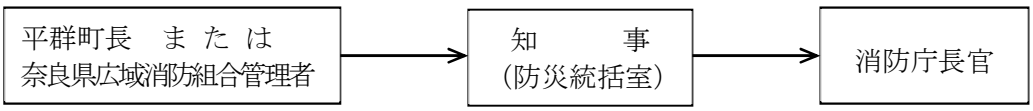

8. 広域消防相互応援協力体制

大規模な自然災害や林野、危険物施設等の大規模災害、列車等の特殊事故等が発生した場合には、本町及び西和消防署の消防力をもってしても、防御または救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定による協定市町村への応援や、緊急消防援助隊等による他府県への応援を要請する。

(1) 県内市町村からの応援体制

災害が拡大し、本町及び奈良県広域消防組合の消防力のみで対処できない場合は、消防長は、消防組織法第39条に基づき隣接市町村応援協定、阪奈林野相互応援協定等に基づく協定市町村に応援を要請するものとする。

(2) 他都道府県からの応援体制

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、消防長は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出動や「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく要請を行うものとする。

(3) 応援受け入れ体制の整備

応援を要請した場合は、次により受け入れ体制を整備する。

①応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
②応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
③応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
④資機材の手配
⑤応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第2節　水防活動計画

洪水による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するため、水防活動を実施する。

1. 水防体制

(1) 対策本部の設置

水防管理者（町長）は、水防に関する注意報及び警報等の通知を受けた時及びその状況から洪水による被害が予想され水防活動の必要があると認めたときは、その危険が解消するまでの間、災害対策本部を設置し、水防事務を処理する。

(2) 重要水防箇所

重要水防箇所は、資料編に示すとおりである。

→資料編2-13　重要水防箇所

(3) 水防情報連絡系統

①気象予警報等

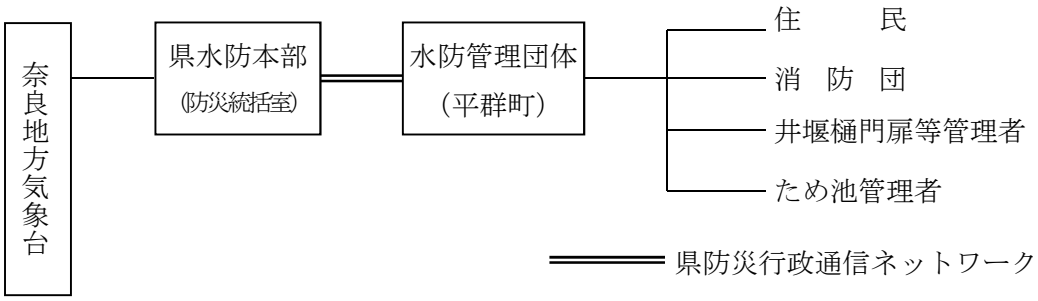

■気象予警報等の種類

	大　雨	洪　水	台　風
注意報	○	○	
警　報	○	○	
情　報	○		○

注）発表基準は資料編３－９参照

②水防警報（知事発表区間）

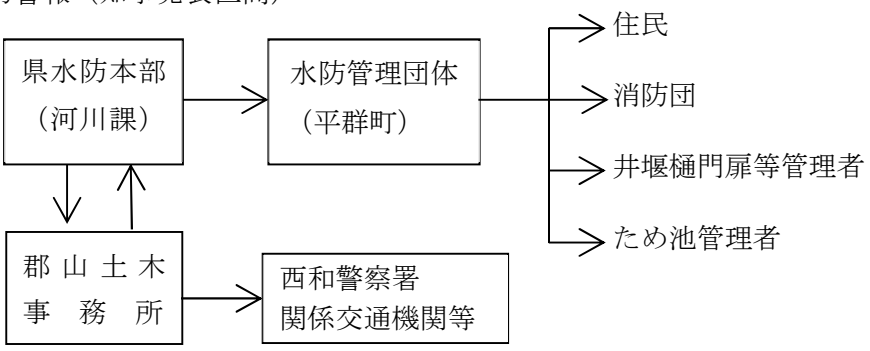

③その他の情報

水防管理者は、状況に応じて必要と思われるその他の情報についても、次の情報連絡網

により町内の関係機関や住民に周知する。

④一般住民に対する周知方法

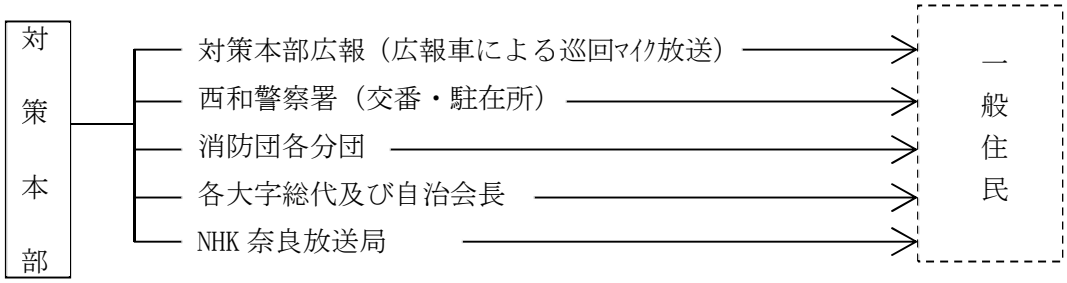

2. 水防配備と出動

(1) 非常配備

水防非常配備の種類を次の3種とする。

■水防配備体制基準

配備基準	配備時期	配備内容	出動人員
第 1 非常配備（情報連絡体制）	気象情報の通知を受け、今後の気象情報に注意と警戒を必要とするとき。	情報連絡活動を円滑に行うことができる体制	部長は適宜配置員の数を定める。
第 2 非常配備（警戒体制）	水防警報第 2 段階発表のとき。	情報連絡活動を主として、事態の推移によってはそのままただちに水防活動が遅滞なく遂行できる体制	各部全職員の 1/2
第 3 非常配備（非常体制）	水防警報第 3 段階発表のとき。	完全なる水防体制とする。	各部全職員

①注意事項

ア　消防団員は常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想されるときは、自主的に警戒勤務につかなければならない。

イ　水防警報第1号発令後は、できる限り不急の外出をさけて待機しなければならない。

②出動準備または出動

ア　注意報により水防配備の必要ありと認められる場合は、第1非常配備体制の出動を指

令する。（この際水防本部は設置される）

イ　水防警報第2段階を受信したとき、または河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予測されるとき第2非常配備の出動を指令する。（水防第1信号）

ウ　水防警報第3段階を受信したときまたは河川の水位が氾濫注意に達し、危険を予測されるときは第3非常配備の出動を指令する。（水防第2信号）

(2) 平時の巡視

水防管理者は、随時区域内の各河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに当該河川堤防等の管理者に連絡する。

(3) 非常警戒

①水防団待機水位に達したときは、消防分団長は河川及びため池の堤防に巡視連絡員を置き、巡視にあたらせるとともに、異常を発見した場合は、ただちに水防本部長に連絡し、水防本部長は郡山土木事務所に通報するとともに水防作業を開始する。

②水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、西和警察署長に対して警察官または警察職員の出動を求めることができる。

3. 水位の通報

(1) 報告とその間隔

水防管理者または河川水位観測者は、出水のおそれのあるときは水位の変動に注意し、以下の項目に該当する場合は、ただちに郡山土木事務所長に報告する（水防法第12条）。なお、報告は電話等その場合において最も迅速かつ有効な方法を選ぶ。

①気象注意報発令時の水位

②氾濫注意水位に達したとき及び同水位が10cm増すごと

③避難判断水位

④氾濫危険水位

⑤氾濫注意水位を下ったとき

(2) 報告様式

水位に関する報告は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報にて行う。

(3) 情報交換の徹底

①水防管理者は、郡山土木事務所長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努める。

②水防管理者は、郡山土木事務所長よりの降雨、水位情報ならびに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要ある情報を住民、消防団、井堰、水（樋）門扉等管理者、その他関係機関に対し、通知する。

③住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民はすみやかに、

水防管理団体等水防機関に対し、通報するものとする。

4. 井堰、水（樋）門扉、調整池、ため池等の操作

井堰、水（樋）門扉管理者（河川占有者）、ならびに調整池、ため池管理者は、あらかじめその操作責任者及び巡視員ならびに連絡員等を定め、平時から工作物の点検をなし、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象警報注意報等が発表されたとき、または河川が水防団待機水位(通報水位)またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行うものとする。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知し、水防管理者は河川管理者及びその他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講じる。

5. 水防用設備の整備

水防上必要な設備は、防災備蓄倉庫、水防用資機材、雨量計、量水標、通信機等であって、水防管理団体は、これら施設及び資材器具を整備する。

6. 輸送

水防管理者は、あらゆる事態を想定し、連絡経路、資機材輸送の機動力確保等について、万全の措置を講じておくとともに、あらかじめ輸送業者と輸送について協定しておく。

7. 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

■水防信号

区分		警鐘信号	サイレン信号
第１信号	水防機関準備	○休止　○休止　○休止	
第２信号	水防機関出動	○－○－○　○－○－○	
第３信号	居住者出動	○-○-○-○　○-○-○-○	
第４信号	居住者避難	乱打	
1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 4、地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第１信号　通常水位を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資機材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの、
第２信号　水防団員及び消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの、
第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの、
第４信号　必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第3節　避難対策計画

災害緊急時における人的被害の軽減のために、被災者の自主的避難への対応と、危険地域の住民に対する避難勧告または指示を行うことで、住民の身体、生活の当面の安全を確保する。

1. 実施責任者

避難の実施は、法令に定められた町長、知事、警察官、自衛隊等による。

■避難の実施区分

	実施責任者	措置	要件
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	町長 災害対策基本法第 56 条	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき
【警戒レベル４】 避難勧告	町長 災害対策基本法第 60 条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき
	知事 災害対策基本法第 60 条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害の発生により、町がその全部または大部分の事務を行うことができないとき
【警戒レベル４】 避難指示（緊急）	町長 災害対策基本法第 60 条	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき
	知事 災害対策基本法第 60 条	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の指示	災害の発生により、町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき
		・避難等の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき
	自衛官 自衛隊法第 94 条	・避難等の措置	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき
	知事及びその命を受けた職員 地すべり等防止法第 25 条	・立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第 29 条	・立退きの指示	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき
【警戒レベル５】 災害発生情報	町長 災害対策基本法第 60 条	・命を守るための最善の行動を促進	災害が発生したとき

2. 避難勧告等の発令

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

災害の種類によって以下の事項に留意する。

・水害

被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区城に速やかに発令する。

・土砂災害

受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を町に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起することになっており、本町は、避難勧告等や解除に関する助言を求めることができる。

(1) 避難情報の種類

①風水害・土砂災害時における避難情報

風水害・土砂災害時における避難情報を以下の3つとし、的確な避難を確保する。

ア　避難準備・高齢者等避難開始

避難行動に時間を要する要配慮者が避難を開始する段階（要配慮者の支援者は避難支援を開始する）に発令する。なお、その他の住民は避難に必要な準備をはじめる。

イ　避難勧告

要配慮者を除く住民が避難を開始する段階に発令する。

ウ　避難指示（緊急）

全ての住民が速やかに避難する段階に発令する。

エ　災害発生情報

災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。

②地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとし、以下の2種類とする。

ア　避難勧告

住民が避難をすることが必要な場合に発令する。また、避難勧告が発令された場合、要配慮者の避難支援及び安否確認を実施する。

イ　避難指示（緊急）

全ての住民が速やかに避難する必要がある場合に発令する。

(2) 避難対象地区

災害の発生により人命の危険が予想される次に掲げる地区

①河川の氾濫等により人命、住家に被害の発生が予想される地区

②土砂災害等により人命、住家に被害の発生が予想される地区

③その他避難を必要とする地区

(3) 避難勧告等の基準

避難勧告等の基準については、避難情報が迅速・的確に発令されることが必要であり、雨量・水位等の客観的数値に基づくものとする。避難勧告等の詳細な運用は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。

(4) 避難勧告等の内容と報告

①避難勧告等の内容

避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告又は指示は、次の内容を示して行う。

ア　避難対象地域

イ　避難先（災害種により適切な指定緊急避難場所を選定）

ウ　避難理由

エ　避難経路

オ　避難時の注意事項等

②屋内での待避等の安全確保措置

町長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下、「屋内安全確保」という。）を指示することができる。

③関係機関への報告

避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告または指示を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、必要な事項を関係機関へ報告する。町長から知事への報告は県防災行政通信ネットワークで行う。勧告等が洪水により行われた場合は、このことを上下流の水防管理者へ連絡する。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

ア　避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）・屋内安全確保の種類

イ　発令時刻

ウ　対象地域

エ　対象世帯数及び人員

オ　その他必要事項 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

④住民に対する周知

町長（町本部長）は、自ら避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(5) 避難情報の伝達

災害により多大な被害を受ける場合又は受けるおそれがある場合、町長は住民に避難の指示及び勧告を行い、住民にその情報を速やかに伝達する。

伝達の際は避難行動要支援者及び避難支援関係者に迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要支援者とその支援関係者に避難を開始することを確実に伝達する。

避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」をおそれず、判断基準に基づき避難勧告等を発令する。

事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。

①情報伝達手段

避難勧告、避難指示（緊急）については、下記の情報手段により住民に周知を行う。

ア　自治会組織、消防団組織による伝達
イ　防災行政無線等による伝達
ウ　ファックスによる伝達
エ　広報車による伝達
オ　ラジオ、テレビ等による伝達
カ　Ｌアラート（公共情報コモンズ）
キ　登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）
ク　戸別受信機（文字表示付）

②情報伝達内容

避難情報は、事前に例文を作成し、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にしてわかりやすくその意味を伝えるなど、その状況を住民に的確に伝えることにより、迅速な避難行動に移れることから、下記の事項について、解りやすく伝える。

ア「堤防決壊のおそれがあることや」、「1時間後に道路冠水のおそれがあること」など、河川や堤防等の状況、発災時期、予想される被害状況について説明を含めること。
イ　住民がいつまでに、どのような行動をとるべきかを併せて伝えること。

③放送機関に対する放送要請

ア　災害放送

本町は、災害情報を住民に伝達するため、より効果的な手段として、ＮＨＫ奈良放送局に対して放送を行うことを求めることができる。この際、要配慮者に対する情報提供について、特に配慮するものとし、聴覚障がい者のために手話放送及び文字放送等を要請する。

この場合、町本部は放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示し、前記放送局は要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

イ　緊急警報放送

本町は、災害に関し次の事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県本部を経由して(町本部と県本部との間が通信途絶等特別の事情がある場合は直接行う）ＮＨＫ奈良放送局に放送を求めることができる。

(ｱ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため避難の勧告及び指示等を行う。

(ｲ) 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき処置。

(ｳ) 災害時における混乱を防止するための指示等を行う。

(ｴ) その他特に必要と認める事項

3. 避難誘導

災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した場合、避難者の生命、身体を守るため、避難誘導を実施する。

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、警察署、消防署、消防団、自治会及び自主防災組織等が協力して行い、次の事項に配慮する。

①避難の際は、火気危険物等の始末を完全に行う。

②避難者は、食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品等平素から非常持出品として準備してある必要最小限の品物を携行する。

③服装は軽装とするが、素足、長ぐつ、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

④家具類等大量の荷物は、持ち出さない。

⑤移送の方法

避難途中に危険がある場合、あるいは高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者等通常の手段では避難できない住民については、車両を利用して移送する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援等

地域住民や自主防災組織等と連携して、自力で避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導する。

①避難支援プランに基づく避難支援

本町は、あらかじめ作成している「災害時要援護者支援マニュアル」や「個別避難支援計画」に基づき、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携して在宅の避難行動要支援者の避難支援を実施し、速やかな避難の完了をめざす。

災害が発生した時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 避難者の確認

①避難の勧告、指示を発した地域に対しては避難終了後速やかに警察官、消防団員、町職員

等によるパトロールを行い、立退き遅れた者等の有無の確認を行う。

②避難の勧告、指示に従わない者について説得に努め、状況に応じた措置をとる。

③町本部は、警察署、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の把握に努め、名簿を利用し住居に取り残された者の迅速な発見、避難所等への移送、社会福祉施設等への緊急入所等の処置をとる。

（4）学校、社会福祉施設等の避難誘導

①学校（北幼稚園・こども園・小中学校の児童等の集団避難）

ア　避難誘導

(ｱ) 園長・学校長（施設長）はあらかじめ定めた避難計画及び避難マニュアルに基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

(ｲ) 教職員は園長・学校長（施設長）の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別等を考慮し、予め定められた避難順序に従って迅速、確実に校外の安全な避難場所に誘導する。

イ　避難指示（緊急）の周知

(ｱ) 園長・学校長（施設長）は、職員及び児童等に対する避難の指示をサイレン又はマイク等により周知徹底する。

(ｲ) 園長・学校長（施設長）は児童等に対する避難の指示をしたときは、直ちに町本部、警察署、消防署等にその旨を連絡する。

ウ　移送方法

適宣班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ効率的に移動する。

②社会福祉施設の避難対策

ア　避難誘導

施設長は、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとに予め避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に避難誘導を実施する。

イ　移送方法

施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防・警察等関係機関と連携を密にし、消防、警察等の協力のもとに移送を行う。

（5）避難路の選定

①避難路は緊急時の混乱を避けるため、できるだけ車両用、徒歩用に区分選定する。

②避難路には町職員及び消防団員等を配置する。

③必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。

④避難路上の障害物等を除去する。

4. 住民に望まれる避難行動

①防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

②避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

③豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

④夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。ただし、土石流が想定される区域においては、自宅の２階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。

⑤雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

⑥避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

⑦土砂災害警戒区域外や浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

5. 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限あるいは禁止、または退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

■警戒区域の設定基準

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため に、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第 63 条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第 63 条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第 63 条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、第 36 条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水害
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第 63 条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、第 36 条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水害

(1) 警戒区域の設定

①設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域の設定するにあたっては、国(近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

②周知

避難の勧告、指示などと同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

③警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

④警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示（緊急）・勧告の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

6. 避難所の開設及び運営

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、指定緊急避難場所を開設する。指定緊急避難場所は、災害種により適切に選定を行う。

被災者が安全に安心して過ごすことができる指定避難所（以下この項において「避難所」という。）を速やかに開設し、適切に管理運営する。また、要配慮者の状況に配慮して運営する。

(1) 避難所の開設

町本部は、避難が行われたときは、救護厚生部員を避難所開設者とし、ただちに避難所を開設する。また、県本部に次の事項を通知するとともに、速やかに被災者に避難所開設を周

知する。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

①避難所開設日時、場所及び施設名

②収容状況及び収容人員

③開設期間の見込み

④その他参考となる事項

(2) 避難所の追加開設

本町は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

本町は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、県は、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の情報提供を要請しており、その情報を提供してもらうことができる。

(3) 避難所の運営

①避難所の管理

避難所を開設したときは、直ちに避難所に担当職員を派遣し、避難者の把握と保護及び避難所の秩序保持等の管理を行う。本町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、年齢の違い等に配慮する。

本町は、避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難等の犯罪抑止対策に努める。

なお、避難生活が長期にわたる場合は、自治会（自主防災組織）等の避難住民を主体とした運営組織により避難所を運営する。

また、避難住民を主体とした運営組織には、男女が共同で参画できるよう配慮する。

②管理の報告

避難所開設者は、被災者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに町本部へ報告する。

③情報の伝達

避難所開設者は、避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）を定めるとともに、避難者の求める情報が何かを確認し、現地のニーズを町本部へ伝達する。

④給水、給食等の実施

避難者に対し、給水、給食を実施するとともに、生活必需品等の供与・貸与を行う。

⑤健康対策

避難者の健康保持のため、町本部、県本部及び医療機関が連携して、健康相談、健康教育を行うとともに、必要な保健・医療・福祉のサービスが確保されるように調整する。

⑥要配慮者に対する配慮

避難所においては、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとし、給食、健康診断等において十分な対策を行うとともに、避難所内の諸施設及び設備においても要配慮者等が容易に施設の利用ができるよう対策を行う。

［避難所開設・運営フロー］

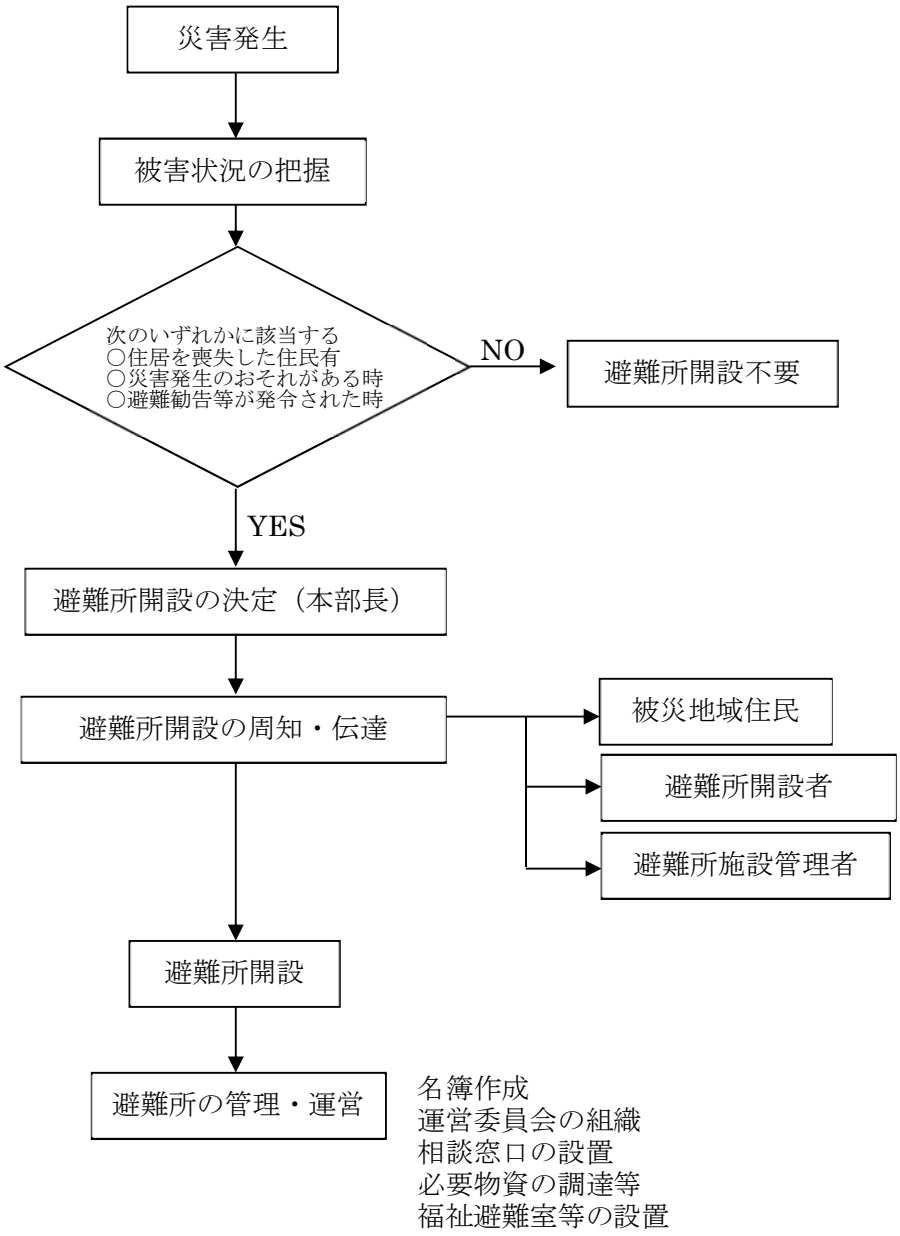

(4) 野外収容施設の設置

災害の規模が大きく、既存施設の被害が甚大であるか、あるいは被災者が多数のため既存施設の収容力を超えた場合、屋外に仮設避難所を設置する。

(5) 開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内である。延長する必要がある場合には、町本部長は県本部長の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(6) 各段階における主な取組事項

各段階における主な取組事項は以下のとおりである。

①初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行

う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア　避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

イ　広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

ウ　避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

②展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア　自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ　食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

ウ　要配慮者に関すること

・避難所内の要配慮者の把握に努め、避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。
・視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ　衛生に関する事

・仮設トイレの速やかな設置に努める。
・食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
・保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
・ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

オ　その他

・医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
・男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。
・暑さ寒さ対策に努める。

③安定期

安定期とは、地震発生後3週間日程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身

の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

ア　食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ　要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ　衛生に関すること

・食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。
・保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

④　撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

(7) 県の支援

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めており、本町は県に協力する。

→資料編2-2　指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

7. 被災者の把握

(1) 避難所における被災者の把握

避難所において避難者名簿を作成するとともに、避難者の被災状況について聴き取り調査等を実施し、被災者の確認を行う。

(2) 在宅被災者の把握

避難の勧告、指示を行った地域において、住民が避難した後、速やかに警察官、消防団員等によるパトロールを行い、被災者の確認及び避難をしていない住民の有無等の確認を行う。

8. 在宅被災者等への支援

本町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受け取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために本町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努

める。

9. 車中泊者への対応

本町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

①避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

②車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

③車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

10. 避難生活環境の確保

避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下の設備等を整備し、良好な避難生活環境の確保を図る。

(1) 被災者の収容に必要な面積の確保

十分な面積を確保できない場合は、他の避難所又は臨時の避難所等を確保する。

(2) 通信設備の確保

有線電話、防災行政無線、ファックス、テレビ、パソコン等通信設備を確保する。

(3) 非常用電源の確保

避難生活に電気が必要であり、非常用電源を確保する。

(4) トイレ（仮設トイレを含む）の確保

避難生活に不可欠のトイレ（仮設トイレを含む）を確保する。

(5) 給水設備の確保等

避難者の給水のため、給水設備を確保する。

(6) 高齢者、障がい者に対応した設備等の確保

高齢者、障がい者等が円滑に生活できるようスロープや手すりなどの設備を確保する。

(7) 救護設備等の確保

避難中の負傷や病気に対応するため、担架など救護設備等を確保する。

(8) 福祉避難室の確保

プライバシーの確保が特に必要な要配慮者については、体育館以外の教室を利用した福祉避難室の設置や、パーティションの設置等により、精神的負担の軽減を図る。

(9) 調理器具の確保

避難生活において温かい食事ができるように携帯コンロなどの調理器具を確保する。

(10) 避難生活に必要な物資の確保

寝具をはじめ避難生活に必要な物資を確保する。

(11) プライバシーの確保

男女のニーズ、男女双方の視点に配慮してプライバシーを確保する。

11. 要配慮者の避難支援

(1) 福祉避難所等の収容措置

本町は、介護の程度等から一般の避難所への収容が適切でないと判断される要配慮者については、あらかじめ指定した福祉避難所への収容措置を速やかに実施する。また、必要に応じて、避難所（小学校等）に福祉避難室を確保し要配慮者を収容する。

(2) 社会福祉施設への緊急入所措置

本町は、福祉避難所では対応が難しい、常時専門的介助・援助が必要な者については、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に進める。

12. 帰宅困難者対策

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や、状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

(1) 発災直後の対応

①一斉帰宅抑制の呼びかけ

本町は県と協力し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

②企業等における対応

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

③集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

本町は県と協力し、帰宅困難者に対し、災害に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

(3) 駅周辺等における滞留者対策

①駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐた

め、駅前滞留者対策協議会の参加者や町が中心になって、町の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

②一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や町は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、本町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

（4）徒歩帰宅支援

①災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

本町は県と協力し、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

②徒歩帰宅支援

本町は県と協力し、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

第4節　救出計画

災害発生のため生命・身体が危険な状態にある者や火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、または救出して保護するため、救出・救護活動を行う。

1. 実施体制

被災者の救出は町、西和警察署、西和消防署等が行うものとし、消防団あるいは派遣された自衛隊や日本赤十字社との緊密な連絡のもとに作業を進める。

消防団は災害の状況に応じ必要な人員を勘案し、その組織をもって編成する。

2. 救出方法

被災者の救出は災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各部との緊密な連携のもとに行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、県のヘリコプター出動を要請するなど、迅速かつ的確な措置を講じる。

(1) 被災者が少ない場合

西和消防署は、消防署長の指揮により救出作業にあたり、負傷者をただちに救護所または病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。

(2) 被災者が多い場合

特に大災害発生直後で被災者が多いと想定される場合は、地区連絡所を中心に現地連絡調整所を設置し、災害対策本部の指揮のもと、関係機関が地域の自主防災組織と連携し、救出活動を行う。

西和消防署は、救護厚生部及び町内医療機関等の応援・協力のもとに、トリアージ（傷病者の重症度判定）を行うとともに応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症患者については、後方医療施設に移送する。

(3) その他

警察・西和消防署のみでは救出困難なときは、県知事を通じて応援を要請する。

また、救出のために必要となる最低限の機材は各地域の公共施設等の倉庫に保管しておき、特殊な資機材については関係機関との十分な連絡のもとに調達を図るとともに、町内の建設工事業者等に応援を求める。

第5節　医療・救護計画

災害時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被災状況を把握したうえで、救護活動が可能な施設において実施する。

1. 実施体制

救護厚生部は、生駒地区医師会と連携して、医療救護班を編成し、被災地域及び避難所の医療、助産の万全を期す。町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、県保健医療調整本部に保健医療活動チーム等の派遣を要請する。

本町は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2. 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

1個班の編成は、医師1人、看護師1人（必要に応じ助産師1人を加配）、事務員（保健師を含む）1人とし、医師が班長となる。

上記の班編成でおおむね3班編成し、救護活動にあたることとするが、被災状況に応じて適宜増員する。

(2) 医療救護班の活動内容

①傷病者の重症度の判定（トリアージ）
②傷病者に対する応急措置
③後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
④転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
⑤助産活動
⑥死亡の確認
⑦遺体検案等への協力（状況に応じて）

(3) 県保健医療活動チーム等の派遣要請

町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、県に奈良ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）や保健医療活動チームの派遣を要請する。

→資料編2-5　町内医療関係機関一覧

3. 救護所の開設

救護厚生部は被害状況に応じ、医療救護拠点である保健福祉センター「プリズムへぐり」を通じて、災害対策本部室等と連絡調整のうえ、被災地付近の小、中学校に医療救護地区拠点として救護所を開設する。なお、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要が生じたときは迅速に最寄りの医療機関に収容する。

これらの医療救護地区拠点には、救援救急医療物資などを集積する。

4. 負傷者の搬送

救護所において応急手当をなされた負傷者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合には、西和消防署等に救護車の配車等を要請するとともに、必要に応じ関係機関、民間所有車両の借り上げ配車等を行い、搬送に充てる。

負傷者は、次の機関と連絡調整し、搬送する。

(1) 初期救急医療機関（王寺周辺広域市町村圏）

平日：生駒市医師会所属医療機関（ただし、夜間は二次救急医療機関が対応）

休日：三室休日応急診療所

病院名	住所	電話番号	診療科目
三室休日応急診療所	斑鳩町稲葉車瀬 2-5-18	0745-74-4100	内・小・歯

(2) 二次救急医療機関（王寺周辺広域市町村圏）

病院名	住所	電話番号	診療科目
奈良県西和医療センター	三郷町三室 1-14-16	0745-32-0505	内・小・外・整・脳・耳・麻・泌・産・眼・放・心・皮・呼・循
恵王病院	王寺町王寺 2-10-18	0745-72-3101	内・外・整・救・交
奈良友紘会病院	上牧町服部台 5-2-1	0745-78-3588	内・小・外・整・脳・泌・眼・耳・理・歯
服部記念病院	上牧町上牧 4244	0745-77-1333	内・外・整・精・婦・眼・放・歯

(3) 三次救急医療機関（奈良県）

病院名	住所	電話番号
奈良県総合医療センター 救命救急センター	奈良市七条西町 2-897-5	0742-46-6001
県立医科大学附属病院 高度救急救命センター	橿原市四条町 840	0744-22-3051
近畿大学医学部奈良病院 救命救急センター	生駒市乙田町 1248-1	0743-77-0880

5. 医薬品及び医療救護資器材の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療資器材の調達は、町内医療機関等より調達するが、災害の種類、規模に応じて郡山保健所(0743-51-0191)、県保健医療調整本部（薬務班）等に支援を要請する。

第6節　要配慮者対策

災害時には、傷病者や肢体が不自由であったり知的障がいを持つなどの障がい者、高齢者、幼児、妊産婦や外国人等、何らかのハンデキャップを有する人々は迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされる。したがって、これらの要配慮者に対しては特別な配慮をもってそれぞれの応急対策を講じる。なお、その実施にあたってはハンデキャップの内容、程度が個々で異なることを認識し、適切な対応に努める。

1. 避難行動要支援者の避難支援

本町は、作成した「災害時要援護者支援マニュアル」や「個別避難支援計画」に基づき、避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

2. 被災した要配慮者への応急対策

(1) 基本方針

高齢者や障がい者等に対して福祉行政と自主防災組織、ボランティア等が連携し、安否確認や緊急援助をすることにより生活基盤の建て直しを支援する。

また、外国人については語学のハンデキャップがあるため、所属する事業所等を通じた対応を原則とするが、語学ボランティアによる情報提供等でも生活支援を図っていく。

①民生委員・児童委員やボランティア等による生活支援・相談
②精神的ダメージに関する相談
③巡回医療等の実施
④仮設住宅や公営住宅への優先入居
⑤必要物資等の確保及び供給
⑥避難所における介護スペースの確保
⑦冷暖房等、空調の配慮

(2) 高齢者（要配慮者）

①避難する場合の隣近所の介護・支援体制づくり
②寝たきり高齢者等の福祉施設への一時的入所措置
③食事に関する配慮
④ホームヘルパーや保健師による支援及び相談

(3) 障がい者

①要介助者への介助・支援体制づくり
②福祉施設への一時的入所措置
③被災直後の安全対策指導
④公的サービスによる支援及び相談

(4) その他の要配慮者

①生活困窮者の相談

②ボランティアの確保と派遣

③法律相談窓口の開設

3. 要配慮者への支援

(1) 情報伝達、避難誘導等

高齢者、障がい者等の要配慮者については、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行うこと。

外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

(2) 避難所到着後の対応

要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っておられる方々も支援の対象とする。

避難生活の長期化が予測される場合、必要に応じて、一般的な避難所では生活に支障をきたす高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特別な配慮を要する者を対象とした要配慮者に配慮した福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

本町は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

(3) 医療等の体制

本町は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 生活用品・食料等の確保

乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

(5) 福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

（6）応急仮設住宅の入居

施設資材部Ａは、災害により住宅を失い、または破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯の応急仮設住宅の入居等については、次の事項に留意する。

①入居者の決定の際は、高齢者や障がい者等を優先する。

②高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅を回避する。

③入居後の高齢者や障がい者等に対し、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を行い、安否確認や要配慮者の日常生活機能の確保と健康維持を図る。

（7）地震の場合の留意事項

地震の場合、平時に想定していない者が負傷等により要配慮者になる可能性があるため、名簿登録者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については、個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

第7節　交通輸送対策等

1. 災害警備計画

(1) 実施体制

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、住民の生命、身体及び財産の保護ならびに治安維持に万全を期すとともに、警察力を最高度に発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を行うものとする。

■町内の交番・駐在所

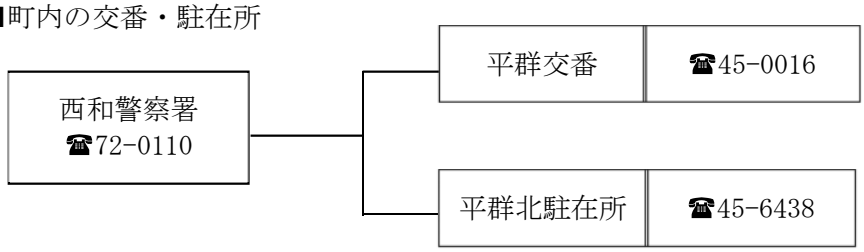

(2) 災害警備活動

警察は、災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、すみやかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行うものとする。

①気象情報等の収集及び伝達
②被害の実態把握
③河川、ため池その他の危険箇所の警戒
④住民に対する避難の指示及び誘導
⑤人命の救助及び行方不明者の捜索
⑥遺体調査及び検視
⑦被災地及びその周辺の交通規制
⑧災害に関する広報活動
⑨関係機関の行う応急復旧活動に対する援助活動
⑩警察庁等への援助要求

また、警察は必要により、すみやかに広域緊急援助隊の派遣など広域的な援助要請措置をとるものとする。

2. 交通対策計画

災害発生時にはできるだけすみやかに道路法、道路交通法、災害対策基本法による交通規制を実施し、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及びう回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し、的確な措置を講じるものとする。

（2）被災地及びその周辺における交通規制

①道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、決壊その他の事由により道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し制限するものとする。

②道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、県公安委員会、警察署長、警察官等は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限するものとする。

③災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条）

県公安委員会は、奈良県またはこれに隣接し、もしくは近接する府県の地域にかかる災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限するものとする。（以下「通行禁止区域等」という。）

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じるものとする。

また、警察官は移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとるものとする。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとるものとする。

④規制の標識等

交通規制を行ったときは、その実施者は、緊急通行車両以外の通行止め標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示するものとする。その上で必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において交通整理等に当たるものとする。

ア　規制標識

規制を行う法令により次の様式によって明示するものとする。

規制を行う法令	様式
道路法及び道路交通法	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定めるもの
災害対策基本法	災害対策基本法施行規則様式第２

→資料編3-16　災害対策基本法に基づく車両通行止の標識

イ　規制条件の明示（災害対策基本法施行令第32条）

道路標識には次の事項を明示するものとする。

・禁止または制限の対象
・規制する区域または区間
・規制する期間

ウ　迂回路の明示（災害対策基本法施行令第32条1項）

規制を行ったときは適当な迂回路を明示して、一般の交通に支障の無いように努めるものとする。

⑤広報

県公安委員会は、前項の通行禁止または制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内外にある者に対し周知徹底するよう努めるものとする。

⑥関係公安委員会への通知

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知するものとする。

⑦交通情報の収集

施設資材部Ａは、交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり全般的な交通状況の実態把握に努める。

⑧交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間における一般車両の通行は禁止または制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとるものとする。

ア　すみやかに車両を次の場所に移動させること。

a. 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
b. 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ　すみやかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとる場合は、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

(3) 緊急通行車両等

施設資材部Ａは、県交通部交通規制課、西和警察署又は交通検問所に「緊急通行車両等確認申出書」、「規制除外車両確認申出書」、（様式－1、4参照）に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両等確認証明書」、「規制除外車両確認証明書」（様式－3参照）及び「標章」（様式－6参照）の交付を受け、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車

に掲示する。

(4) 緊急交通路の確保

①緊急交通路の指定

警察、道路管理者が協議し、緊急輸送道路のうち通行可能な路線を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止または制限を行うものとする。

②情報の収集・連絡体制

道路管理者は管理道路の被災状況の調査を行い、県災害対策本部に連絡する。連絡は電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いるものとする。

③道路啓開

ア　啓開

道路管理者は、関係機関との調整を図りつつ応援協定に基づき建設業協会等の協力を得て、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路啓開を行うものとする。

道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行うものとする。

路上の障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等が、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

イ　連絡・広報

道路啓開にあたっては、警察、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施できるよう連絡体制をとるものとする。

(5) 交通情報の提供

施設資材部Aは、緊急交通路確保のための交通規制が決定したとき、または災害によって道路が通行不可能となったときは、テレビ、ラジオ等の報道機関、パソコン通信、道路交通情報板、路側通信、道路交通情報センター及び現地の警察等の指示によって、すみやかにそれら道路情報の周知徹底を図るとともに迂回誘導を行う。

(6) 災害時における車両の移動等

①本町は、町が管理する道路において、災害が発生した場合、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

②次に掲げる場合においては、本町は、町が管理する道路において、自ら①の措置をとることができるものとするとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当

該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ア　①の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

イ　①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合

ウ　道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないとした場合

③本町は、①または②の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

④本町は、②または③の処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3. 輸送計画

災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法などの輸送体制を確立する。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(2) 緊急輸送体制

輸送体制の確立は施設資材部Ａを中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業にかかる必要車両の調達及び運用は各所管部において実施し、その結果を施設資材部Ａに報告する。

また、町所有の車両等のみでは災害応急対策を実施することが不可能と認められる場合には、民間輸送業者車両の借り上げや県本部に応援協力を要請する。

■緊急輸送体制

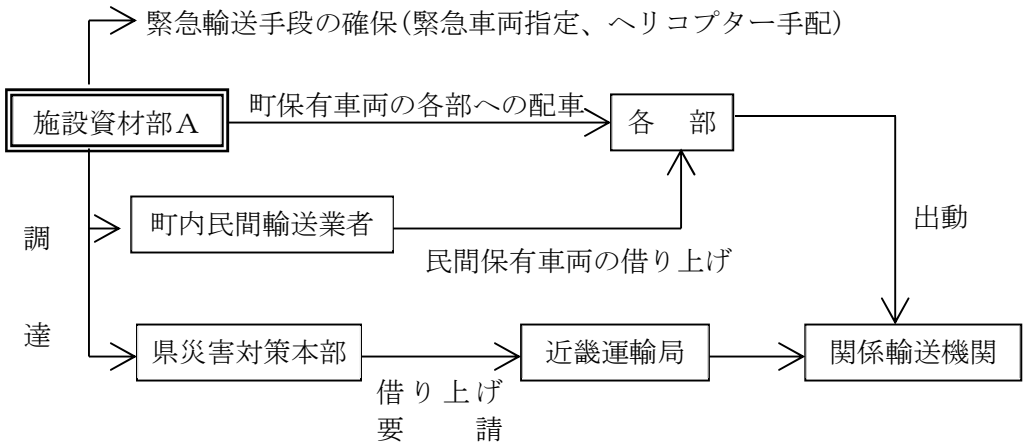

(3) 輸送の対象

緊急度に応じ、災害時における緊急輸送の対象は次のとおりとし、その他の移動及び搬送については町内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控える。

①第1段階

ア　救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する人員及び物資
イ　災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
ウ　情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員ならびに物資等
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者
オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
カ　被災者に対して災害対策本部が供給する食料及び飲料水等生命維持に必要な物資
キ　被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
ク　被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

②第2段階

ア　上記①の続行
イ　要配慮者の保護に関わる福祉避難所への移送
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③第3段階

ア　上記②の続行
イ　災害応急対策に必要な人員及び物資

(4) 緊急輸送道路の確保

災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するための緊急輸送道路は、以下に示す。

これらの路線においては、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じてこの他の一般車両の通行を大幅に制限するものとする。

活動主体		路線名
奈良県	第 1 次緊急輸送道路	国道 168 号
平群町		上記輸送道路と町役場及び各小学校を連絡する町道

(5) 輸送力の確保

①町保有車両の確保

車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにし、各部からの要請を施設資材部Ａが承諾したうえで行う。

町保有車両は、あらかじめ定められた各部への配車を原則とするが、災害対策状況により施設資材部Ａが必要と認めた場合はこの限りではない。

②輸送の要請

町保有車両のみでは災害応急対策を実施することが不可能と認める場合には、次に定める措置のうち適当な措置を講じる。

ア　民間保有車両等の借り上げ

施設資材部Ａは、各部からの要請に応じて輸送業者等からの車両の調達を行う。

イ　県及び他市町村に対する応援協力要請

必要台数の車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県本部または他市町村に斡旋を要請する。

・輸送区間及び借上期間
・輸送人員または輸送量
・車両等の種類及び台数
・集結場所及び日時
・車両用燃料の給油場所及び給油予定量
・その他必要事項

③その他の輸送手段

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案したうえで、次の輸送手段を用いる。

ア　陸上輸送

・鉄道
・自転車及び自動二輪車

イ　航空輸送（ヘリコプター）

緊急を要する場合は、県及び自衛隊等に、航空機（ヘリコプター）の派遣要請を行う。

（6）救援物資及び備蓄物資の輸送

①救援物資の輸送

県、県内市町村、県外からの支援救助物資は、輸送拠点に集積し、施設資材部Ａが配分を行った後、各地区の避難所に輸送する。

②備蓄物資の輸送

施設資材部Ａは、町が確保する飲料水、食料、生活必需品等の備蓄物資を、当輸送計画で定める輸送体制により輸送拠点に輸送し、施設資材部Ａが配分を行った後、町内各所の避難所まで輸送する。

第8節　食料供給計画

災害発生時における食料供給については、被害状況の把握とともに必要食料品の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達斡旋の措置を講ずる。

1. 実施体制

(1) 実施組織と実施責任者

食料供給は、施設資材部Ａを中心にその他各種団体の応援協力のもとに実施し、実施責任者は町長とする。町長は、必要な食料を確保できないときは知事に応援を要請する。

(2) 給食対象者

食料の応急配給の対象は以下のとおりとするが、特に要配慮者については適切な食品の調達に努める。

①避難所に収容された者

②住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者

③被害を受けたため一時縁故先等に避難する者で、食料を喪失し持ち合わせのない者

④旅行中または一般家庭来訪中の者で、災害のために食料を入手できない者

(3) 給与食品

主食（米穀及び乾パン）、副食及び調味料とする。

(4) 給与期間

災害救助法による食品の給与は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。その他の場合もこれに準ずる。

(5) 給与基準量等

支給する主食は原則として米穀とするが、消費や被害の状況に応じて乾パン又はその他代用食を供給する。災害時における災害救助用米穀等の緊急引渡しは、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき近畿農政局奈良県拠点と知事が締結した協定書の定めるところによる。

■米穀の給食基準

給　食　対　象	数　　量
1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１人１食当たり精米換算２００ｇ
2 罹災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	１人１日当たり精米換算４００ｇ
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合	１人１食当たり精米換算３００ｇ
4 特殊災害(爆発､列車の転覆等)の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	１人１食当たり精米換算２００ｇ

2. 食料の調達・搬送

(1) 米穀の調達方法

小規模の災害時においては、施設資材部Aは、卸売業者ならびに町内の小売業者から調達する。

また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、町本部を通じて近畿農政局奈良県拠点に配給を要請する。

■米穀の配給要請先

	所在地	電話番号
近畿農政局奈良県拠点	奈良市法華町 387 奈良第３地方合同庁舎	0742-32-1870（代）

(2) パン、ミルク（乳幼児用）の調達方法

施設資材部Aは、必要に応じて町内及び近隣市町のパン製造業者やミルクの販売業者に依頼して、調達する。

(3) 副食、調味料の調達方法

施設資材部Aは、醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料については町内の販売業者に依頼し、調達する。

(4) 配給食料の搬送体制

施設資材部Aは、企画総務部からの配車を受けて食料を搬送する。

3. 食料の応急配給

(1) 食料の配給場所

食料の配給は、原則として各避難所及び町が指定する場所で行う。

(2) 食料の配給時期

食料は、住民による家庭内備蓄（3食×7日分／人）を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は次のとおりとする。

①第1次供給

災害発生後6時間をめどに支給する。第1次供給では、ライフライン途絶による調理の困難を想定し、乾パンなどの調理不要な食料を配給する。

②第2次供給

災害発生後12時間をめどに支給する。第1次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達と、可能な場合は炊き出しを行う。

③定時供給

災害発生後3日目程度以降、1日2回をめどに供給する。原則として炊き出しを行うが、被災地域外からの緊急輸送物資による調達も併用する。

4. 米飯の炊き出し

(1) 実施要領

米飯の炊き出しは、学校給食センターが計画、実施する。炊き出しの施設としては食料供給拠点である学校給食センターの利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員が炊き出しを行う。ただし、必要に応じて他の給食施設の専門職員の応援、協力も依頼する。

また、災害の規模によっては炊事資材、器具等を調達したうえで、避難所などで炊飯を実施する。

①炊具調達：緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む）、カセットコンロ、ミニボンベ、やかん、プロパン、食器（学校備品の活用）等

②施 設 用：防水シート、発電機、投光機、コードリール、トランジスタメガホン、強力ライト等

■学校給食センターの炊き出し能力・設備の状況

	炊き出し能力		設備状況		
			水源	火力源	備考
主食	約 350 人 （40 分当たり）	御飯 25kg	上水道完備	蒸気ボイラー ＬＰガス	熱気釜 6
副食	約 450 人 （40 分当たり）	豚汁 1 人 200cc で換算			

(2) 協力団体等

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会等の住民による炊き出しの実施を要請する。また、町において炊き出しが困難な場合で、販売業者に発注した方がよいと判断できる場合は、炊き出し基準を明示のうえ業者から購入、配給する。

5. 食料の調達・供給状況の報告等

本町は、食料を調達及び供給したときには、その状況をすみやかに県に報告する。

第9節　給水計画

災害時における飲料水等の確保のため、町内におけるすみやかな応急給水対策及び水道設備の復旧対策を講じる。

1. 実施体制

(1) 実施組織と実施責任者

給水は、施設資材部Ｂにより実施し、実施責任者は町長とするが、災害救助法を適用した場合（知事が職権の一部を委任した場合を除く）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

(2) 給水対象者と給水量

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20 ℓ、20日目までには20～100 ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限りすみやかに被災前の水準まで回復させる。

■時間経過毎の給水量

内容／時系列	期間	給水量（リットル／日）	給水量の用途
第１次給水	災害発生から3日目以内	3	飲料等（生命維持に最小限必要）
第２次給水	4～10日目まで	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）
	11～20日目まで	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
第３次給水	21日目から完全復旧まで	被災前の水準（約250）	ほぼ通常の生活

(3) 供給水源

各水源（浄水場、配水池、貯水槽等）による拠点給水の可能性を把握し、給水配水図等から医療機関、社会福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。

①主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

②補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を簡易ろ過によりろ過した後、浄化剤により消毒を行い給水にあてる。

③外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

(4) 給水資機材及び消毒薬品の確保

施設資材部Ｂは、給水車、給水容器、容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うととも

に、飲料水の消毒薬品（塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等）は必要量確保する。

2. 給水方法

(1) 補給水利の区別

①上水道

ア　被災地外の水道管蛇口

イ　上水道配水地

②応急給水栓

県営水道施設を利用した応急給水栓

→資料編3-17　応急給水栓設置場所

(2) 運搬給水

医療施設及び福祉施設等を優先的に配慮するとともに、近くの水道施設から避難所などに運搬給水する。給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、円滑に給水を行う。

運搬においては、水道事業者からの借り上げ、もしくはレンタカーで調達した給水車（散水車、水槽付消防ポンプ自動車等の代用も含む）をはじめ、貨物自動車等（ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水して搭載）でも対応する。

(3) ろ水器による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営する。

(4) 給水搬送能力

災害発生から3日以内は1日1人あたり最低3リットルを確保する必要がある。したがって、町保有の給水機材（アルミタンク：1トン×2台＝2,000リットル）では、3回搬送することにより約2,000人に供給が可能である。

3. 給水応援

必要な人員及び資機材が不足するとき、本町は、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

①給水を必要とする人員

②給水を必要とする期間及び給水量

③給水する場所

④必要な給水資機材、浄水用薬品、水道用資機材等の品目別数量

⑤給水車借り上げの場合は、その必要台数

⑥その他必要な事項

第10節　生活必需品等の供給計画

災害により住家等に被害を受け、日常生活を営むことが困難となった者に対し、衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

1. 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与または貸与は、施設資材部Ａを中心に各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。実施責任者は町長とする。

ただし、災害救助法を適用した場合の生活必需品等の給与または貸与は県が実施し、町本部の指示に基づき施設資材部Ａは次の対策を講じる。なお、緊急を要し、県による救助の実施を待てないときは、県の補助機関として町本部が指示し、施設資材部Ａが行う。

①世帯別、構成員別、被害状況等に基づき配分計画を立て、ただちに必要量を県に報告する。

②県から配分された物資は配分計画に基づき、自治会長等の協力を得てすみやかに被災地に配分する。

2. 物資の供給

(1) 衣料等物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の供給等の基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次に掲げるもののうち、必要最小限度のものとする。

種　　類	品　　目
①寝　　具	就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
②外　　衣	作業衣、婦人服、子供服等の普段着
③肌　　着	シャツ、パンツ、ズボン下、襦袢等
④身の回り品	タオル、手拭等
⑤炊 事 道 具	なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等
⑥食　　器	茶碗、汁碗、皿、はし等
⑦日用雑貨品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等
⑧光 熱 材 料	マッチ、ローソク、プロパンガス及び器具等
⑨衛 生 用 品	紙おむつ、生理用品等

(2) 生活必需品の調達方法

本町は、物資供給計画に基づき必要な生活必需品等を調達協定業者や小売業者から調達し、業者の協力のもとに各避難所に搬送する。ただし、災害の規模等により本町のみで対応できないときは、県本部に対して物資の調達を要請する。

(3) 救援物資の受入れ体制

町内の住民をはじめ他市町村から寄せられる救援物資は、輸送拠点の総合スポーツセンターで受付、仕分け等の業務を行い、物資の搬入量に応じて防災地区ごとに区分けして、それぞれの避難所等へ移送する。

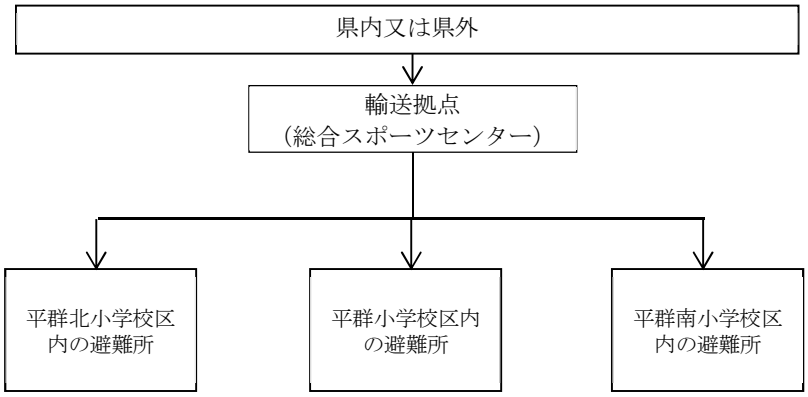

①人員配置

被害状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配置する。

②輸送

物資の輸送は、町本部からの配車を受けて行う。

3. 生活必需品の調達・供給状況の報告等

本町は、生活必需品を調達及び供給したときは、その状況をすみやかに県に報告する。

4. 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

(1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1 人に対して 1 枚(11 月～翌 3 月は 2 枚)
緊急セット	1 世帯に対して 1 個(内容は 4 人分)
バスタオル※	1 人に対して 1 枚
布団※	1 人に対して 1 組

(2) 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛布	1 人に対して 1 枚(11 月～翌 3 月は 2 枚)
緊急セット	1 世帯に対して 1 個(内容は 4 人分)

(3) 死亡者の遺族

弔慰金1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第11節　遺体の捜索・処理及び火葬計画

行方不明者や災害により死亡していると推定される者が発生した場合は、警察との連携のもとに捜索及び収容を行い、死亡者は検視のうえで火葬する。

1. 実施体制

遺体の捜索及び処理、埋葬は町長の指示のもと、救護厚生部が警察官、消防団の協力を得て行う。なお、災害救助法が適用された場合は、その状況を県に報告する。

2. 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により行方不明の状態にあり、かつ既に死亡していると推定される者に対して行う。住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

なお、遺体の捜索を実施し得る期間は、災害の日から10日以内とし、遺体捜索に関する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃であって、その実費とする。

3. 遺体の収容

遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

4. 遺体の処理

遺体の処理は、災害の際死亡した者について遺体の処理（埋葬を除く）を行う。なお、遺体の処理は災害発生の日から10日以内とし、次の事項について行う。

①遺体の洗浄、縫合、消毒の措置

②遺体の一時保存

③検案（原則として、救護厚生部が行うが警察官の立会を必要とする）

5. 県への応援要請

本町は、遺体の捜索・処理・火葬等について、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。なお、県は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定書に基づき、日本レスキュー協会と連携して捜索活動等を実施する。

①捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員

②捜索地域

③火葬等の施設の使用可否

④必要な輸送車両の数

⑤遺体処理に必要な資機材の品目別数量

6. 大規模災害発生時の町・県等の連携

大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、本町は、県を通じて他市町村の協力を要請し、遺体の火葬がすみやかに実施できるように努める。

(1) 広域火葬の実施

①県の調整

県は、県内市町村へ火葬の受け入れを要請し、県内市町村の火葬能力では不十分な場合は、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県内の他の市町村での火葬の受け入れを要請することになっている。

県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、町に通知するものとする。

②町の措置

救護厚生部は、県の調整結果に基づき、具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

(2) 遺体の保存

救護厚生部は、遺体の保存に際して必要な物品（ドライアイス、柩等）は、葬儀業者等から調達する。町のみでの対応ではこれらの物品が不足する場合は、県に要請する。

第3章　各種応急対策

第1節　ライフライン施設の応急対策

1. 上水道施設応急対策計画

災害発生時に上水道施設が被災した場合は、被災者が飲料水を確保できず、日常生活に支障を生じるため、すみやかに応急復旧の対策を講じる。

(1) 実施体制

上水道施設災害に係る業務の担当は、施設資材部Ｂとする。また、施設資材部Ｂは、単独ですみやかに水道施設の応急復旧ができない場合、庁内の水道業務経験者、隣接水道事業体、または県本部にすみやかに応援協力を依頼する。

(2) 応急措置

施設資材部Ｂは、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網よりの給水を図る。

(3) 応急復旧

①各水源の取水施設、導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

②応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者等の応援を求める。

③被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

④応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、県を通じて県内市町村及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

⑤配水支管・給水管の被害が大きい地域においては、共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

⑥ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水をめどに復旧を実施する。

2. 下水道施設応急対策計画

災害発生に下水道施設が被災した場合は、汚水・汚物等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、感染症等が発生しやすくなるので、すみやかに施設の応急復旧を実施する。

(1) 実施体制

下水道施設災害に係る業務の担当は、施設資材部Ｂとする。また、施設資材部Ｂは、単独ですみやかに下水道施設の応急復旧ができない場合、県本部にすみやかに応援を要請する。

(2) 応急措置

下水道施設の管理者は、災害の発生時に管渠、ポンプ場、処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

(3) 応急復旧

①下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通の支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。

②ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

③応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者等の応援を求める。

④被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

(4) 関係機関との連絡協力体制

①関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、避難所の仮設トイレから搬出されるし尿の処理依頼があるときは、関係機関に受け入れを要請する。

②被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、ガス、電話、道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事業体の応急対策計画等について互いに情報を交換するための方策を検討しておく。

3. 電力施設応急対策計画

関西電力送配電株式会社は、災害によって、電力施設に被害のあった場合は、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため災害応急体制を組織するとともに、本町及び防災関係機関との連携協力のもとに応急対策を実施するものとする。

(1) 実施体制

関西電力送配電株式会社　奈良支社

連絡先	関西電力送配電㈱奈良支社
所在地	奈良市大宮町 7-1-20
電話番号	0800-777-3081

(2) 通報・連絡

①通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

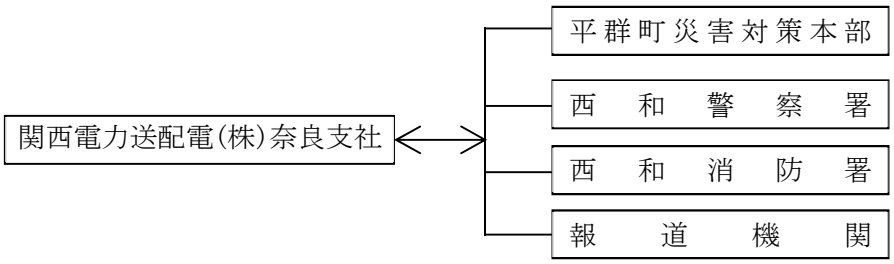

②通報・連絡の方法

通報・連絡は、関西電力送配電株式会社が保有する施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

(3) 災害時における情報の収集、連絡

①情報の収集、報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。

ア　一般情報

・気象、地象情報

・一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道・ガス・交通・通信・道路・橋梁等の公共施設をはじめとする町内全般の被害情報。

・対外対応状況

町本部、官公署、報道機関、電気使用者等への対応状況

・その他災害に関する情報

イ　電力施設被害情報

・電力施設等の被害状況及び復旧状況

・停電による主な影響状況

・復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項

・その他災害に関する情報

②情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(4) 災害時における広報

①広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに関西電力事業所へ通報すること。

ウ　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ　屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ　その他事故防止のため留意すべき事項。

②広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(5) 対策要員の確保

①対策要員の確保

ア　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ　対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

②復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

(6) 災害時における復旧資材の確保

①調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

ア　現地調達

イ　対策組織相互の流用

ウ　他電力会社等からの融通

②輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

③復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

(9) 災害時における応急工事

①応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

②応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア　水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ　変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

③災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(10) 復旧計画

①設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア　復旧応援要員の必要の有無
イ　復旧応援要員の配置状況
ウ　復旧資材の調達
エ　復旧作業の日程
オ　仮復旧の完了見込み
カ　宿泊施設、食糧等の手配
キ　その他必要な対策

(11) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

4. 通信施設応急対策計画

西日本電信電話株式会社等の通信事業者は、災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信のふくそうが著しく発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、本町及び防災関係機関との連携のもとに、以下のとおり実施するものとする。

(1) 西日本電信電話株式会社

①災害発生直後の対応

ア　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、災害応急復旧対策等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急復旧及び災害復旧対策の活動をすみやかに実施するものとする。

イ　災害及び防災に関わる情報連絡先

連絡先	西日本電信電話㈱　奈良支店
所在地	奈良市下三条町 1-1
連絡先	「113」（携帯電話・ＰＨＳからは、「0120-444-113」）

ウ　災害対策情報の連絡体制

災害が発生または発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び災害状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は企画総務部が県等にすみやかに報告するものとする。

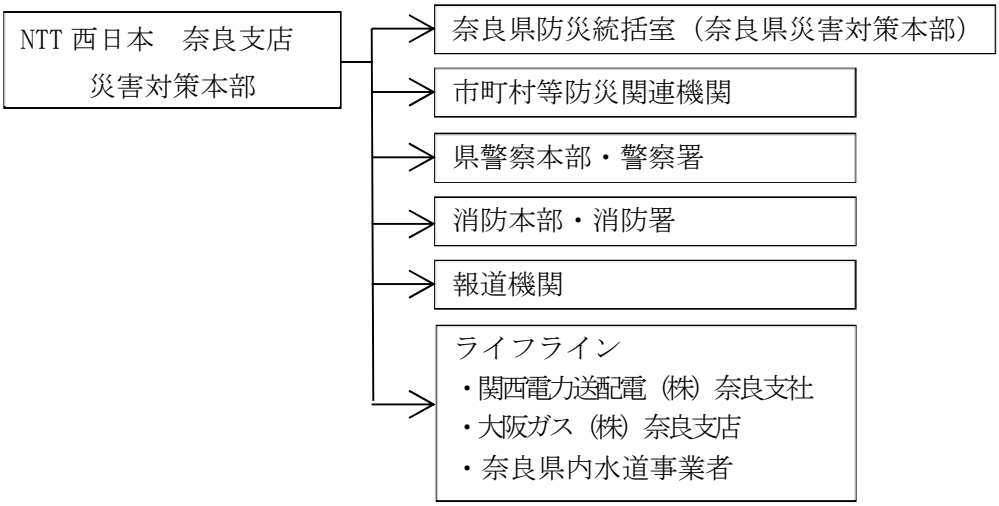

エ　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

・気象状況、災害予報等
・電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
・当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
・被災設備、回線等の復旧状況
・復旧要員の稼働状況
・その他必要な情報

オ　災害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、通信設備の被災状況を把握し、復旧対策を実施するものとする。また、応急対策に必要な要員及び資材等を確保するものとする。

・災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員を確保する。
・復旧資材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
・被災が大規模に及ぶ場合等には、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

カ　防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

②災害状況等に関する広報

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報する等、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア　被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。
イ　被災規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
ウ　広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
エ　報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞記載等による広報活動を行う。
オ　有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

③応急復旧措置

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害状況、電気通信設備の被災状況に応じ復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■回線復旧順位

順　位	復　旧　回　線
第１順位	＜次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各１回線以上＞ ・気象関係　・災害救助関係　・輸送確保に直接関係ある機関 ・水防関係　・警察関係　・通信確保に直接関係ある機関 ・消防関係　・防衛関係　・電力供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	＜次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等＞ ・ガス供給の確保に直接関係ある機関 ・水道供給の確保に直接関係ある機関 ・選挙管理機関 ・新聞社、放送事業または通信社の機関 ・預貯金業務を行う機関 ・国または地方公共団体の機関（第１順位となるものを除く）
第３順位	第１順位及び第２順位に該当しないもの

④通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し、または通信がふくそう（集中）した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施するものとする。

⑤災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそう（集中）が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

⑥災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地域等が発生または発生するおそれがある場合には、本社にその状況を報告するとともに災害対策用無線機等により措置を行うものとする。

(2) 株式会社ドコモＣＳ関西（携帯電話）

ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで「防災業務計画」を定めており、以下の通り実施する。

①社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

②警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

③通信の非常疎通措置

ア重要通信の疎通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

（ア）　応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

（イ）　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、

関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

（ウ）　非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

（エ）　警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

（オ）　電気「通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

④社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

⑤設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(3) ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話）

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下を実施する。

①情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

②準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

③防災に関する組織

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ　災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

④通信の非常疎通措置

ア　災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとる。

⑤設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

⑥設備の復旧

彼災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組みいれて設計し、実施する。

⑦大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

ＫＤＤＩ株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めることろにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、応急対策や訓練等について適切な措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

⑧東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

ＫＤＤＩ株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この項において「推進地域」という。）における地震防災に関し、⑦の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

・津波情報等の伝達経路等の設定
・地震防災応急対策（重要通信の確保）
・地震防災上必要な知識の普及

（4）ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、ＳＢ）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

①顧客への発災時の支援

ア　発災情報の通知

イ　被災情報の相互連絡

ウ　貸出用携帯電話等の配備

エ　位置情報通知システム

オ　WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

カ　WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

②通信サービス確保の対策

ア　緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が各事業分野における被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部　体制図

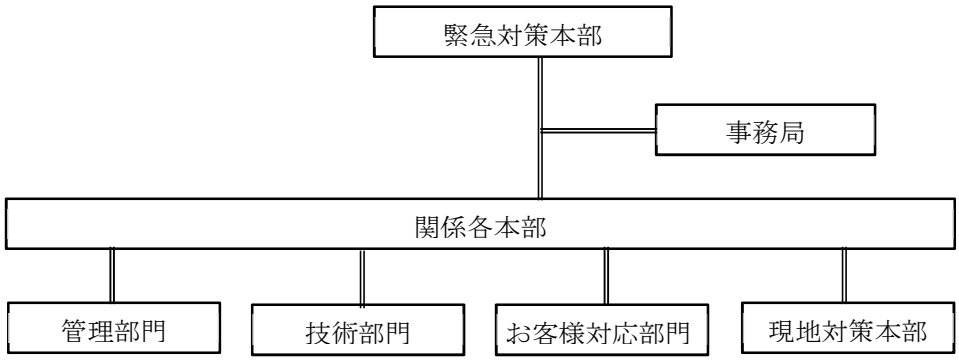

イ　通信の確保・維持

③通信エリアの復旧と確保

ＳＢでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア　停電基地局の発電機設備による電源確保

イ　移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ｱ)移動無線基地局車

(ｲ)可搬型衛星基地局

ウ　新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ　基地局の建て直し

オ　燃料調達

カ　移動電源車

キ　周辺基地局によるエリア救済

ク　代替基地局設備の導入

④災害時通信サービス

ア　緊急速報メール（エリアメール）

イ　災害用伝言板サービス

ウ　災害用音声お届けサービス

エ　WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

5. ガス施設応急対策計画

(1) 実施体制

大阪ガス株式会社は、災害発生時には「災害対策要綱」に基づき、社内各部門及び町をはじめ防災関係機関との連携協力のもとに応急対策を実施するものとする。

また、ガス事業者等は（6）の項に定める応急対策を実施するものとする。

(2) 情報の収集・伝達及び報告

①気象予警報等の収集・伝達

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等によりただちに各事業所に伝達する。

②通信連絡

ア　災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ　事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ　対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

③被災状況の収集・報告

所管施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 応急対策要員の確保

①災害発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社を促すため、自動呼出装置を活用する。

②大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を免れた事業者からの協力体制を活用する。

(4) 災害広報の実施

災害時において、混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 応急復旧対策

①供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開するものとする。

②災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うものとする。

(6) 都市ガス施設の応急対策

①初動体制と連絡通報体制

ガス事業者等は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図り、ガス漏れ事故発生時にお

ける緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図るものとする。

②現場到着時の措置

出動したガス事業者等は、早急にガス漏れの場所及び範囲を察知し、ガス災害防止のためのガスの供給停止等、必要な措置をとるものとする。

この場合、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、ガス事業所等は消防機関と連携を保つとともに、消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとるものとする。

③ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則としてガス事業所等が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、現場指揮者が以下の条件からガス供給停止の必要を認めた場合は、消防機関がガスの供給を遮断するものとする。

ア　火災が延焼拡大しているとき

イ　家屋の倒壊等によってガス配管が損傷しているおそれがあるとき

ウ　漏洩箇所が不明で、広範囲にわたりガス臭があるとき

④ガス供給停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、すみやかにその旨を関係者に連絡し、住民ほかガス使用者に周知の徹底を図るものとする。

⑤ガス供給の再開

ガス事業者等は、個別点検など二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うが、この際、消防機関との十分な協議を経るものとする。

⑥現場活動の調整

消防の現場指揮者は、現場における関係機関の協議を十分に行い、円滑な活動推進を図るものとする。なお、関係機関はこれに積極的に協力するものとする。

⑦警戒区域の設定と広報活動

火災警戒区域（原則としてガス漏れ箇所から100ｍの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の25％をこえるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

また、消防、警察、ガス事業所等は相互に協力してこれらの事項について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

⑧避難措置等の指示及び解除

町長及び警察官等は必要に応じ、避難計画に従って避難勧告を行うものとする。

6. 鉄道施設応急対策計画

本町域において、列車の衝突や転覆、その他の事故等により多くの死傷者を伴う鉄道事故が発生し、もしくは発生しようとする場合における応急対策等について定める。

(1) 鉄道事業者の方針

近畿日本鉄道(株)は、災害が発生した場合、上本町営業局ならびに天王寺営業局防災規程の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立するものとする。

(2) 鉄道事業者の措置

①災害情報の収集、伝達体制

②災害が発生した場合の列車等の運転方法

③運転規制の基準及び連絡、指示

④現地対策本部及び事故対策本部の設置（基準、体制等）

⑤被害状況の収集、報告

⑥旅客等への広報、情報の提供

⑦各施設の応急復旧工事

ア　応急復旧要員、資機材の確保

イ　その他の機関との応援体制の確立

⑧代替輸送の方法

(3) 平群町の措置

本町は、災害が発生した場合、状況により現地に復旧本部を設置する。活動の際には鉄道事業者と十分に連絡をとり、適切な支援を行う。

第2節　公共施設等の応急対策計画

1. 道路施設応急対策計画

災害により被害を受けた道路施設、交通安全施設等をすみやかに復旧し、交通の確保に努める。応急復旧にあたっては、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行う。

(1) 実施体制

道路施設の災害に係る業務の担当は、施設資材部Ａとする。また、施設資材部Ａは、単独で道路施設の応急復旧ができない場合、郡山土木事務所及び県防災統括室にすみやかに応援を要請する。

(2) 情報の収集

施設資材部Ａは、災害発生後ただちに現地調査を行い、道路に関する被害状況を収集する。また、収集した道路情報は、すみやかに郡山土木事務所及び県防災統括室に連絡する。

①道路管理者間の情報連絡

施設資材部Ａは収集した情報を県本部に連絡するとともに近隣市町との管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

②道路占用施設管理者との情報連絡

町が管理する道路における上・下水道、電気、ガス（管路のみ）、電話等の道路占用施設の被害状況等の把握に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

③関係機関との情報連絡

施設資材部Ａは、道路、橋梁等の通行止めや重量制限等の交通規制については、すみやかに関係機関に連絡する。

(3) 情報発信

本町は県と協力し、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

①住民に対する広報の内容

ア　道路等の土木施設の被害状況
イ　交通規制の状況
ウ　迂回の方法
エ　仮復旧（交通機能復旧）の見込み
オ　本復旧の見込み

②広報の手段

ア　道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
イ　周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
ウ　防災行政無線による地域住民への周知

エ　登録制メール
オ　報道機関への情報提供
カ　奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載
キ　県メール配信システムの活用
ク　道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
ケ　国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通して日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を要請する。

（4）応急復旧

施設資材部Ａは、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。応急復旧は、原則として緊急輸送道路と町庁舎や広域避難地を連結する路線を優先的に行う。ただし、国道・県道管理者から、緊急時確保路線の迂回路として町道を利用したい趣旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。応急復旧の際には、対応可能な業者等に活動の支援を要請する。

本町は、県が行う道路啓開や二次災害の防止、緊急輸送道路の確保などの災害応急対策に協力する。

2. 建築物等応急対策計画

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等町民の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域のすみやかな復旧に資することを目標とする。

（1）社会公共施設応急対策計画

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

①自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

ア　避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
イ　災害時における混乱の防止措置を講ずる。
ウ　緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
エ　避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
オ　施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

②被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害のおそれがないか、また、防災拠点、避難所、医療

施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況をすみやかに企画総務部に報告するものとする。

③被害状況調査

施設資材部Ａは本部長の判断のうえ、被災建物による二次災害防止のため、企画総務部からの報告（各施設からの被害状況報告）に基づき、被害状況の調査を実施する。

④応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき応急復旧を行う。

また、次に掲げる建築物については、災害時に活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

ア　災害時に応急対策活動の拠点施設となる町庁舎

イ　災害時に緊急の救護所となる病院、小学校

ウ　災害時に避難所となる公共施設

(2) 一般建築物応急対策計画

本町は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

本町は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

(3) 文化財の保護計画

①自主防災活動

指定文化財の所有者または管理者は、災害が発生したとき、ただちに教育総務部を通じて、文化財の被害状況を県へ通報するものとする。

②被害状況の調査・復旧対策

被害状況の結果をもとに、教育総務部、所有者及び管理者は県とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

3. 河川管理施設等応急対策計画

洪水等の災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努めるものとする。

(1) 実施体制

施設資材部Ａは、出水による二次災害を防止するために以下の応急措置を講じる。また、破損や損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防設備の応急復旧に努める。

(2) 応急措置

災害により堤防、水門、樋門に応急の措置の必要が生じた場合には、河川管理者は、防災

活動を実施するほか、被害の程度、規模等状況に応じ可搬式ポンプによる応急排水を行う。

また、堤防その他の河川管理施設の破損等の事態が発生した場合、本町においては、水防法第18条の規定により、ただちにその旨を関係機関及び氾濫方向の隣接水防管理団体に通報する。

(3) 応急復旧

災害により堤防、護岸等の河川管理施設、砂防施設、治山施設等が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施工して、内水排除の仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

4. 農林業施設等応急対策計画

農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

(1) 実施体制

農林業施設の被害に関わる業務は、応急復旧は施設資材部Ａが担当する。

(2) 農道の応急対策

施設資材部Ａ及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検をすみやかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合にはすみやかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

(3) ため池の応急対策

①町が実施する対策

ア　被害が生じた場合は、すみやかに県、関係機関へ通報する。

イ　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ　被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

エ　危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。

②ため池管理者が実施する対策

ア　ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるようすみやかに町本部に通報する。

イ　堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

ウ　町が実施する応急対策について協力する。

エ　二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

(4) 林道の応急対策

施設資材部Ａは、災害発生後すみやかに林道施設の被害の状況を調査し、二次的被害の発生を防止するための対策を講じる。

また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災

害の程度が次の状況にあるときは、応急工事を早急に実施する。

①食料の搬入が困難な場合

②地元住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合

③復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

(5) 治山施設の応急対策

土砂災害等により堰提や護岸工等の治山施設、土留工を主体とした山腹施設が、破壊や崩壊等の被害を受けた場合、施設資材部Ａは早急に現場の被災状況を点検調査し、西和消防署、西和警察署等の関係機関に連絡するとともに、必要に応じすみやかに施設の応急復旧に努める。

(6) 農業集落排水処理施設の応急対策

施設資材部Ａは、災害発生後すみやかに農業集落排水処理施設の被害の状況を調査し、二次的被害の発生を防止するための対策を講じる。なお、必要に応じすみやかに施設の応急復旧に努める。

第3節　危険物施設等応急対策計画

危険物施設、高圧ガス貯蔵施設ではその性質上、火災、爆発、漏洩等の災害を引き起こす危険性があることから、被害を最小限にとどめ、施設や周辺の人々に対する危害防止を図るため、危険物施設等の管理者は、災害発生時における危険物に対する自主防災体制の確立を図るものとする。

また、本町及び施設の管理者と西和消防署、西和警察署等の防災関係機関は、災害発生と同時に以下の応急措置をとるものとする。

1. 危険物施設

町、西和消防署及び施設の管理者は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下して石油類が流出し、または火災が発生した場合は、次の応急措置をとるものとする。

(1) 施設の管理者が実施する対策

①防災関係機関への通報

火災の場合は、西和消防署に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、西和消防署以外にも町、県景観・環境総合センター、県環境管理課に下記事項をすみやかに連絡する。

ア　発生日時及び場所
イ　通報者及び原因者
ウ　下流での水道水源の有無
エ　現状及びその時点での対応状況

②消防活動及び被災者の救出救助

③危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

(2) 町、防災関係機関が実施する対策

①防災関係機関及び流出下流地域への通報

②立入禁止区域の設定及び交通規制

③避難誘導及び群衆整理

④消防活動及び被災者の救出救助

⑤危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

⑥周辺住民に対する広報活動

2. 高圧ガス貯蔵施設

(1) 高圧ガス貯蔵施設等

災害が発生した場合は、施設等の責任者は、西和消防署、西和警察署及び高圧ガス関係機関と連絡をとり、すみやかに次の措置を講じるものとする。

①施設が危険な状態となったときは、ただちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

②高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、出火防止の措置を講じる。

③施設の現状把握と災害発生の危険の有無の確認をするため、各施設、防消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

④施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修等適切な措置を行い、施設からの出火及び漏洩事故を防止する。

⑤状況により、防災要員以外の従業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) ＬＰガス貯蔵施設等

ＬＰガス事業者等は、ＬＰガスによる災害を最小限に止め、ＬＰガスの消費者及び地域住民等の安全を確保するため、西和消防署、西和警察署及び一般社団法人奈良県ＬＰガス協会等関係機関と密接な連携を図り、適切な措置を講じるものとする。

①事業者等は、地域のＬＰガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を社団法人高圧ガス保安協会等関係機関に連絡及び報告等を迅速に行う。

②事業者等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

3. 放射能汚染災害応急対策

本町は、西和消防署と連携し、地震や事故等により放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

①関係防災機関への通報

②放射線量の測定

③危険区域の設定

④立入り禁止制限及び交通規制

⑤危険区域住民の退避措置及び群衆整理

⑥被ばく者等の救出救助

⑦周辺住民に対する広報

⑧その他災害の状況に応じた必要な措置

第4節　二次災害防止対策

土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区では大雨、洪水などにより地盤が緩み、土石流、斜面の崩壊・崩落及び地すべり等の土砂災害が発生し、住民が避難の際に巻き込まれるおそれがあることから、これら二次災害から住民を保護するため、本町は、危険箇所の巡回等による状況把握に努めるほか、通行規制及び施設の応急復旧などの安全対策を講じる。

1. 危険箇所の警戒巡視活動

(1) 実施体制

施設資材部Ａは、斜面の崩壊崩落等による土砂災害から住民を守るため、災害発生後ただちに危険箇所の現地視察を実施する。また、郡山土木事務所等にも応援協力、情報提供を依頼する。

(2) 巡視の優先順位

巡視は、土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区等の土砂災害危険箇所について、次の順位で行う。

①各住宅地周辺の危険箇所
②緊急輸送道路沿道の危険箇所
③各住宅地から避難所までの避難路沿道の危険箇所
④その他の危険箇所
⑤指定危険箇所以外で必要な場所

2. 被災宅地危険度判定の実施

施設資材部Ａは、警戒巡視活動の結果、被災宅地危険度判定を要すると認めたときは、町本部に判定の実施を具申する。本部長は、被災宅地危険度判定を要すると認めた時は、ただちに被災宅地危険度判定を決定し、県本部に連絡するとともに、マスメディア等を通じて住民に実施判定の周知に努める。

また、被災宅地危険度判定実施が決定された場合は、施設資材部長は、すみやかに実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請し、被災宅地危険度判定を実施する。

3. 応急復旧対策

本町は、崩壊崩落等によって被害を受けた施設について、県、施設管理者及びその他防災関係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第5節　防疫・保健衛生計画

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれがあるため感染症の予防措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

1. 実施体制

(1) 実施責任者

被災地における防疫及び保健衛生業務は、本部長が実施し、救護厚生部が担当する。ただし、本町の被害が甚大で、本町のみの実施が不可能または困難なときは、郡山保健所に応援の要請をし、郡山保健所または郡山保健所管内の他市町からの応援を得て実施する。なお、郡山保健所内において実施が不可能なときは、県福祉医療部医療政策局疾病対策課に連絡し、他保健所管内の市町村または県から応援を得て実施する。

(2) 防疫班の編成

救護厚生部は、防疫及び保健衛生活動実施のため数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。防疫班は、医師、保健師または看護師を含む3～4名からなる保健所検病検査班が行う、感染症患者の発生の状況、動向及び原因調査に協力する。

2. 活動内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項により知事が本部長（町長）に消毒を指示することができる。主な活動内容は次に挙げる項目である。

(1) 消毒

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬（両性界面活性剤等）を用いて行う。

①対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

②消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意する。

(2) 駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除方法は次の掲げる基準に従い行う。

①対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

②駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(3) 避難所の防疫指導

避難所を開設したときは、県または保健所の防疫関係職員の協力を得て、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て避難所の防疫活動を実施し、指導の徹底を図る。

(4) 感染症患者の収容

感染症の患者が発生した場合は、原則として2類感染症は、第2種感染症指定医療機関の病院（奈良県立医科大学附属病院、済生会中和病院、奈良医療センター、やまと精神医療センター）へ、1類感染症は、第1種感染症指定医療機関の奈良県立医科大学附属病院へ患者の同意に基づき、奈良県において移送し、入院させることができる。

(5) 予防教育及び広報活動

衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を記載したパンフレット及びリーフレットを配布し、被災者への広報活動を行う。また、保健師による訪問健康相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえて被災者に対する衛生指導を行う。

(6) 防疫措置の報告

防疫に関する報告については、「奈良県防疫必携　第12節災害防疫　4　災害防疫活動」によるものとする。

3. 資機材の調達・備蓄

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。また、資機材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

4. 入浴サービス

本町は、災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が不可能となり、住民生活において、衛生及び健康上問題の発生するおそれがある場合は、入浴サービスを実施する。

(1) 入浴施設の確保

救護厚生部は、町内の大型浴槽を有する施設が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、町内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、近隣市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

(2) 入浴施設までの交通手段の確保

入浴施設までの交通手段は、原則として利用希望者が独自で確保することとするが、病弱者や高齢者、身体障がい者など要配慮者のうち交通手段の確保が困難な者については、町本部と協議のうえ、マイクロバスの活用等による便宜を図る。

5. 愛玩動物の収容対策

(1) 特定動物※の逸走対策

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者へ捕獲その他の必要な措置をとるよう指示を行うか、飼養者に代わって警察に通報するとともに、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。本町は、県と連携して付近住民

への周知に当たる。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養･保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

(2) 放浪犬猫の保護収容

救護厚生部は、県の行う、大規模災害発生後の被災した犬猫の保護・収容場所の確保に協力する。

(3) 愛玩動物飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第6節　廃棄物処理及び清掃計画

道路、住家等に運び込まれた土砂・がれき等の障害物除去を実施することで、緊急交通路や必要最小限の住民生活を確保するとともに、それらの土砂・がれきやごみ、し尿等の廃棄物処理を適正に行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

1. 実施体制

災害時における廃棄物の処理及び清掃の実施責任者は町長とし、救護厚生部が清掃班を編成し実施する。

なお、町のみにおいて対応困難な場合は、近隣市町または県の応援を要請する。災害発生時、県から災害廃物処理緊急支援要員が派遣される。被害状況や交通状況などの必要情報を緊急支援要員と協力し、県本部に迅速に報告する。

2. し尿処理

倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地の防疫上、すみやかに収集処理を行う。また、ライフラインの途絶によって水洗トイレが使用できなくなった場合は、仮設トイレの設置を実施する。なお、これらの対策にあたっては、被災者1人あたり1.4 ℓ/日のし尿排泄があると想定する。

(1) し尿排出予測と処理能力の把握

救護厚生部は、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難場所及び避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋・焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し企画総務部に報告する。企画総務部は、町本部の指示に基づいて県に報告する。

(2) 収集方法

被災地域の状況に応じて町の委託業者と緊密な連絡を取り、避難所など避難者集中地区を重点的に収集する。収集が町単独では対応不可能になった場合は、他市町からの人員・資機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。収集運搬体制の確立が困難な場合は、町本部は、県に対し支援を要請する。

(3) 処理等の方法

①避難者は、必要に応じて避難所等に簡易トイレを設置して処理するものとし、被災家屋についても汲み取り式以外は同様の対応をとるものとする。

②収集したし尿は、委託業者による運搬処理を行う。

■し尿収集資機材一覧

	収集車		運搬車	運搬船等の船舶
	バキューム車	その他		
平群町所有	－	－	－	－
委託業者所有	5 台	－	－	－
許可業者所有	7 台	－	－	－

資料：「環境省廃棄物処理技術情報（平成 29 年度調査結果）」

(4) 仮設トイレの設置

被災の状況によって、被災地域の避難所の人員に応じて仮設トイレの設置を行い、消毒衛生上の配慮を行う。

(5) 広域支援

①支援要請

町が被災し、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア　災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
イ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
ウ　その他必要な事項
エ　連絡責任者

②支援

被災市町村を支援する場合は、町の処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア　し尿の処理（収集、運搬、処理等）
イ　し尿の処理に必要な資機材等の提供
ウ　し尿の処理に必要な職員等の派遣
エ　その他し尿の処理に関し必要な行為

3. 生活ごみの処理

災害により、避難所等から非日常的に生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、処理計画に基づき対策を樹立する。

(1) 生活ごみの排出予測と処理能力の把握

救護厚生部は、避難所等における生活ごみの排出量を予測するとともに、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、企画総務部に報告する。企画総務部は、町本部の指示に基づいて県に報告する。

(2) 生活ごみの処理計画

救護厚生部は、生活ごみの排出量の予測と町内の処理能力の状況を踏まえごみ処理計画を作成し、企画総務部に報告する。企画総務部は、町本部の指示に基づいて県に報告する。なお、町外の支援が必要な場合は、町本部は、奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定に基づき、県または近隣市町に要請を行う。

(3) 収集・運搬方法

救護厚生部は、ごみの早期収集を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行い、被災地の状況に応じてすみやかに被災集中地区を重点的に、本町及び委託業者のごみ収集車をもって収集・運搬する。

なお、町外の支援がある場合は、支援機関に収集・運搬への参加を要請し、すみやかに実施する。

■ごみ収集資機材一覧

	収集車	運搬車（収集運搬部門）	運搬車（中間処理部門）	運搬船等の船舶
平群町所有	11 台	－	1 台	－
委託業者所有	2 台	－	－	－
許可業者所有	3 台	－	－	－

資料：「環境省廃棄物処理技術情報（平成 29 年度調査結果）」

(4) 処理方法

収集したごみは、下記のごみ処理施設において焼却処理する。なお、焼却灰は運搬処理する。交通遮断もしくは施設の破損により、処理不能の場合には、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保する。

■ごみ処理施設

施設名称	所在地	処理能力	
平群町清掃センター	椿井 1737	ごみ処理施設	機械化バッチ式焼却炉 可燃物 35t／8h（17.5t8h×2 炉）

資料：平群町ホームページ

(5) 広域支援

①支援要請

町が被災し、生活ごみの処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア　災害の発生日時、場所、生活ごみの発生状況
イ　支援を必要とする生活ごみの場所、性状、処理量、処理期間等
ウ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
エ　その他必要な事項
オ　連絡責任者

②支援

被災市町村を支援する場合は、町の処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア　生活ごみの処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）
イ　生活ごみの処理に必要な資機材等の提供
ウ　生活ごみの処理に必要な職員等の派遣
エ　その他生活ごみの処理に関し必要な行為

4. がれき等の処理（障害物除去を含む）

災害により、浸水・倒壊家屋等から排出される木材、家具や家電製品等のがれきが一時期大量に排出されることから、処理計画に基づきその対策を樹立する。

(1) 情報の収集

救護厚生部は、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況を把握し、企画総務部に報告する。企画総務部は、町本部の指示に基づいて県に報告する。

(2) 発生量の把握

救護厚生部は、処理を計画的に実施するため全体の発生量を把握し、企画総務部に報告する。企画総務部は、町本部の指示に基づいて県に報告する。

(3) 収集、運搬方法

救護厚生部は、浸水・倒壊家屋等から発生したがれき等について危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。がれき等の収集・運搬の際には、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定に基づき、町本部を通じて、県または近隣市町に要請を行う。

(4) 処理方法

救護厚生部は、がれき等が大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保する。

また、がれき等の処理にあたっては、木材、コンクリートや家電製品等リサイクル可能なものについては分別等を行い、極力リサイクルに努める。

(5) 広域支援

①支援要請

町が被災し、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア　災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
イ　支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
ウ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
エ　その他必要な事項
オ　連絡責任者

②支援

被災市町村を支援する場合は、町の処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア　がれき等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）
イ　がれき等の処理に必要な資機材等の提供
ウ　がれき等の処理に必要な職員等の派遣
エ　その他がれき等の処理に関し必要な行為

5. 廃棄物処理施設の復旧

救護厚生部は、清掃センターの被害状況を調査し、被害が生じた場合は企画総務部を通じて県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十

分注意しながら施設の稼動を図る。

第7節　ボランティア対策計画

1. ボランティアの要請

本町は、災害時におけるボランティアの重要性に鑑み、町社会福祉協議会と連携し、必要に応じ防災関係団体やボランティアとして登録している民間団体、または個人に対して救援活動への協力を要請する。

また自主的にボランティア活動に参加しようという人達へは、厚意に感謝し、能力・条件に応じて活用する。

■ボランティア団体の連絡先

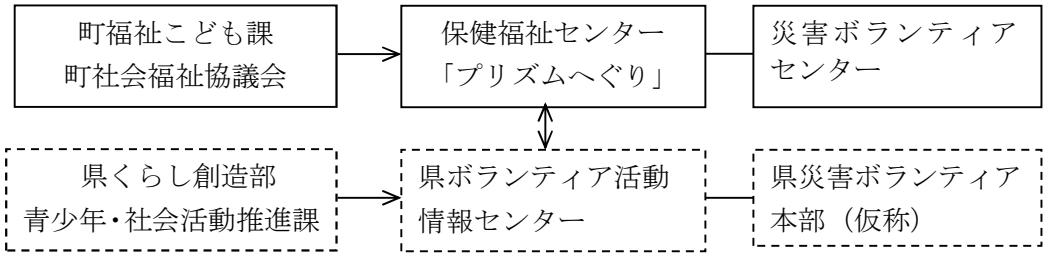

(1) 災害ボランティアセンターの設置

多数のボランティアが必要となる場合は保健福祉センター「プリズムへぐり」に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行ってその活動を支援する。この運営は町社会福祉協議会が行い、県災害ボランティア本部（仮称）との緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

本町は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

(2) 一般ボランティア

テレビやラジオ等の報道機関を通じて一般ボランティアの募集を行い、ボランティアを必要とする自治会や避難所の要請内容を確認したうえで派遣する。

(3) 専門的技能を有するボランティア

救護厚生部は、各部から専門的技能を有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで災害ボランティアセンター、県や関係団体等に対してボランティアの派遣を依頼する。

①医療、助産分野
②心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー、ホームヘルパー）
③建築分野（建築物危険度判定士）
④語学分野
⑤輸送分野
⑥情報通信分野
⑦その他専門的な技能を有する分野

2. ボランティアの受け入れ体制

ボランティアの受け入れは、救護厚生部が災害ボランティアセンターとの連携を図りながら活動内容や派遣所等を勘案のうえ、受け入れ及び派遣調整を行う。

また、救護厚生部はボランティア活動に必要な資機材等の提供のほか、ボランティア保険制度の普及によって活動中の事故に対する保障に努める。

3. ボランティアの活動内容

ボランティアは、概ね次のような内容に対するサポート業務を行うものとする。
なお、必要に応じて変更、追加を行う。

活動項目	活動内容等
炊き出し （食料供給）	ア　炊き出しのための物資の調達、必要数量の把握 イ　調理・分配
物資の搬送 ・仕分け	ア　町内外からの物資の搬送及び搬入作業 イ　物資の数量、品目種類等の整理、把握 ウ　必要物資・数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配布 エ　輸送手段、要員等の計画・確保
避難所での活動	ア　指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 イ　避難者の実態把握 ウ　負傷者、高齢者等の介助 エ　避難所生活から自立するための支援活動 オ　避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 カ　問い合わせ等への対応 キ　在宅居住被災者への支援
救護所での活動	ア　救護所における医療活動の補助 イ　必要な物資の搬送 ウ　医療機関等への連絡
情報伝達・広報	ア　避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙配付等 イ　外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等
情報収集 （調査活動）	ア　災害発生地域、被害実態、不足品調査、その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 イ　避難所内及び災害発生地域での各種情報の収集及び災害本部への連絡
募金活動	ア　義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ・取り組み

4. その他

応急措置を実施するため特に必要と認めるときは、災害対策基本法、災害救助法、水防法及び消防法の規定により、従事命令または協力命令により要員の確保を図る。

第8節　労務計画

災害時において、町職員のみでは災害に対処する必要な要員に満たない場合は、他より労働者等を雇用する。

1. 実施体制

必要な要員の確保は、町において行う。ただし、災害の規模等により町において本町域内で要員の確保ができないときは、県に要請する。県は町からの要請により、必要な要員の種別によって動員または労働者を雇用し、あるいは災害をまぬがれた市町村に応援するよう連絡・調整を行う。

2. 労働者供給の範囲及び雇用の期間

応急救助のための労働者供給の範囲及び雇用の期間は、災害救助法に基づいて行う場合とする。

3. 労働者確保・供給の方法

(1) 労働者の確保

本町は、公共職業安定所長の措置する労働者の確保について、資料の提供、求職者等に対する連絡その他労働者の確保について協力する。

(2) 必要な労働者の把握・求人の申し込み

本町は、必要な労働者数・種別を把握し、奈良しごとｉセンターにその旨を連絡、要請する。

連絡・要請を受けた奈良しごとｉセンターは、奈良労働局職業安定課を経由のうえ、公共職業安定所長に対して求人の申し込みを行う。

(3) 労働者の供給

本町は、労働者確保の連絡・要請後、すみやかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において公共職業安定所職員の立ち会いのもとに、労働者の供給を受ける。また、作業終了後においても、労働者輸送のための配車措置を講じておく。

4. 賃金の支払い

賃金は、町において予算措置し、就労現場において作業終了後、ただちに支払うものとする。なお、作業終了後、ただちに賃金の支払いができない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知しなければならない。

応急救助のため支出できる賃金は、その地における通常の例による。

第9節　住宅応急対策計画

本町は、災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、災害救助法が適用されない場合に限り、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理を行うことで居住の安定を図る。また、この実施にあたっては高齢者・障がい者等の要配慮者に対して十分に配慮する。

1. 実施体制

応急仮設住宅建設に係わる業務は、実施責任者を町長とし、施設資材部Ａを中心に町内建設業者等の応援協力を得て実施する。

2. 実施方法

応急仮設住宅に収容される者は、住宅が全焼、全壊、流失した者であって、居住する住家が無く、自己資力では住宅を建設できない者に対し、県営住宅の特定入居措置を優先して行い、必要がある場合に応急仮設住宅を建設する。

3. 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準（本編第3部第1章第2節「災害救助法の適用」第2項「適用基準」参照）に達し、町長が行うこととした場合は、これに基づく以下の措置方法で対処する。

(1) 応急仮設住宅の設置

①対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住家が全焼、全壊、流失した者であって、居住する住家が無く、自らの資力で住宅を建設することができない者とする。

②設置の方法

施設資材部Ａが建設業者に請負わせて行う。応急仮設住宅建設場所は、災害地域その他を考慮して決定する。

③設置戸数及び設置場所

全焼、全壊及び流失戸数、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して設置する。

④建物の規模及び費用の限度

仮設住宅建設のための費用の限度を資料編「災害救助法による救助の内容」に示す。

→資料編3-7　災害救助法による救助の内容

⑤建築の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限りすみやかに設置する。

⑥住宅の供与及び期間

ア　応急仮設住宅に収容する入居者の選考については、民生委員・児童委員等の意見も参考とし、被災者の資力、その他生活条件を十分調査して決定する。また、障がい者、高齢者等を優先的に入居させる。

イ　応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう指導する。

ウ　被災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から2ヶ年以内とする。

⑦住宅の構造

住宅の構造は、高齢者・障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り入居者の状況や利便性に配慮する。

(2) 住宅の応急修理

①対象者

災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で自らの資力で応急修理ができない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に基づき応急修理を実施する。

②応急修理の方法

施設資材部Ａを中心として計画を立て、町内建設業者等の応援協力のもとに実施する。

③応急修理戸数

応急修理戸数は半焼、半壊戸数、災害の状況及び被災者の経済能力等を考慮して決定する。

④応急修理の規模及び費用の限度

応急修理のための費用の限度を資料編3－7「災害救助法による救助の内容」に示す。

⑤応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(3) 書類の整備保管

①応急仮設住宅の場合

この住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し保管する。

ア　救急実施記録日計票

イ　応急仮設住宅台帳

ウ　応急仮設住宅用敷地賃貸契約書

エ　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書

オ　工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

キ　入居契約書

②住宅の応急修理の場合

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、材料輸送簿等を整備する。

ア　救助実施記録日計票

イ　住宅応急修理記録

ウ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書
エ　住宅の応急修理関係支払証拠書類

4. 公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、町が建設し、管理する。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し管理する。

5. 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害により滅失し、または著しく損傷した場合、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

第10節　教育対策

1. 文教対策計画

教育総務部は、災害が発生した時、町立の小中学校、こども園等（以下、「学校等」という）の応急教育ならびに町立文教施設の応急復旧対策を行う。各学校、こども園ごとの災害発生に伴う措置については、校長等（学校等の責任者をいう、以下同じ）が具体的な応急対策を立てて行うものとする。また、学校法人にあっても、この計画に準じ、文教対策を実施しなければならない。

(1) 休校措置

校長等は災害が発生し、または発生が予想される気象条件の場合、教育総務部と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。また、以下の措置を講じるものとする。

①児童等を帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させる。

②低学年児童等にあっては、教師が地区別に付き添う等の措置を取り、児童の安全確保を図る。

③休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を確実な方法をもって各児童等の家庭に周知徹底させる。

(2) 災害後学校施設の利用

災害を受けた学校等における授業実施のための校舎等施設の利用は、災害の規模、被害の程度によって異なるが、概ね次の方法による。

①校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用する。

②①の場合でなお不足する場合は二部授業の方法をとる。

③校舎の全部または大部分が利用できない場合は、公共施設等を利用して授業を行う。

④利用すべき施設がないときは応急仮校舎を建設し授業を行う。

⑤その他振替え授業、二部授業、講堂の間取り利用、学級の臨時編成替等の方法で、できる限り教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

(3) 避難

校長等は避難に関し、以下の対策を講じるものとする。

①学校等が住民の避難所に利用される場合は、災害の状況に応じ必要な措置を講じる。

②児童等の集団避難については、避難先への輸送方法、教育、保健衛生及び給食等の方法については、あらかじめ計画をしておく。

(4) 教職員の確保

教育総務部は、教職員の被害状況を把握するとともに、県教育委員会と連絡を取り、教職員の確保に努める。

(5) 学校給食対策

教育総務部は、応急給食の必要があるときは、各学校長等との協議のうえ、学校給食センターの協力を得て、応急給食を実施する。

(6) 健康診断等の実施

教育総務部は、災害の状況に応じて、教職員及び児童等に感染症予防接種、健康診断等を実施するよう配慮する。

(7) 学校等における心のケア

教育総務部は救護厚生部の協力を得て、児童等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

2. 応急措置

(1) 緊急避難の指示

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

①校内での応急対応

ア　児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

イ　施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。

ウ　非常持ち出し品の搬出を指示。

エ　避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

②登下校時の応急対応

ア　通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。

イ　避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

③　学校行事（校外）においての応急対応

ア　現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。

イ　全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(2) 災害の状況報告

校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

①公立のこども園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた町教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

②私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

3. 応急教育の実施

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、または、短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

①教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

②校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。

③学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。

④校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

①できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

②休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

③児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

4. 学用品供給計画

教育総務部は、災害により、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損した児童等に対する学用品の給与を次のように実施する。

(1) 供与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水により、学用品を喪失または毀損し、就学上支障をきたした児童、生徒

(2) 給与の方法

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

①教科書

②文房具

③通学用品

(3) 学用品の給与のために支出できる費用

学用品の給与のために支出できる費用は次の額の範囲内とする。

①教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出またはその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

②文房具及び通学用品費

奈良県地域防災計画に準ずる。

(4) 学用品の給与を実施できる期間

災害発生の日から、教科書は1ヶ月以内、その他の学用品は15日以内。

(5) 学用品給与のための調達先

緊急調達先は次のとおりとするが、町において調達が困難なときには、知事に要請する。

書店名	住所	電話番号	ＦＡＸ番号
奈良県教科書株式会社	（本社）広陵町馬見北 3-2-31	54-2201	54-0301
	（流通センター） 香芝市磯壁 2-1090-11	71-6031	79-0901

第４部　災害復旧・復興計画

第1章　公共施設等の災害復旧計画

第1節　公共施設の災害復旧計画

本町及び各施設管理者は、被災した公共施設の復旧において、被害の程度を十分検討したうえで、原状復旧を基本としながら必要な場合には施設の新設または改良復旧を図り、二次災害の発生を防止する。その実施にあたっては、被害の状況に応じて施設の重要性と緊急性が高いものから優先的に復旧工事を行う。

1. 実施体制

災害によって被害を受けた公共施設の復旧を迅速かつ計画的に行うため、町をはじめ各施設を管理する公共機関は、実施に必要な職員を適正に配備するとともに、職員の応援派遣等について県に要請する。

公共施設の災害事業復旧計画は、概ね以下のとおりである。

2. 災害復旧事業計画の作成

住民生活の基盤として重要な役割を担う道路・河川等の公共土木施設、上水道、下水道、電気、ガスを含むライフライン施設等を災害復旧事業の対象とし、住民の意向を尊重しながら復旧事業計画をすみやかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
　①河川公共土木施設災害復旧事業計画
　②砂防施設災害復旧事業計画
　③林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
　④道路公共土木施設災害復旧事業計画
　⑤急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
　⑥下水道災害復旧事業計画
　⑦公園災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 水道災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(9) その他の災害復旧事業計画

3. 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、本町及び県は、すみやかに公共施設の災害の実態を調査するとともに、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に行われるよう努める。

4. 災害復旧事業の留意事項

災害復旧事業の実施にあたっては以下の事項に留意する。

①県及び本町は被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

②被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。

③事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図ること。

④奈良県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに県及び本町は復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

⑤指定区間外の国道の災害復旧にあたり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。

⑥重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び市町村に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。

⑦指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。

⑧指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。

第2節　激甚災害の指定に関する計画

激甚な災害が発生した場合、当該地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づき、国は、地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。

そのため町内で災害による大規模な被害が発生した場合には、本町は、「激甚法」における指定の手続きを経たうえで国からの援助、助成を受けて災害復旧事業の円滑な実施を図る。

また、本町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2章　民有施設の災害復旧計画

第1節　生活確保に関する計画

1. 生活相談

町（企画総務部）は、災害により被害を受けた住民が、生活再建が行えるように各種の生活相談に応じる相談窓口を開設すると共に、住民サービスが可能となるように事務処理体制を整える。

(1) 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律等、生活全般に関する各種相談に対する総合相談窓口を町役場庁舎（庁舎被災時は町役場分庁舎（仮称））に設置し、相談内容に応じて的確な対応に努める。

(2) 相談内容

相談窓口における相談内容については、概ね次の通りとする。

①行方不明者の捜索等に関すること。
②被災住宅の修理及び仮設住宅の斡旋に関すること。
③建物被害判定に関すること。
④ライフラインの復旧に関すること。
⑤各種法律相談に関すること。
⑥税等に関すること。
⑦生業資金の斡旋、融資に関すること。
⑧義援金品の支給に関すること。
⑨夫婦、親子関係や避難所等におけるストレス等の悩みに関すること。
⑩その他、必要な事項に関すること。

(3) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するため、次の相談スタッフの充実に努める。

①町以外の関係機関と連携すると共に、民間の各専門スタッフの協力を得るように努める。
②相談体制の充実を図るため、女性の専門相談員や手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

2. 被災者に対する職業の斡旋

(1) 職業の斡旋

本町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報をすみやかに把握するとともに、他市町村と連絡調整を行い、離職者の早期再就職の斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図る。

(2) 職業訓練の促進

本町は、県と連携して、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう支援する。

3. 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法の適用された区域に所在する、雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止または廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた者であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている場合は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給することとなっている。

本町は、広報等により住民に周知するなどの協力を行う。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

4. 租税等の徴収猶予及び減免

(1) 町税の納税緩和措置

本町は、被災した納税義務者または特別徴収義務者等（以下「納税義務者等」という）に対し、それぞれの実態に応じて、地方税法により納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を講じる。

①期限の延長

納税義務者等が災害により、申告、申請、請求、その他の書類の提出または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、当該期限の延長を認める。

②徴収の猶予

納税義務者等がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付・納入することができないと認められるときは、1年以内の期限に限りその徴収を猶予する。

なお、やむを得ない事情が認められる場合はさらに1年以内の延長を行う。

③減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

(2) 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者が保険料を納付することが困難な事情にあるときは、その保険料が免除される。年金機構は、申請（罹災証明書を添付）に基づいて内容審査を行ったうえで決定する。

(3) 国民健康保険税の減免

平群町国民健康保険税条例第26条の規定に基づき、災害により生活が著しく困難となった者のうち特に必要があると求めるものに対し、保険税を減免することができる。

(4) 後期高齢者医療保険料の減免

奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条の規定に基づき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅又は家財について著しい損害を受けた者に対し、その保険料を減免することができる。

(5) 介護保険料の減免

平群町介護保険条例第10条の規定に基づき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたものに対し、介護保険料を減免することができる。

5. 援助資金の貸付等

本町は、災害により被害を受けた生活困窮者に対して、次に示す援助資金等を支給又は貸付けることにより生活の安定を図る。

→資料編4-1　援助資金等の概要

(1) 災害弔慰金（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律）

自然災害により死亡した者がある場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律）

自然災害により精神もしくは身体に著しい障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律）

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当体の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

(4) 生活福祉資金（根拠法令：生活福祉資金貸付制度要綱）

奈良県社会福祉協議会は、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、低所得世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められる者をいう）に対し、生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付を行っている。

町社会福祉協議会及び民生委員・児童委員は、その相談業務を行う。

ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(5) 母子・寡婦福祉資金の貸付（根拠法令：母子及び寡婦福祉法）

①母子福祉資金

県は、母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20才未満の者を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している者の福祉の増進を図ることを

目的として、貸付を行うこととなっている。

本町は、広報等により住民に周知するなどの協力を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

②父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、貸付を行うこととなっている。

本町は、広報等により住民に周知するなどの協力を行う。

一般的な融資制度であるが被害の場含には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

③寡婦福祉資金

県は、寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、貸付を行うこととなっている。本町は、広報等により住民に周知するなどの協力を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

6. 被災者生活再建支援法

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

①災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害

④①又は②の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑥5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、③④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

(2) 支援金の対象世帯と支援額

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給額

■複数世帯の場合　(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
解体世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

■単数世帯の場合　(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
解体世帯	建設・購入	75	150	225
	賃貸	75	37.5	112.5
長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金
加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(4) 法の対象となる自然災害の公示

県は、発生した災害が対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

①法の対象となる自然災害が発生した市町村名又は都道府県名

②当該市町村における住家に被告を受けた世帯数

③公示を行う日

④その他必要な事項

(5) 長期避難世帯

①認定

県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受けるおそれがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能

な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を長期避難世帯として認定する。

②公示

県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに公示する。

ア長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名

イ長期避難世帯となった日

ウ公示を行う日

エその他必要事項

③解除

県は、長期避難世帯として認定後、避難勧告等の解除等により、当該住宅の居住不能伏態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定を解除する。

ただし、避難勧告等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場含には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。

また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、②に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

第2節　義援金品等に関する計画

1. 義援金

(1) 義援金の募集

県は、被害状況を勘案し義援金の募集を決定した場合、被災地の状況を十分考慮し、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会等の関係団体と連携して募集を行う。

(2) 義援金の受付

①県は義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。

②県は、保有する広報媒体を利用し、義援金の募集および受付に関する広報活動を行う。

③日本赤十字社奈良県支部は、県内外から直接義援金を受け付けるほか、奈良県支部が指定する金融機関等で義援金を受け付ける。

④日本赤十字社奈良県支部、県共同募金会等の義援金募集機関は、（3）の①で規定する委員会が指定する金融機関の口座に期日までに送金を行う。

⑤日本赤十字社奈良県支部は、義援金の募集・受付状況を報道機関や奈良県支部のホームページで広報を行う。

(3) 義援金の配分

①県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その事務局を担当する。

②日本赤十字社奈良県支部は、義援金の迅速・公正かつ透明性のある配分に寄与するため委員会に参画する。

③委員会は、市町村より報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。

④本町は、委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。なお、町が独自に募集した義援金の配分については、以下のとおりとする。配分にあたっては、町の広報紙を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

なお、配分対象を明確にするため、本町は被災者名簿より被害状況別、地区別に把握しておく。義援金の管理担当は、本部事務局とする。

ア　死者（遺族）

イ　災害により障がい者となった者・重傷者

ウ　住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯

エ　その他、災害の状況に応じて委員会で協議のうえ決定する者

■義援金の流れ

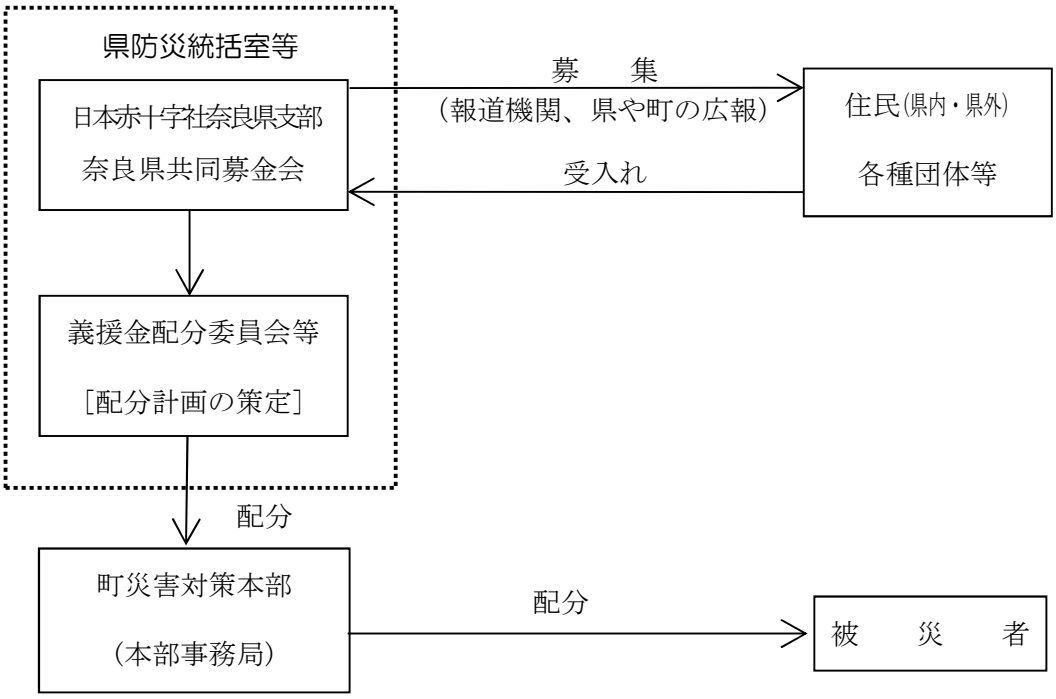

2. 義援物資

(1) 義援物資の募集

施設資材部Aは災害発生後すみやかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、企画総務部を通じ義援物資の募集を行う。その際、企画総務部及び県は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

①被災地において必要とする物資

②被災地において不要である物資

(2) 義援物資の受付・保管

①義援物資の受付及び保管は施設資材部Aが行う。

②受付期間は災害発生の日から概ね1ヵ月以内とし、必要に応じ延長する。

③義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録し、受付の事務が終了したときは、その結果について企画総務部を通じて県に報告する。

④受付の際に、大量の義援物資が予想される場合には、輸送拠点においてボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

⑤物資の搬入、集積及び仕分けが困難な場合には、県及び近隣市町に協力を要請する。

(3) 義援物資の配分

施設資材部Ａは、寄せられた義援物資をすみやかに被災者に配分する。配分に当たっては、被災者名簿より被害状況別、地区別に配分の対象者を把握し、公平な配分を行う。

配分の事務が終了したときは、企画総務部はその結果を県に報告する。

■義援物資の流れ

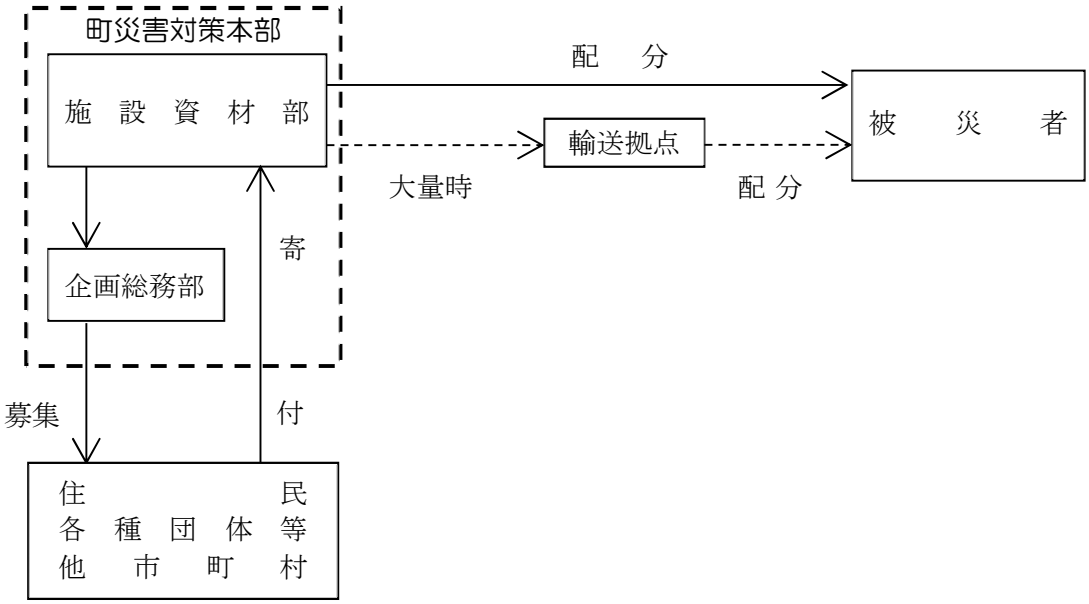

第3節　住宅復興計画

災害により滅失または破損した住宅を復旧するために必要な措置等を講じる。

1. 住宅金融支援機構への斡旋等

(1) 住宅相談窓口の設置

本町は、県と連携して、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

(2) 災害復興住宅融資

火災、地震、暴風雨等の災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資を適用し、建設・購入（中古を含む）又は補修に要する資金の貸付を行う。

①資金の種類

ア　建設資金

イ　新築購入資金

ウ　リ・ユース（中古）購入資金

エ　補修資金

②町の措置

本町は県と連携し、災害地の滅失住宅の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者住宅の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

2. 災害公営住宅の建設

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）の規定により国がその建設に要する費用の一部について補助することとなっている。

滅失または焼失した住宅が公営住宅法または激甚法に定める基準に該当する場合、本町は、災害住宅の状況をすみやかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(1) 公営住宅の建設条件

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に賃貸するため、本町は、次に該当する場合において国の補助を受け公営住宅の建設を行う。

①地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合

ア　被災地全域の滅失戸数が500戸以上

イ　一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）

ウ　滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

②火災による場合

ア　被災地全域の滅失戸数が200戸以上

イ　滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

(2) 公営住宅の入居者資格

公営住宅の入居者は、次の条件とする。ただし、老人，身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者にあっては、次に示す①②④に該当する者とする。

①災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

②現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

③その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を越えないこと。

④現に住宅に困窮していることが明らかなものであること。

3. 民間賃貸住宅の紹介

本町は、県と協力して、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第4節　中小企業等の支援計画

1. 被災中小企業の振興

本町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めておく。

本町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する事業資金等の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定とより一層の振興が図られるよう次の措置を講じる。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

本町は、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 融資の弾力的運用

本町は、県と連携し、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに、県中小企業融資制度の「経済変動対策資金」や「セーフティネット対策資金」による融資が円滑に行われるよう必要な措置をとる。

(5) 雇用対策

被災した事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施する。被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

→資料編4-2　融資制度等の概要

2. 農業者への融資

本町は、災害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金等による融資を促進するため、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。

また、農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるよう措置する。

→資料編4-2　融資制度等の概要

第5節　罹災証明書の発行

罹災証明書は、被災した事実の証明書であり、各種の被災者支援施策の適用の基礎となるものである。本町は、被災者生活再建支援金の支給その他、各種の被災者支援措置を適切に実施することができるよう、罹災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

1. 罹災証明の対象

町長は、災害対策基本法（以下「法」という）第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水した家屋について罹災証明書（様式－12参照）を発行する。なお、家屋以外のものが罹災した場合において証明の発行が必要な場合についても対応する。被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。

町長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部署を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保等を講ずるよう努める。また、罹災証明交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

町長は、法第90条第3項に基づき、町に災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

また、火災等による家屋等の損害については、西和消防署長が罹災証明を行う。

2. 被災家屋の被害認定基準

被害家屋調査は、被害認定基準を参考に実施する。

→資料編3-6　被害の認定基準

3. 罹災証明発行の手順

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、施設資材部Ａは、次の準備作業を実施する。

①建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

②調査担当区と担当調査員の編成表を作成する。

③調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、宿泊場所等の手配を行う。

(2) 被害家屋調査の実施

本町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した

住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

①調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

②調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は1棟ごとの内部立入り調査により実施する。

罹災証明の発行の手順

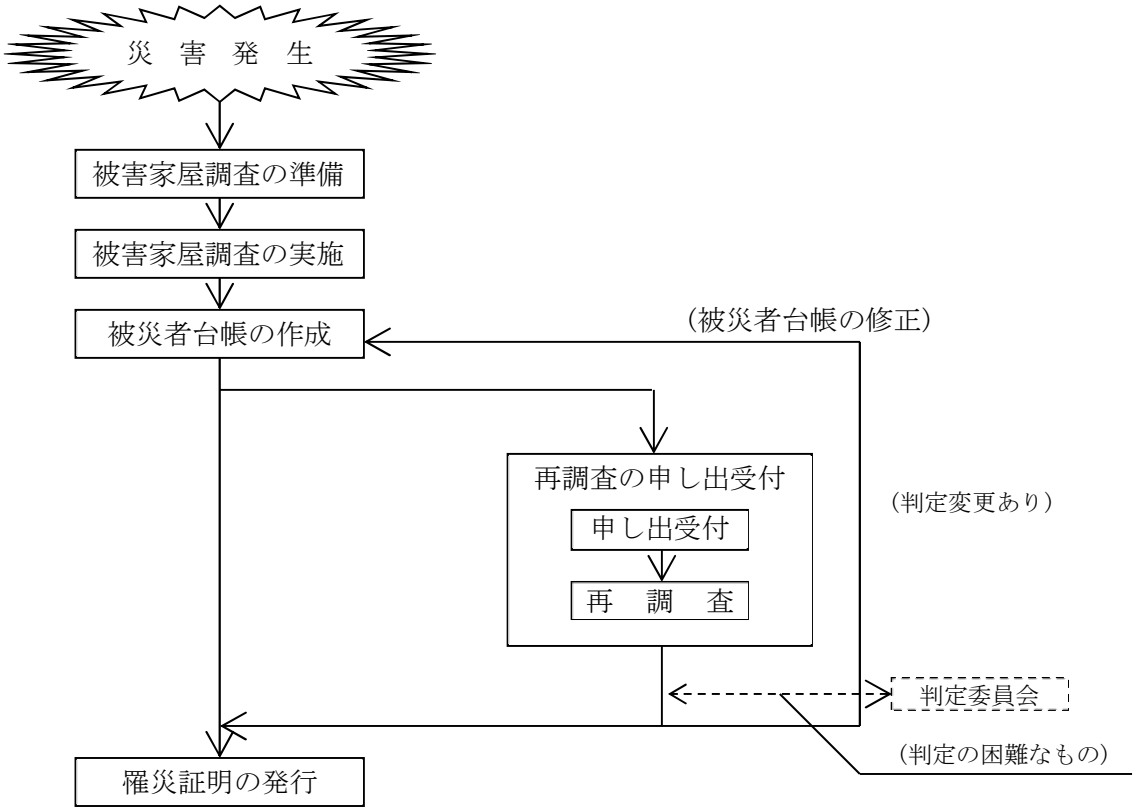

(3) 被災者台帳の作成

企画総務部は、固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、被災者台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

町長は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を1世帯当たり1枚発行する（様式－12参照）。ただし、火災等に関する罹災証明は西和消防署長が行う。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができるものとする。

施設資材部Aは、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を企画総務部に連絡する。企画総務部は被災者に判定結果を連絡すると共に必要に応じて被災者台帳を修正し、罹災証明書の発行手続きを行う。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

4. 罹災証明に関する広報

企画総務部は、罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置すると共に、町広報紙等により被災者への周知を図る。

第3章　災害復旧・復興計画

第1節　災害復旧・復興計画の策定

1. 復旧・復興に係る基本方針の策定

(1) 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向と復興計画を策定する必要がある。

このため本町は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携により、収集し整理分析を行う。

(2) 地域住民の意向の把握

本町は、被災した住民等関係者との話合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

(3) 基本方針の策定

本町は、復旧・復興の基本方針の策定に当たって、県や関係機関等との緊密な意思疎通を図りつつ、地域の実情や住民の意向等を踏まえた基本方針を策定する。

2. 復旧・復興計画の策定

(1) 復旧・復興に向けた指針の策定

本町は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方針を具体化するための指針を策定する。

(2) 計画推進のための体制の整備

復旧・復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、町が中心となり国・県・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、マンパワーの動員等の体制、復旧・復興事業のための資機材の確保、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方を確立する。

(3) 国・県・他の団体への協力要請

復旧・復興には、多大な費用を要することから、必要に応じて県や国に財政措置を要請する。また、復旧・復興対策の推進のため必要に応じ県や国、他の団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

(4) 地域住民への情報提供

地域復興の主体は住民であり、本町は定期的に住民との話合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第2節　災害復旧・復興本部等の設置

1. 災害復旧・復興本部の設置

災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向かっての復旧・復興計画策定の事務局となる災害復旧・復興本部を庁内に設置する。

2. 復旧・復興計画策定委員会の設置

住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復旧・復興の基本方針などを検討するため、必要に応じ、復旧・復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

3. 特定大規模災害からの復興

本町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第５部　広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第1節　総則

1. 計画の目的

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ巨大地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

2. 計画の基本方針

(1) 基本方針

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められて来た。県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、奈良県全域を対象としてその対策を推進してきた。

こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、県及び町による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

(2) 留意事項

本計画策定にあたっては、南海トラフ巨大地震の特質を考慮し、以下の点に留意する。

①自立した災害対応と近隣府県への支援

近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努める。

②地震防災対策の推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

③突発的な地震に備えた対策

突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、県や町がその支援を行う。

④計画的かつ早急な予防対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されており（2019年１月１日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

（3）本章に記載のない事項

本章に記載のない地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

3. 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

町域に係る地震防災に関して、町域の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務、又は業務の大綱については、「第1部第2章第1節」に準じる。

第2節　南海トラフ地震臨時情報

1. 地震の時間差発生による災害の拡大防止

(1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約２年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約１ヶ月後にマグニチュード 7.2 の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

(2) 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

2. 南海トラフ地震臨時情報の発表

(1) 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

(2) 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で１週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に１回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で１週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に１回程度とされている。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

Ｉ南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50ｋｍ程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が

発生もしくは、Ⅱ南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

③南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記２つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

（4）臨時情報の発表に対する警戒等措置

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から１週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに１週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、Ⅰ南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50ｋｍ程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から１週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、Ⅱ南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

③後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

ア　日頃からの地震の備えの再確認

ａ．家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

ｂ．避難場所・避難経路の確認

ｃ．家族等との安否確認手段の取り決め

ｄ．家庭等における備蓄の確認

イ　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

④必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

（5）必要な情報の伝達・周知等

①県及び町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。

Ⅰ南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

Ⅱ国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

②県及び町等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

③県及び町等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

県及び町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

①県や町、関係機関及び住民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

②住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

③町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

④周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。また、住民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

本町は、施設等の整備について、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たって、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。また、地震発生時に円滑に活動できるよう防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める等以下施策を優先的に検討する。

1. 消防用施設の整備

本編第2部第4章第2節に準じる。

2. 建築物、構造物等の耐震化

本編第2部第4章第1節に準じる。

第4節　防災訓練計画等

1. 防災訓練計画

本町は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、地震規模や被害の想定を明確にすると共に、南海トラフ巨大地震、内陸型地震等を想定した発災対応型訓練とする。また、阪神・淡路大震災等の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや、住民と一体となった訓練とするため、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入れ体制の訓練等を実施する。また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。なお、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により行う。

2. 公共施設における防災対策の充実

本町は、学校、社会福祉施設等公共施設については、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、本編第2部第3章第1節に準じて防災教育を実施すると共に、南海トラフ巨大地震に係る避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について防災計画を定め、防災訓練に努めるよう指導する。

第5節　地震防災上必要な防災知識の普及計画

本町は、県その他の防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、本編第2部第3章第1節に準じて防災知識等の普及を実施するほか、以下により南海トラフ巨大地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

1. 町職員に対する防災知識の普及

震災時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。本町は職員に対し、本編第2部第3章第1節に準じて防災知識の普及を実施するほか、南海トラフ巨大地震防災対策の円滑な実施を図るため、特に以下の事項を含む内容で研修受講等を促進し、必要な防災知識の普及に努める。

①南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識

②南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識

③南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

④南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、以下の点に留意したもの。

ア　広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害

イ　膨大な数の避難者の発生

ウ　被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響

エ　被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足

オ　電力・燃料等のエネルギー不足

カ　帰宅困難者や多数の孤立集落の発生

キ　復旧・復興の長期化

⑤地震に関する一般的な知識

⑥地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

⑦職員等が果たすべき役割

⑧地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

⑨今後地震対策として取り組む必要のある課題

2. 住民に対する防災知識の普及

本町は、防災関係機関、地域の自主防衛組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、本編第2部第3章第1節に準じて地域住民に対する防災上必要な教育及び広報を実施するが、南海トラフ巨大地震に備えて、その内容に以下の事項を含む。

①南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

②地震及び津波に関する一般的な知識

③防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

④地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の

備蓄等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

⑤地震発生時における地域の災害危険箇所

⑥過去の地震災害の事例及びその教訓

⑦地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識

⑧南海トラフ巨大地震が発生した場合の出火防止対策、家族の安否確認、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

⑨緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法

⑩住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）

⑪南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの

ア　広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害

イ　被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足

ウ　電力・燃料等のエネルギー不足

エ　帰宅困難者や多数の孤立集落の発生　等

3. 学校教育

学校教育を通じた防災知識の普及は、原則、本編第2部第3章第1節第3に準じて実施するが、南海トラフ巨大地震に備えて、その内容に以下の事項を含むよう配慮する。

（1）教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

①南海トラフ巨大地震等に関する知識

②地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識

③地震発生時の緊急行動

④応急処置の方法

⑤教職員の業務分担

⑥児童等の登下校(園）時等の安全確保方法

⑦学校(園）に残留する児童等の保護方法

⑧ボランティア活動

⑨その他

（2）教育・指導の方法

①教育活動全体を通じた児童等への地震防災教育

②研修等を通じた教職員への地震防災教育

③ＰＴＡ活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

（3）その他

①防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4. 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節の1.に準じて実施する。

第6節　地域防災力の向上に関する計画

本町は、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、広域的かつ甚大な被害が予想され、地震発生直後は他地域からの受援が困難であることが想定されるため、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、ＮＰＯ等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である旨を周知し、連携を強化推進する。

1. 自主防災組織の災害対応能力の向上

本町は、南海トラフ巨大地震防災対策において「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が重要であることを訴えると共に、本町及び西和消防署は、第2部第3章第2節の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

①南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
（他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など）

②自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）

③長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
（ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）

④自主防災組織同士の連携の促進
（交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等）　等

2. 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成、各種防災関係資材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。

また、地域防災力向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携等、防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。本町は、これらの活動を推進するため、平常時から事業所等との情報交換や連携体制の強化に努める。

3. 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害確認後、緊急消防援助隊として出動可能な隊が各消防（局）本部から出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

また、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。

第7節　広域かつ甚大な被害への備え

1. 建築物等の耐震性の確保

(1) 住宅等

本編第2部第4章第1節に準じて予防対策を実施するほか、以下対策の実施に努める。

①住民の耐震化に関する意識啓発

住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発の実施に努める。

②住宅補強や建て替えの促進

地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策の実施に努める。

③家具固定等の推進

屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

本編第2部第4章第1節に準じて予防対策を実施する。なお、耐震改修等の耐震化については、南海トラフ巨大地震や活断層地震により想定される震度予測、及び被害想定結果、並びにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施する。

また、本町は、町有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて、公表するよう努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

2. 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

本町は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

3. 斜面崩壊対策、液状化対策

本編第2部第4章第1節及び第5節に準じて予防対策を実施するほか、南海トラフ巨大地震発生時は、本編第3部第3章第4節に準じた斜面崩壊対策（土砂災害対策）の迅速な実施に努める。

4. 応急危険度判定の迅速な実施

本編第2部第4章第1節に準じて予防対策を実施するほか、南海トラフ巨大地震発生時は、本編第3部第3章第2節及び第3部第3章第4節に準じた応急危険度判定の迅速な実施に努める。

5. 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想されるので、交通機関が長期かつ広範囲にわたり不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になる。このため、県と連携して、帰宅困難者対策を推進する。

①県外就業率・就学率が高いという県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。

②年間約3,300万人の観光客が県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

6. 文化財保護対策

本町には、多数の文化財建造物等が存在するので、文化財の所有者又は管理者は、地震からこれらの文化財を保護するため、被害軽減対策を強化する。

対策は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則ると共に、「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にするほか、本編第2部第4章第1節に準じる。

第8節　地震発生時の応急対策等

1. 災害対策本部等の設置等

(1) 防災組織計画

本編第3部第1章第1節に準じる。

(2) 災害対策本部等の設置

本編第3部第1章第1節に準じ、町長は、南海トラフ巨大地震又は当該地震と判定される地震が発生したと判断した場合には、災害対策基本法に基づき、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

(3) 災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

本編第3部第1章第1節に準じる。

(4) 発災時が休日及び勤務時間外の震災対策初動体制及び震災対策警戒配備

原則、本編第3部第1章第1節に準じるが、特に勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、応急対策が早期に実施できる初動体制の強化に努める。

2. 地震発生時の応急対策

本町は、以下のように地震発生時の応急対策を行う。

(1) 地震情報の収集・伝達

本編第3部第1章第5節に準じる。

(2) 早期災害情報の収集

本編第3部第1章第7節に準じる。

(3) 被害状況、避難状況の調査・報告計画

①報告の基準

本町は、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。報告基準は、本編第3部第1章第8節に準じる。

②被害状況の調査

本編第3部第1章第8節に準じる。

③避難状況の調査

本編第3部第2章第3節に準じる。

④県防災統括室への報告

本編第3部第1章第8節に準じる。

⑤県事業担当課への報告

本編第3部第1章第8節に準じる。

⑥報告を行うことができない場合

本編第3部第1章第8節に準じる。

⑦被災者の安否情報

本編第3部第1章第8節に準じる。

(4) 施設の緊急点検・巡視

本町は、必要に応じ通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

その他、本編第3部第3章第2節に準じる。

(5) 二次災害の防止

本編第3部第3章第4節に準じる。

(6) 消火・救急救助活動

①消火活動

本編第3部第2章第1節に準じる。

②救急救助活動

本編第3部第2章第4節に準じる。

(7) 医療救護活動

本編第3部第2章第5節に準じる。

(8) 食料及び生活必需品等の調達

本編第3部第2章第10節に準じる。

(9) 輸送活動

本編第3部第2章第7節に準じる。

(10) 防疫・保健衛生活動

本編第3部第3章第5節に準じる。

3. 資機材、人員等の配備手配

本町は、以下のように、資機材、人員等の配備手配を行う。

(1) 資機材等の調達手配

資機材の調達等の協力体制を整備し、本編第3部第1章第3節に準じて、各種対策に係る応援協力依頼先と連絡調整を行い、資機材の整備に努める。

(2) 人員の配置

本編第3部第1章第1節に準じて、活動体制を確立することを原則とするが、人員が不足する場合は、本編第3部第1章第3節に準じて、人員の応援を求める。あるいは、本編第3部第3章第8節（労務計画）に準じて、必要な人員を確保する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

①防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

②機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

4. 他機関に対する応援要請

本編第3部第1章第3節に準じる。

第9節　支援・受援体制の整備

1. 広域防災体制の確立

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。

(1) 広域的防災対策とネットワーク化

①交通状況の情報の共有化

国及び県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能なように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

②輸送戦略の検討

国及び県と協力し、道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

③防災活動拠点のネットワーク化

国及び県と協力し、医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

(2) 災害用ヘリポートの整備

南海トラフ巨大地震発生時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により被災地域への救急・救護活動、救急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。このため、機動性があるヘリコプターによる応急・復旧対策活動を重要として、本編第2部第2章第4節に準じて災害用ヘリポートの整備に努める。

(3) 自衛隊の派遣要請

震災が発生した場合に、本町及び関係機関だけでは十分な災害応急活動が困難な場合で、住民の人命又は財産を保護するため必要と判断した場合には、本編第3部第1章第3節に準じて自衛隊の災害派遣要請の申入れを行う。

(4) 燃料の確保

救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

2. 遠隔市町村との連携

本町は、南海トラフ巨大地震が発生すると近隣市町の多くが被災する可能性があるため、大災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村との連携が必要となる。東日本大震災で得られた教訓を踏まえて改正された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく近畿ブロック以外の遠隔地域との連携体制等の活用を図る。

3. 被災地への人的支援

医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

4. 広域避難対策

(1) 広域避難者の受け入れ体制の整備

県における被害が軽微な場合は、本町は県と連携し、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

(2) 広域避難者への対応

奈良県への避難者に対して、県は、市町村、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」するとしている。

本町は被災者を受入た場合、避難所における被災者の情報を県や避難者の出身自治体と情報を共有するように努める。